

平成 2 1 年 第 3 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 1 年 9 月 7 日 開会

平成 2 1 年 9 月 1 6 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 1 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 7 日

平成21年第3回身延町議会定例会（1日目）

平成21年9月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	伊藤文雄	12番	渡辺文子
13番	奥村征夫	14番	中野恒彦
15番	松木慶光	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	川口福三	20番	穂坂英勝

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3人）

9番 日向英明
11番 伊藤文雄

10番 望月広喜

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（22人）

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄	
政策室長	赤池義明	町民課長	秋山和子	
税務課長	依田二郎	身延支所長	望月和永	
下部支所長	小林英雄	教育委員長	小松文雄	
教育長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国	
生涯学習課長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男	
子育て支援課長	稲葉義仁	建設課長	柴原信一	
産業課長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭	
観光課長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希	
水道課長	千頭和勝彦	代表監査委員	渡邊吉彦	

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会事務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互の礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

本日は、大変ご苦労さまです。

平成21年身延町議会第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

日中はまだ残暑が厳しく感じられますが、朝夕はめっきり涼しくなり、秋の気配が次第に色濃くなってまいりました。議員各位には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表す次第でございます。

さて、本定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論が得られますよう、お願い申し上げます。

国政においても、政権交代が現実になると実感しております。新政権は脱官僚と、そして地方主権をマニフェストに織り込んであります。私どもの議会に、これから住民の負託もますます大きくなり、そして責務が重大なものとなるような感じがいたします。

これからは秋も一段と深まってまいりますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

9番 日向英明君

10番 望月広喜君

11番 伊藤文雄君

以上、3人を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成21年9月7日から9月16日までの10日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成21年9月7日から9月16日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今期定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としては、お手元に配布のとおり各種行事等に参加いたしましたので、ご了承ください。

日程第4 町長行政報告。

町長が行政報告を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

本日ここに平成21年身延町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位には全員の出席をいただきまして、誠にありがたく御礼を申し上げます。

月日の経つのは早いもので、昨年10月24日の就任から今日で319日、10カ月余りが経過いたしました。この間、私は職員ともども「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」に近づけるべく、頑張らせていただいております。しかしながら、私どもを取り巻く経済状況は、依然として厳しさが続いております。

そんな中で、わが町に直接影響が生ずる平成21年度普通交付税についてであります。国ならびに山梨県は、7月28日に平成21年度普通交付税の交付について、公表を行いました。本町の交付額総額は44億2,398万3千円となり、前年度に比べて1億6,113万円の増額となりました。この主な要因は、地方財政計画における地方交付税1兆円の増額を反映し、地域雇用創出推進費の創設、保健衛生費の増、公債費に対する算定の増等によるものであります。また、市町村合併の特例に関する法律の財政措置による普通交付税の合併算定替えも5年目を迎え、合併後の新町としての一本算定と比較しますと、8億206万7千円の乖離が生じており、当初予算において地方交付税が歳入予算の約48%を占めていることから、今後の財政運営の厳しさを改めて認識したところでもございます。

次に、町税徴収についてであります。

わが町の平成19年度の徴収率は、全税目で79%の低率でありました。これをふまえ、町として徴収強化のため、平成20年度設立の山梨県地方税滞納整理推進機構に20年から参加をし、徴収の強化を図ったところであります。

平成20年度の取り組みは、納税相談や納期ごとの督促状の送付、一斉催告、差し押さえ予告、差し押さえ強制捜査、インターネット公売等を実施したところ、平成19年度差し押さえ件数はございません。このため強制換価額も0円でしたが、平成20年度は差し押さえ件数110件、強制換価額1,495万1千円でありました。徴収率も84.8%と向上したところでありますが、いまだ28市町村中25番目であります。今年度はさらに徴収強化を進め、差し押さえを自主納付に導く手段として活用し、納税の公平と自主財源の確保に努めてまいります。

次に、教育委員会における学校統合についてであります。

静川小と西嶋小の統廃合については、まず統合後に使用する校舎は西嶋小学校とし、地域の

皆さんにご説明を申し上げたところであります。その中で計画の見直し等も含め、賛成、反対、それぞれ多くのご意見やご要望をいただきました。

また下山中と身延中の統廃合につきましては、7月30日に下山PTA会長名で教育委員長宛ての要望書をいただきました。その趣旨は「両校の統合については地区や保護者とも理解はしている。ただし、平成22年4月の統廃合は、時期尚早である」との要望でした。

これらのことをふまえ、両統廃合については平成22年4月ではなく、平成23年4月の統廃合を目指すこととし、今後も両統合に向けて、理解を得る取り組みを推進したいと考えているところでございます。

次に、豊岡小と身延小の統廃合についてであります。

両校の統廃合については、保護者や地域の皆さんのご理解をいただく中、去る8月28日には両小学校の関係の皆さんに、経過や今後の教育委員会や町の取り組み等を説明し、平成22年4月1日の統廃合に対して、ご理解をいただいたところであります。

これを受けて、教育委員会から条例改正を9月本議会に提案するべきとの提言をいただきましたので、町としても両小学校の統廃合に対し、理解をいただいたとの判断から、身延町立豊岡小学校を平成22年3月31日をもって廃止したく、身延町立学校設置条例の一部を改正する条例を提出させていただいておりますので、議員の皆さんにはご理解をいただきたいと存じます。

次に、インフルエンザについてであります。

新型インフルエンザ対策については、第2回定例会の折にも申し上げましたが、その後、全国の医療機関からのインフルエンザ患者報告数が、全国流行開始の指標値を大きく上回ったことを受けて、平成21年8月21日に厚生労働省は、インフルエンザの本格的な流行シーズンに入ったと発表をいたしました。

このような中、8月21日には本町においても数人の患者が発生したと新聞報道されたところであります。町では、福祉保健課内に新型インフルエンザ相談窓口を開設し、感染拡大に備え、町民の皆さんに手洗いやうがい、マスクの着用など感染防止策の励行とともに、重症化する危険性の高い基礎疾患のある人や妊婦、乳幼児に症状が出た場合の早期受診を呼びかけるなど、あらゆる方法で情報を提供し、町民の皆さんの深いご理解とご協力をいただく中で、新型インフルエンザの発生や感染防止に努めてまいります。

次に今夏の国民最大の関心事でありました、第45回衆議院議員選挙についてであります。

8月30日投開票の第45回衆議院議員選挙は、開票の結果、民主党が過半数の241議席はもちろん、絶対安定多数の269議席をもはるかにしのぐ303議席を獲得いたしました。このことは、国民の皆さんが政権交代の道を選択したわけであります。

民主党は、国の予算を根本から考え直すといっております。このため、私ども地方自治体にもその影響は当然、考えられます。そこで、私を含め役場職員や町議会の議員各位の皆さん、さらには町民の皆さん一人ひとりが、わが町に少しでも有利な施策についての情報は素早くキャッチをし、それに向かって町民の皆さんとともに最大限の努力をいたしてまいりたいと思っております。と同時に、近日中に誕生する新政権は、これを担うであろう議員の皆さんが地方に意を注ぐといっておりますので、大きな期待をも寄せているところでございます。

次に防災についてであります。

昨日、9月6日は東海地震を想定しましての身延町総合防災訓練を各自主防災組織等の協力

により実施したところであります。8月11日早朝の震度4の駿河湾地震の影響もあり、防災意識の高まりが感じられ、関係者のご参加・ご協力を厚く感謝を申し上げます次第であります。

駿河湾地震の際には、本町におきましては被害報告もなく、日ごろからの防災対策が徐々に進んできている表れだと思いますが、今後、想像を絶するともいわれます東海地震発生に備えまして、防災対策の見直しを強く感じさせられました。

町におきましても、防災備蓄倉庫の整備を順次、実施しているところではありますが、被災の際の規模によりましては、各自主防災組織の役割が重要でありますので、町民の皆さんに向け、さらなる防災意識の高揚に努めてまいりたいと思います。

次に建築物の耐震改修については東海、東南海、南海地震に関する地震防災戦略において、死者数および経済被害額を被害想定から半減されるという目標の達成のため、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められております。本町においては、合併前の平成15年度から木造住宅耐震診断事業、平成17年度から木造住宅耐震改修事業に取り組んでおります。

一方、県では本年9月1日から切迫する東海地震に対応するため、県の指定する地域、東海地震の想定震度が6強以上の地域の町にある住宅に対する補助率の拡充とともに、地震発生時における木造住宅の倒壊等による圧死などを防止するため、民間木造住宅に対する耐震シェルターの設置に助成を行い、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的としております。今定例会の補正予算（第4号）に、耐震シェルター等設置の支援事業補助金を計上させていただきます。

次に、中部横断自動車道についてであります。

中部横断自動車道につきましては、第2回定例会の中でもお話したとおり、町内に建設をお願いしてありました地域活性化インターチェンジの名称についてであります。国への対応について、仮称であっても名前をとのことでありますので、和田については身延山インター、下田原については中富インターで進めていただくよう、決めさせていただきました。もちろん仮称ですので、正式名の決定時には、広く町民の皆さんの意見をいただく中で決定してまいりますが、今後、正式決定までの間は、この身延山インター、中富インターの名称で進めてまいりますので、ご理解をいただきたく、お願いを申し上げます。

次に、峡南橋についてであります。

峡南橋につきましては、県道に編入させていただいておることは、第2回の定例会で申し上げました。第2回定例会以降も、町民の皆さんから一日でも早く塗装をとの電話が多くございました。定例会の中で、塗装については県にお願いしてまいりますと申し上げました。県に対し、早急に塗装を施工していただきたい旨のお願いをしまいたところ、県道編入と同時のお願いにもかかわらず、県では大変なご配慮をいただき、9月近日中に請け負いに付していただけることとなりました。

しかし、年度途中の編入、即塗装もとのお願いでしたので、予算面や湯水期に施工することもふまえ、本年度は半分のツースパンを、残り半分は来年度に施工していただけることになりましたので、ご報告をさせていただきます。

次にみのぶ乗り合いタクシー北部エリア、下部・中富地区運行についてであります。

乗り合いタクシーは、ご案内のとおり昨年10月から南部エリア、身延で運行をはじめ利用者も増加の傾向にあり、1日平均27.3人の乗車実績であります。北部エリア、下部・中富

地区において、法律に基づく許可も下りる見込みとなりましたので、来たる10月1日から運行を開始することといたしました。

私は交通弱者対策として、お年寄りや子どもたちの足を確保することが、私たちの町に住むための絶対条件であると考えておりますので、この乗り合いタクシーが、その一端を担ってくれるものと期待をしておるところでもございます。

次に提出議案の中から、主なものについて申し上げます。

まず認定第1号 平成20年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと存じます。

次に報告第10号 平成20年度決算に基づいた健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

報告いたします本町の平成20年度決算に基づく比率は健全段階にありますが、これに甘んずることなく、なお一層、財政健全化に努めてまいります。

次に議案第88号 平成21年度身延町一般会計補正予算についてであります。

まず、国の経済危機対策に基づき、現下の厳しい財政事情に鑑み、乳児教育期の子育て負担に対し、配慮する観点から平成21年度に限り、子育て応援手当を支給することになりましたので、今回、補正での対応をいたしました。

次に、多くの町民から寄せられた町民予算提案事業の中から、2事業を予算計上いたしました。事業内容は1. さくらの町身延事業。2. 町内施設イルミネーション事業であります。いずれの事業も特色あるまちづくりをテーマにしたものであり、町民の皆さんと町とが連携をして取り組んでいきたいと思っております。

さらに平成22年4月の統廃合を予定しております身延小学校、豊岡小学校に関わる予算を計上いたしました。予算内容につきましては、統合後の校舎となる身延小学校校舎および体育館の改修工事事前調査費と閉校となる豊岡小学校閉校式典等補助金でございます。

詳細につきましては、提出議案の説明の中で申し上げたいと存じます。

次に私どもが関係した主な事業について、申し上げます。

6月23日、身延町公共下水道身延処理区処理場の通水式。同日、飯富病院第2回定例会。7月7日、身延地区区長会研修会。7月30日、峡南衛生組合臨時議会。8月6日、身延町臨時議会。8月10日、姉妹市の鴨川市サマーフェスタ・イン天津小湊。8月21日、町長と語る小中学生の集い。8月25日から27日、県下町村長先進地視察。高知県と福島県に行つてまいりました。

その他、県下町村長会議や各種総会にそれぞれ参加をさせていただいております。

次に今定例会に提案いたしました案件は認定1件、報告1件、条例の一部改正をする条例6件、平成21年度の補正予算9件、財産の取得についてが1件の計18件でございます。

次に公共下水道の各戸への早期接続をお願いしているところでもございます。その中で8月25日現在、中富処理区は加入戸数961戸で、接続率60.8%であります。まだまだ、満足できる数値ではございません。さらに身延処理区がいよいよ接続が可能となりましたので、早期接続をお願い申し上げます。

来たる10月24日に、私は就任1年を迎えます。この1年を振り返って、本当に町民の皆さんのために仕事をしてきたかを職員ともども反省をし、公務員の原点に立ち返って、行革推

進委員の皆さんから提言もされております役に立つ職員、コスト意識を持った職員、町の将来を考えながら自発的に事務改善に取り組めるよう意識改革を続け、最小の経費で最大の効果をあげるため、常に改善に心がけるよう努力をして、全員が仕事のプロを目指して頑張っておりますので、町民の皆さんや議員各位の格段のご指導をいただけますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

町長の行政報告が終わりました。

日程第5 提出議案の報告、並びに上程を行います。

認定第1号 平成20年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

報告第10号 平成20年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第82号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第83号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について

議案第84号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第85号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第86号 身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する条例について

議案第87号 身延町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例について

議案第88号 平成21年度身延町一般会計補正予算（第4号）について

議案第89号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第90号 平成21年度身延町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

議案第91号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第92号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第93号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第94号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について

議案第95号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第96号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第3号）について

議案第97号 財産の取得について

発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

以上、19件を上程いたします。

なお、認定第1号、報告第10号、議案第82号から議案第97号までと発委第1号を区切り上程したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ここで、渡邊代表監査委員をお招きいたしますので、しばらくお待ち願いたいと思います。再開いたします。

日程第6 提出議案の提案理由の説明を求めます。

認定第1号について、町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、提出議案の提案理由について、ご説明を申し上げたいと思います。

認定第1号 平成20年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見書を付け、議会の認定に付する。

平成21年9月7日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては会計課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

認定第1号について、町長の説明が終わりました。

次に認定第1号について、会計課長の詳細説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（佐野治仁君）

それでは認定第1号 平成20年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、説明させていただきます。

説明につきましては決算書、決算の付属資料により概要説明をさせていただきます。

それでは決算書付属資料、お手元1ページをお願いいたします。

ここにすべての会計につきまして、決算額を示してあります。

一番上、一般会計につきまして、歳入総額105億3,281万9,267円。歳出総額97億9,565万4,978円。差し引き額7億3,716万4,289円。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、4,811万2,459円につきましては、6月の議会に報告をさせていただきました繰越明許の事業にかかる財源で、実質収支6億8,905万1,830円を決算したところであります。

それでは歳入の主なものにつきまして、説明をいたします。

2ページ目をお開きください。項目ごとに決算状況を示してあります。

総額で、前年度対比2億7,806万2,057円、2.6%の減となっております。

それでは決算書のほう、9ページをお願いいたします。

収入の主なものにつきまして、説明をいたします。

町税につきまして、全体で収入総額15億8,629万4,073円。歳入総額の15.06%を占めております。対前年比1,178万2,244円の減となっております。収納率は、町税全体で86.6%であります。収入未済額につきましては、1億7,282万7,084円であります。

なお、町税全体で7,182万8,120円の不納欠損処理をさせていただきました。

それでは、12ページをお願いいたします。

10款の地方交付税であります。47億6,098万9千円の収入であります。歳入総額の45.2%を占めております。対前年1億5,358万8千円、3.3%の増額となっております。

次に12款分担金及び負担金であります。2億1,280万3,876円の収入です。そのうち主なものでありますが、1目民生費負担金のうち1節児童福祉費負担金、保育料であります。収入済額1億2,726万5,590円、収入未済額827万236円あります。

それでは、下の13ページをお願いいたします。

3目教育費、教育費負担金の学校給食についてであります。全体で6,177万5,397円。収入未済額168万1,564円となっております。内訳ですが、中富分が調定額1,696万6,760円で、同額の収入であります。身延分は収入済額が3,127万7,222円。そのうち現年度分が3,076万5,122円。過年度分が51万2,100円であり、収入未済額が147万7,900円です。下部分は収入済額1,353万1,415円であり、収入未済額が20万3,664円です。

次に、13款の使用料及び手数料についてであります。1億1,025万5,332円の収入です。主なものといたしまして、コミュニケーションテレビ使用料、収入済額2,370万1,500円、うち現年度が2,361万6,600円。過年度分が8万4,900円であります。

次に15ページをお願いいたします。

7目1節の住宅使用料であります。収入済額3,364万1,640円。そのうち現年度分が3,199万2,800円であります。過年度分につきましては、786万8,520円の調定額に対しまして、164万8,840円の収入であります。収入未済額は711万980円となっております。

16ページをお願いします。

14款の国庫支出金であります。4億2,710万2,087円の収入で、主なものにつきましては、次ページ、2項国庫補助金、1目の民生費国庫補助金、次世代育成支援対策施設整備費交付金8,156万7千円で、これにつきましては大島保育園建設補助金であります。

18ページをお願いします。

5目総務費国庫補助金につきましては、5億2,631万5千円の補正予算に対し、調定額・収入済額とも1,494万1,540円となっておりますのは、緊急の国政策によるもので、定額給付金および地域活性化・緊急安心実現総合対策事業であったため、ほとんどは繰越明許となっております。

19ページ、15款県支出金につきましては、5億5,062万508円の収入で、主なものとしまして、20ページをお願いします。2項1目3節合併支援費補助金1億2千万円が交付されています。これにつきましては、合併特例交付金で合併後5年までとなっているため、今年度で終了となります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

16款の財産収入6,992万4,282円の収入で、2項1目1節土地売払収入等でございますけど、5,078万7,177円につきましては、中部横断自動車道下山工業団地内等の町有地の売却代金でございます。

26ページをお願いいたします。

18款の繰入金、2項基金繰入金につきましては6億3,546万6千円で、財政調整基金3億円、減債基金2億3,500万円が主な繰入金であります。

30ページをお願いいたします。

21款の町債でございます。10億3,420万円の収入済額であります。

続きまして、歳出につきましては、主なものを付属資料により説明させていただきます。付属資料の2ページをお願いいたします。

歳出総額97億9,565万4,978円あります。前年比3.6%の減となっております。

す。

それでは、次ページの3ページをお願いいたします。

上から4行目、バス運行対策費関係でございます。町民の足としまして、バスの運行委託および乗り合いタクシー運行事業費等に9,211万5千円でございます。

次に福祉関係でありますけど、老人福祉費1億8,602万円のうち老人福祉施設保護措置費1億1,996万4千円が主なものでございます。

児童措置費につきましては、児童手当7,362万3千円。4ページにかけまして、各保育園軽減補助金としまして、合計で4,638万4千円を支給しております。

環境衛生費では、よりよい環境整備のため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金としまして、32基分、1,771万円を補助しております。

5ページにかけまして、農業振興費の中で有害鳥獣対策としまして、防除用施設設置補助金791万1千円を補助しております。

7ページをお願いいたします。

土木費関係では、道路改良工事といたしまして、7路線を実施。調査、防護柵等、工事を含め8千万円の支出でございます。

次に住宅費です。柿島団地関係建設費といたしまして、2億7,804万7千円。8ページに移りまして、雇用促進住宅を買い取り、町有住宅相又団地となりました費用としまして、4,389万8千円の支出でございました。

次に消防費関係でございます。

積載車2台購入、1,261万9千円。耐震性貯水槽3基設置しまして、2,546万2千円の支出でございます。

教育費についてでありますけど、中富地区公民館、西嶋分館建設関係工事で1億4,132万円の事業費でございました。

以上が、一般会計であります。

次に特別会計につきまして、説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計についてですが、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の加入者が抜けたため、世帯数、被保険者数とも減少しております。しかし、依然として医療費の高騰等により、厳しい運営が求められております。

1ページの総括表をお願いいたします。付属資料の1ページでございます。

上から2行目です。歳入、19億9,307万9,620円。歳出が19億9,136万3,067円。差し引き171万6,553円。実質収支も同額であります。

資料の37ページをお願いいたします。付属資料の37ページです。

国保税であります。これは平成20年度国保の特別会計の決算状況であります。国保税でありますけど、3億5,404万7千円の収入があります。収入総額の17.6%を占めております。収入未済額は8,580万4,571円でございます。

なお、1,790万1,593円の不納欠損処分をさせていただきます。これにつきましては、特別会計の冊子のほうの7ページでございます。国民健康保険特別会計の一番上のほうですけど、そこに今、説明いたしました収入未済額と、それから不納欠損額1,790万1,593円の起債がございます。

歳出につきましては保険給付費が大部分であり、13億7,463万2千円の支出でござい

ます。

なお、基金につきましては、保有高2億7,300万5千円となっております。

続きまして、老人保健特別会計です。付属資料の、総括表をお願いいたします。1ページでございます。上から3行目でございます。

老人保健特別会計。歳入が2億7,816万787円。歳出が2億7,736万3,090円。差し引き79万7,697円。実質収支についても同額であります。

付属資料38ページをお願いいたします。ここに決算状況が示してあります。

平成20年度から後期高齢者医療保険制度が加入したため、該当者はおりませんが、過年度の精算として残してある制度で、歳入には保険料はありません。

主なものとして、支払い基金交付金と国庫支出金であります。

次に後期高齢者医療特別会計です。同じく付属資料1ページ、総括表をお願いいたします。上から4行目でございます。

歳入が4億1,930万3,399円。歳出、4億1,743万6,719円。差し引き額186万6,680円。繰越額94万5千円。実質収支92万1,680円です。繰り越す財源につきましては、後期高齢者円滑運営事業にかかるものであります。

付属資料の40ページをお願いいたします。ここに決算状況が示してあります。

平成20年度から始まった制度なので、前年度決算はありません。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が92.47%で、歳出割合のほとんどを占めております。

次に介護保険特別会計です。また1ページ、総括表をお願いいたします。

歳入が17億8,335万8,492円。歳出、17億6,695万8,396円。差し引き額1,640万96円。実質収支についても同額でございます。

すみません、39ページをお願いいたします。ここに決算状況が示してあります。

保険料につきましては、現年、滞納を合わせまして2億2,833万8,480円の収入で、収入未済額につきましては468万8,620円で、不納欠損32万4,730円を処分させていただきました。基金につきましては3千万円を取り崩したため、介護給付準備基金、介護従事者処遇改善給付準備基金と合わせて、1億670万1,960円の保有高であります。

主な事業として、付属資料の10ページをお願いいたします。

主なものとして、介護保険システム改修事業関係を実施しました。846万3千円の事業費です。

次に介護サービス事業特別会計です。1ページの総括表をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ580万3,438円であります。

次に簡易水道事業特別会計です。そのまま、総括表をお願いいたします。

歳入が9億243万9,326円。歳出、8億8,512万8,592円。差し引き総額1,731万734円。繰り越す財源1,686万3,100円。実質収支44万7,634円です。繰り越す財源につきましては身延簡易水道、下部簡易水道、中富簡易水道の改良事業に関わるものです。

決算書74ページをお願いいたします。

歳入のうち水道使用料です。全体で1億8,268万190円の収入で、収納率97.5%です。収納の未済額につきましては、452万4,700円でございます。

主な事業につきましては、付属資料の11ページをお願いいたします。

身延中央簡易水道関係で2億3,724万6千円。12ページをお願いいたします。下部簡易水道、湯町簡易水道関係で、1億4,401万2千円。中富北部簡易水道関係で、7,757万8千円の工事費等の事業を実施しております。

次に農業集落排水事業で、総括表1ページをお願いいたします。

歳入歳出とも、3,908万7,652円であります。主な事業につきましては、付属資料の13ページ、先ほどの下になるわけなんですけど、戸別浄化槽整備事業費建設を実施し、1,863万6千円の事業費であります。

次に下水道事業特別会計です。総括表1ページをお願いいたします。付属資料の1ページでございます。

歳入、20億851万1,026円。歳出、19億9,102万546円。差し引き額949万480円。繰り越す財源885万9,800円。実質収支63万680円。繰越財源につきましては、身延処理区、下部処理区の管渠布設工事に関わるものであります。

次に歳入の使用料につきまして、決算書、厚いほう、104ページをお願いいたします。

3つの処理区、現年と過年度を合わせまして、5,216万8,450円の収入です。収納率98.4%であります。収入未済額につきましては、83万6,520円であります。

主な事業につきましては、たびたびすみません、付属資料の14ページの記載のとおり、中富処理区につきましては、設計委託業務の実施201万6千円。県代行事業負担金3,685万円の支出をしております。身延処理区でございますが、工事管理業務設計委託、工事費合わせて11億8,773万円の事業を実施しております。

15ページ。下部処理区につきましては登記委託、設計業務、工事費合わせて2億3,938万5千円の事業を実施しております。また県代行負担金としまして、4,206万5千円の支出をしております。

次に、青少年自然の里特別会計です。総括表1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ4,081万2,718円です。なお、参考資料としまして、利用状況等の資料を付属資料の41ページに添付をさせていただきました。

41ページの説明は、省略いたします。

次に下部奥の湯温泉事業特別会計です。総括表1ページをお願いいたします。中ほどでございます。

歳入につきまして、648万5,246円。歳出が568万3,434円。差し引き額80万2,112円。実質収支についても同額でございます。

なお、下部奥の湯温泉基金につきましては、453万4千円の保有高になっております。

次に財産区関係の特別会計であります。各会計それぞれ決算額のみ報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。そのまま、1ページの総括表をお願いいたします。中ほどから、お願いいたします。

大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入36万4,893円。歳出32万9,103円。差し引き額3万5,790円。実質収支も同額でございます。

以下、すべての会計につきまして、差し引き額、実質収支、同額でありますので、実質収支につきましては、省略をさせていただきます。

広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入89万4,325円。歳出73万2,246円。差し引き額16万2,079円。

第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計。

歳入19万7,544円。歳出5万1,655円。差し引き額14万5,889円。

第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入28万1,468円。歳出14万8,783円。差し引き額13万2,685円。

大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入51万7,262円。歳出12万1,684円。差し引き額39万5,578円。

仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入43万3,316円。歳出24万2,211円。差し引き額19万1,105円。

姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入73万7,671円。歳出46万9,444円。差し引き額26万8,227円。

入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計。

歳入65万2,021円。歳出25万6,915円。差し引き額39万5,106円。

西嶋財産区特別会計。

歳入58万6,273円。歳出20万9,330円。差し引き額37万6,943円。

曙財産区特別会計。

歳入18万8,716円。歳出6千円。差し引き額18万2,716円。

大河内地区財産区特別会計。

歳入21万5,356円。歳出14万6千円。差し引き額6万9,356円。

下山地区財産区特別会計。

歳入19万8,244円。歳出7万7,480円。差し引き額12万764円です。

次に基金につきまして、説明させていただきます。付属資料の28ページをお願いいたします。下のほうでございます。

一般会計、特別会計、合わせまして32の基金を設けてあります。

20年度中、新たにまちづくり振興基金および介護従事者処遇改善給付準備基金を設けております。

20年度中に積立額6億4,865万9,925円。取り崩し額7億5,974万3千円。差し引き1億1,108万3,075円の減でございます。20年度末保有高は41億6,990万968円でございます。

なお、土地開発基金でありますけど、土地を2万950.04平方メートル保有しております。

以上、雑駁な説明でございますが、決算の概要であります。よろしくご審議をいただきまして、認定をいただきますよう、お願い申し上げます。どうも、ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

次に平成20年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出の認定であります。この決算につきましては、監査委員から意見書が提出されておりますので、渡邊代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

改めまして、おはようございます。

私、代表監査委員の渡邊と申します。今回が監査委員として初めての報告でございます。よろしく願いをいたしたいと思ひます。

ただいま会計課長から平成20年度の決算につきまして、説明がございました。重複するところがあろうかと思ひますけども、監査委員の立場で報告をさせていただきたいと思ひます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法の第233条第2項の規定に基づきまして、7月27日から7月31日までの5日間、笠井監査委員ともども町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書および付属資料を関係資料に従ひまして作成されているかどうか、詳細に確認すると同時に計数に誤りがないか。また、予算の執行が適切かつ効率的に執行されているか。さらに基金の管理・運用などが適切に実行されているかに主眼を置きまして、審査を実施いたしました。その結果が皆さま方のお手元に配布をさせていただいております、決算意見書に掲載をしてあります。

意見書は全14ページから、なっております。時間の関係がございまして、主なところを抜粋して報告をさせていただきたいと思ひますので、ご了承をさせていただきたいと思ひます。

まず、意見書の6ページをお開きいただきたいと思ひます。

(1)の決算の概要です。

平成20年度の一般会計及び特別会計の予算現額183億9,315万4千円に対しまして、歳入総額は180億1,512万8,060円で、執行率は97.9%となっております。一方、歳出は172億2,710万3,181円、執行率は93.7%。差し引き額は7億8,802万4,879円で、決算は黒字となっております。それをまとめたものが、その下の表でございます。

次に町債であります。平成20年度末現在の一般会計112億1,884万1千円。特別会計75億4,627万5千円で、合計187億6,511万6千円となっております。財政が許す限り、繰上償還等を行って、公債費の削減に努めていただきたいと思っております。

7ページをお願いいたします。

(2)の収支決算の状況であります。一般会計、特別会計合わせた実質収支は、7億1,324万4千円であり、職員の経費節減等の努力の結果ではないかと思っております。

次に2の一般会計の概要であります。先ほど決算概要で説明をいたしましたので、説明は省略をさせていただきたいと思ひます。

次に(2)の歳入の状況であります。予算現額106億8,808万3千円に対しまして、収入済額105億3,281万9,267円で、予算に対する収入率は98.5%となっております。不納欠損額7,184万6,480円については、時効等により処分をしたものであります。

また、収入未済額は1億9,050万1,494円あります。これらは税の公平性の観点から徴収等の努力により、より一層、積極的にその徴収に努めていただきたいと思っております。

8ページをお願いいたします。

ここは、先ほど説明をいたしました歳入の決算額をまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきたいと思ひます。

9ページをお願いいたします。

(3)のアの歳出の予算執行状況であります。予算額106億8,808万3千円に対しまして、支出済額が97億9,565万4,978円で、執行率91.7%となっております。

その下の表は款別にまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

次にウの補助金であります。そこにお示しをしてあるとおり、補助金交付要綱に従っての交付をお願いしたいと思います。

次に10ページ、11ページであります。この特別会計は先ほど会計課長が説明をいたしましたので、説明は省略をさせていただきますが、特に恩賜林保護財産区以外の財産区につきましては、見直しなどが必要ではないかと思っております。

次に12ページをお願いいたします。

一般会計から特別会計への繰入金であります。この表にお示ししてあるとおり、総額で16億2,394万5千円となっております。

次に、13ページをお願いいたします。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布をしてあります決算書付属資料の中の4.財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

基金の状況につきましては関係書類、帳簿等を照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお、基金の運用につきましては、厳しい財政状況を考慮する中で、その運用方法について、地方自治法に基づき安全かつ有利を基本に、より一層、創意工夫を重ねる必要があるかと思われま。

最後に審査の意見、指摘事項であります。ページをお戻りいただきまして、5ページをお願いいたします。

合併から5年が経過し、小さくて効率的な役場経営を目標に、限られた財源と人材を有効に活用しながら、さまざまな行政課題へ柔軟に対応できる行政を目指し、行政改革大綱を策定し、その後、実施計画にあたる集中改革プランをとりまとめ、職員の意識改革、行財政の健全化、地方自治の充実を進めていることと思われま。

同時に第1次身延総合計画に沿って、事業の見直しなどを行う中で、費用対効果を図りながら事業を遂行し、町民の福祉向上等に寄与されていることと思われま。しかし、町民の行政に寄せる期待は大きく、厳しい財政状況の中にもかかわらず、町行政の取り組み等に対して、あらゆる視点から町民が関心を寄せています。

今回の決算収支状況は、各会計とも実質収支において、すべて黒字決算となっており、各担当職員の努力が感じられるところであります。昨年も指摘がありましたように、今回も経常収支の比率が高く、財政の硬直化が懸念をされるところであります。

歳入面におきましては、地方交付税が45.2%で歳入の大部分を占め、また自主財源であります町税が15.1%となっております。この町税および各種公共料金等の滞納が見受けられますので、職員の意識改革によりまして、滞納は許さないという意識と納税意欲の啓発はもちろん、滞納者の実情を把握し、税負担の公平性の観点からも関係各課の相互の連絡・連携を密にして、職員総力を挙げて、より一層、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

一方、町債の発行はご案内のとおり、予算を執行した世代がその利益を享受し、次世代が費

用を負担するというものでありますので、極力、必要最小限に抑える必要があると思います。

歳出面では公債費が16.7%、人件費が16.2%など、大部分が経常経費を占めている状況であります。また、新規事業の計画・実施にあたっては費用対効果、必要性、実情に適したものを十分考察し、将来を見通した上での取り組みが必要かと思われま

す。国における三位一体改革による、わずかな税源移譲と地方交付税の見直しなどにより、地方財政は一層厳しさを増し、特に地方交付税については、現在の算定方法が平成26年度までとなり、平成27年度から平成31年度の5年間の激減緩和期間を経て、平成32年度からは合併特例のない一本算定となります。この算定変更による純減額は、8億円程度と見込まれてい

ます。このような状況に対処するためには、行財政改革を積極的に進める中で、自主財源の安定的な確保を図るとともに、基金の有効的な運用、さらに町債の発行を極力抑えるなど、健全財政への舵取りが必要ではないかと考えられております。

結びに本町の財政状況は非常に厳しいので、行財政改革はもちろん、職員の意識改革、事業や補助金等の見直しを行い、これらをふまえ、十分精査した上で、長期的な視点に立って社会・経済情勢に即応した効率的な予算執行に努め、「住んでよし 訪ねてよし おらが身延(まち)」の実現と安心・安全なまちづくりに向けて、まい進することを望むものであります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長(穂坂英勝君)

渡邊代表監査委員の報告は終わりました。

渡邊代表監査委員には、報告第10号が終了するまで、しばらくの間、自席にてお待ち願いたいと思います。

次に報告第10号について、町長より報告を求めます。

町長。

○町長(望月仁司君)

報告第10号について、ご報告を申し上げます。

平成20年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成16年法律第94号)第3条第1項および同法第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告する。

平成21年9月7日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては財政課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(穂坂英勝君)

町長の報告が終わりました。

次に財政課長より、詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(笠井一雄君)

それでは報告第10号の、平成20年度財政健全化判断比率の状況をご説明いたします。

7月31日、金曜日でございますが、渡邊吉彦代表監査委員と笠井万沱委員によりまして、

財政健全化法に基づく財政指標等につきまして、審査をしていただきました。その結果につきましては、最後に添付してあります意見書のとおりでありますけども、ここで身延町の財政健全化率の状況を説明させていただきます。

この財政健全化比率につきましては、皆さんご承知のとおり、北海道の夕張市が財政破綻をいたしまして、この際、50年続いた財政再建制度が機能しなかったことを受けまして、平成19年の6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、議会に報告をするものでございます。

この法律の第3条、健全化判断比率の公表等に地方公共団体の長は毎年、前年度の決算の提出を受けたあと、速やかに健全化判断比率、ならびに算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっております。

それでは、2ページ目をお開き願いたいと思います。

平成20年度の決算に基づく健全化比率であります。この比率につきましては、項目にあります実質赤字比率から将来負担比率までの4項目がございます。

まず実質赤字比率でございますが、この比率につきましては普通会計のみの決算で、赤字であるかどうかを判断する数値でございます。身延町は赤字でありませんので、数字が入りません。早期健全化基準は14.20%でございます。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、普通会計と公営企業会計の連結となります。本町では普通会計に簡易水道特別会計、それから農業集落排水事業等特別会計、それから下水道事業特別会計、下部奥の湯温泉事業特別会計の4特別会計を足したものになります。この比率につきましても赤字ではありませんので、数字が入りません。早期健全化基準につきましては、19.20%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営事業会計、さらに一部事務組合や広域連合等が入った連結になります。本町でいえば峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等に繰り出した繰出金までカウントし、公債費の比率を示す数値でありまして、16.2%でございます。早期健全化基準につきましては、25%であります。

次に将来負担比率でありますけども、この比率につきましては、実質公債費比率よりも、さらに地方公社、それから第三セクターを含め連結ということになり、より広範囲で判断をしていく比率でございます。しかしながら、本町では地方公社や第三セクター等がございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率になります。本町の数値は、89.6%であります。早期健全化基準は、350.0%となっております。

本町におきましては、いずれの比率も早期健全化比率を下回っており、良好であるといえます。

次に下段の平成20年度決算に基づく、身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るものでございまして、身延町簡易水道特別会計をはじめ、身延町農業集落排水事業等特別会計、身延町下水道事業特別会計、身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の4会計につきましては、資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては、20.0%であります。

なお、上記に示してあります健全化判断比率につきましては、この4項目のうち、いずれか

が早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て、速やかに公表するとともに、総務大臣、都道府県知事に報告をしなければなりません。また、計画の実施状況を議会に報告しなければならないことにもなっております。

法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っておりますが、特に実質公債費比率につきましては、平成19年度14.8%から平成20年度16.2%と、1.4ポイントも上昇をいたしております。引き続き、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上、財政健全化判断比率の説明とさせていただきます。

○議長（穂坂英勝君）

報告第10号の説明が終わりました。

以上で、報告第10号は終結といたします。

渡邊代表監査委員には大変お忙しい中、ご苦労さまでございました。

ここで、お引き取りをいただいてよろしいかと思っております。

本日は大変、ご苦労さまでした。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（穂坂英勝君）

再開いたします。

続きまして、議案第82号から議案第97号までについて、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（望月仁司君）

議案第82号から順を追って、提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第82号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について

身延町立学校設置条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成21年9月7日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成22年3月31日をもって、身延町立豊岡小学校を廃止したいため、身延町立学校設置条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

この案件につきましては、先ほど行政報告の中でもお話を申し上げましたが、私から説明をさせていただきたいと思っております。

本案は、身延町立小中学校統合計画・前期計画に基づき進めてきた、豊岡小・身延小の統廃合について、保護者等関係のご理解、関係者のご理解・ご協力が得られたため、平成22年4月1日をもって、両校の統合を行うにあたり、豊岡小学校については、平成22年3月31日をもって廃止するための条例改正案であります。

本議会に本案を提出するに至った経緯について、ご説明を申し上げます。

豊岡小学校・身延小学校統廃合については、前期計画の中の1つとして位置づけられており、教育委員会では平成21年2月から5月にかけて、計10回にわたる両校関係者への計画内容の説明を実施いたしました。さらにその後、6月下旬から7月中旬にかけて4回にわたり統廃合を進めるにあたっての具体的事項や小規模学級のメリット、デメリット等の詳細事項について、説明を行いました。

これらの説明を受けて、豊岡小PTAにおいては、7月上旬から8月上旬にかけて4回にわたり、今回の統廃合計画について、慎重に協議・検討を重ねていただきました。両校統廃合には保護者、地域ともおおむねの理解をいただいておりますが、いつ統廃合するかについての意見の相違があり、突っ込んだ議論を重ねていただいた結果、子を思い、地域を思い、そして町を思う心が1つになり、平成22年4月1日の統廃合に賛成する旨の意見が、8月10日の最終会議において総意として、まとめられたものであります。教育委員会はもとより、町としても誠にありがたく、心から感謝を申し上げます。この結果を受けて、町では教育委員会との慎重な協議・検討を行い、豊岡小の廃止に関する学校設置条例の一部改正や関連予算の一部を、今議会に提案させていただくことといたしました。

今後につきましては、両校児童の事前交流等を進めながら、関係事務事業の詳細検討、統廃合準備組織の結成等、諸準備を進め、来年4月1日の統合に向けて遺漏のないよう取り組んでまいりたいと考えております。

本件につきましては、今回、示された豊岡小PTAの貴重な意思、将来のよりよい教育環境の実現、長期視野に立った堅実なまちづくり等、十分にお汲み取りをいただき、ご判断をいただく中でご議決くださいますよう、お願いを申し上げます。

次案からは提出日と町長名は同じでありますので、省略をさせていただきます。

議案第83号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について

身延町公民館条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

中富地区公民館、西嶋分館の建て替えに伴い、身延町公民館条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第84号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

身延町健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正する政令（平成21年政令第139号）の施行に伴い、身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第85号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

合併から5年を経過する中で、町内の簡易水道使用料金の統一化および適正化を図る観点から、身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 86 号 身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する条例について
身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

身延町内の簡易水道の使用料金の統一化および適正化が図られる中で、関連のある身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 87 号 身延町重度心身障害者医療費補助条例等の一部を改正する条例について
身延町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

高額医療・高額介護合算療養費の支給が開始されるのに伴い、重複受給の防止の観点から身延町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 88 号 平成 21 年度身延町一般会計補正予算（第 4 号）

平成 21 年度身延町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,341 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3,143 万 4 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条、地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

議案第 89 号 平成 21 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 21 年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 6,850 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,492 万 7 千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

議案第 90 号 平成 21 年度身延町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

平成 21 年度身延町の老人保健特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 2,801 千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

議案第 91 号 平成 21 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 21 年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 億 2,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,979 万 9 千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

議案第92号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成21年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,218万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,628万2千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

議案第93号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成21年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,692万8千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

議案第94号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

平成21年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,941万3千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

議案第95号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成21年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,586万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,974万6千円とする。

2については、省略をさせていただきます。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

議案第96号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)

平成21年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,188万7千円とする。

2は、省略させていただきます。

議案第97号 財産の取得について

身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成

16年身延町条例第50号)第3条の規定に基づき、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

記

1. 財産の種類 動産
2. 物品および数量 町営バス1台
3. 購入金額 1,980万7,290円
4. 購入先 中巨摩郡昭和町築地新居751-28
山梨いすゞ自動車株式会社 代表取締役 穂阪春夫

提案理由

新早川橋鯉沢線に配備された町営バスを更新するにあたり、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

以上16件について、提案理由を申し上げました。

なお、詳細については担当課長により説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いをいたします。

○議長(穂坂英勝君)

町長の説明が終わりました。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案番号順に説明をお願いいたしますが、議案第82号、議案第83号、議案第94号については、町長より詳細説明がありましたので、詳細説明は省略いたします。ご了承ください。

それでは、まず議案第84号について、町民課長。

○町民課長(秋山和子君)

議案第84号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

5ページをお開きください。

議案第84号の条例改正は、国民健康保険法施行令の改正により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までに出産した際に支給する出産一時金、出産育児一時金について暫定的な措置として、「35万円」から「39万円」に変更し、支給をしようとするものです。

なお、産科医療保険制度、産科医療保障制度に加入している分娩施設で出産した場合は、42万円の支給となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(穂坂英勝君)

次に議案第85号、議案第86号について、水道課長。

○水道課長(千頭和勝彦君)

身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、水道課所管の2議案について、詳細説明をいたします。

7ページをご覧ください。

まず議案第85号ですが、合併前、3町の合併協議会において締結された合併協定項目34 使用料及び手数料等の取り扱いのところの「水道料金は現行のまま新町に移行し、合併後、5年を目途に適正料金を念頭に置いて、統一的な基本料金体系の構築に向けて検討する」とされておりまして、平成18年度に身延町簡易水道運営審議会により

答申を受け検討した結果、3地区の料金格差を是正するため、基本料金は据え置き、超過料金を100円に改定し、統一を図りたく、平成18年9月議会にご承認をいただき、平成19年4月1日から施行いたしました。

しかしながら、3地区の基本料金はいまだに格差があるため、水道運営審議会に水道料金の改定について諮問いたしまして、平成21年3月の答申を受けて検討した結果、基本料金は用途別を廃止し、3地区統一の口径別とし、基本水量はすべての口径を10立方メートルまでとし、超過料金は立方当たり120円とする案といたしました。

詳細につきましては、6月と9月の全員協議会にて、ご説明させていただいたとおりでございます。また、施行期日は平成22年4月1日から施行するもので、経過措置につきましては、記載されているとおりでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

議案第86号の身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部改正ですが、議案第85号と同様に基本料金は口径別とし、基本水量はすべての口径を10立方メートルまでとし、超過料金は立方当たり120円とする案でございます。

また、施行期日は平成22年4月1日から施行するもので、経過措置につきましては記載されているとおりでございます。

以上2議案、よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第87号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

議案第87号 身延町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例について、詳細を説明します。

議案第87号の条例改正は、第1条で身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部の改正を、第2条で身延町老人医療費助成金支給条例の一部の改正を、第3条で身延町子育て支援医療費助成金支給条例の一部改正をお願いするものであります。

この条例の改正が必要となります、高額医療・高額介護合算療養費の概要について、説明します。

これまで医療保険や介護保険においては、別々に自己負担の限度額が設けられておりましたが、同じ世帯で医療費の負担と介護費の負担と両方の負担があることによって、家計の負担が重くなっている場合に年単位、毎年8月から7月末で、さらに自己負担の軽減を図る制度です。

この制度についての関係法令は平成20年4月1日から施行され、今年度から支給が始まりますので、身延町でも該当する条例の改正を行うものであります。

なお、改正後の条例は平成20年4月1日以降の医療費、介護費について適用するものであります。

参考に厚生労働省、山梨県福祉保健部、身延町で4月に全戸配布しました「私たち介護保険」の15ページに記載されております、資料を配布させていただきました。また、広報みのぶ10月号でも、この制度について掲載し、町民の皆さまに周知をいたします。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第88号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第88号 平成21年度身延町一般会計補正予算（第4号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず、6ページをお開きください。第2表 地方債補正でございます。

臨時財政対策債でございますけれども、当初予算では県から示されました数値をもちまして、臨時財政特例債を5億円計上いたしておるところでございますけれども、今回、普通交付税が決定をいたしました。それに伴いまして、臨時財政対策債が細かい端数の部分まで、国から示されましたので、その金額に合わせ、910万円の限度額の補正でございます。補正前5億円、それから補正後5億910万円ということになります。

それでは、歳入からご説明をしてみたいです。9ページをご覧ください。

14款国庫支出金、2項1目2節児童福祉費補助金でございますが、851万4千円の増額補正でございます。これにつきましては、皆さま、すでにご承知だと思いますけれども、平成20年度、昨年、国の2次補正予算で措置をされました子育て応援特別手当がございました。その21年度版が、新たに創設されたということでございます。この交付金につきましては、昨年度と違うところは、昨年度は2子目からということございましたけれども、今回は就学前の児童、生年月日はございますけれども、1子目、2子目関係なく、すべてを対象となっております。小学校就学前3年間ということで、生年月日につきましては、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子どもさんを対象に、1人当たり3万6千円を支給するものでございます。

なお、実際に支給をするということになりますと、今年末から来年の1月、2月ごろになるうかと思っておりますけれども、本町では230人が対象となっております。

それから2目1節保健衛生費補助金でございますが、528万円。これにつきましては、女性特有のガン検診推進事業国庫補助金が検診の関係で付きました。この内容につきましては、子宮頸ガン、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳という段階的な、該当した方のみでございますが、332名の対象者。それから乳ガン検診でございますけれども、40歳から45歳、50歳、55歳、60歳の503名の方が補助金の対象となります。合計836名の方で、この国庫の補助金につきましては、すでに検診は実施しておりますので、事務費以外につきましては、経費の組み替えということになります。

それから5目の教育費国庫補助金につきましては、2節の小学校費補助金5万9千円の理科教材費の整備事業費補助金ということで、これも当初予算24万4千円計上してきたわけでございますけれども、決定をされたということで、追加の補正でございます。

それから15節県支出金でございますけれども、2目1節の社会福祉費補助金98万8千円でございます。障害者自立支援対策臨時特例交付金事業補助金ということで、障害者の自立支援等に対しまして、法改正がございました。円滑に特別支援を実施していくということで、システムの改修費に51万6千円。それから事務処理の安定化支援事業といたしまして、47万2千円ということで、合計98万8千円でございます。

3節の児童福祉費補助金につきましては、19万2千円。これは県で、今年、モデル事業になりましたけれども、保育サポーターモデル事業補助金ということで、保育所に預けていない乳幼児を一時預かりする事業でございます。今年度実施をいたします。総事業費につきましては38万4千円の、県で2分の1を補助してくれるものでございます。

3目1節保健衛生費補助金につきましては、22万9千円。環境保全活動支援事業補助金ということですが、これは町が取り組む緑のカーテン事業に補助金が付きました。

それから4目1節農業費補助金でございますが、山梨農業総合ルネッサンス事業補助金ということで、特産品の生産支援に対する補助金でございます。具体的には、手打沢の農事組合に補助をする部分でございますが、800万円の事業費のうち県が400万円を補助してくれるというものでございます。

2節につきましては、林業費補助金1,500万円。機能回復事業補助金ということで、林道三石山線の大崩に充当するものでございます。

5目の商工費県補助金でございますが、1節商工費補助金は694万6千円。ふるさと雇用再生特別基金事業の補助金として、161万2千円。これは特用林産物の生産拡充に対する補助金でございますけども、それから緊急雇用創出事業の臨時特例基金事業補助金ということで、533万4千円。これは登山道の整備、草刈りやゴミ拾い等の事業に対して、補助をしていただけるものでございます。実際には、これは雇用促進でございますので、ほとんどが人件費に充当するものでございます。

3節につきましては、消費者の保護費補助金でございます。これにつきましては、今年の9月1日から消費者庁がスタートいたしました。それに対しまして、消費者行政をスムーズに行えるための補助金でございます。10分の10でございます。10万円でございます。

それから6目の土木費県補助金につきましては、1節住宅費補助金12万円でございます。建築物の耐震改修事業補助金でございます。これは耐震用のシェルターを設置するために付く補助金でございます。県が3分の1でございます。

次の10ページでございます。

3項1目2節の統計調査費委託金24万円の減でございます。経済センサスの委託金が交付決定になりまして、減額になった部分でございます。

それから18款の繰入金につきましては、1項8目1節の介護保険特別会計からの繰り入れ、352万1千円でございます。これにつきましては第3期、介護保険の18年、19年、20年でございますが、3年間で終了いたしまして、精算をした部分を町に返還をする。返していただく部分でございます。

それから19款の繰越金につきましては5,955万5千円ということで、今回、一般財源として特定財源以外に充当する部分として、5,955万5千円でございます。

20款の諸収入につきましては、4項1目17節の雑入に水田フル活用事業5万2千円を計上させていただきました。

それから21款の町債につきましては、臨時財政対策債ということで、先ほど地方債の補正のところでも説明させていただきましたので、省かせていただきます。

それでは、歳出のほうに入らせていただきます。

12ページをご覧ください。

2款総務費の1項1目11節環境保全活動支援事業費で、先ほど緑のカーテンに24万円、環境保全活動費の補助金が付きました。それによる財源の組み替えでございます。

それから13節の委託料370万1千円につきましては、給与・人事情報システム導入委託料178万5千円と、下部支所の光通信ネットワークの変更業務191万6千円でございます。

これにつきましては、今までSCTで、同軸ケーブルで実施しておりましたけれども、日本ネットワークに今度変えることによって、光ケーブルに変更になったため、それぞれの各支所等に光がまいります。それらに対する調整等の委託経費でございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、50万4千円。これは給与人事情報システムのリース料でございます。

15節工事請負費につきましては、サーバー室の空調設備の設置工事85万円でございます。サーバー室に空調システムを交互運転で1台設置をするということでございます。

2目の文書広報費、14節でございますけれども、これは下部のSCTに9万5千円の使用料でございますけれども、日本レコード協会、それから日本芸能実演家団体協議会への使用料でございます。

それから19節の29万4千円につきましては、有線放送施設の整備に対する補助金でございます。下山の山額、それから荒町区、それから市之瀬地区に対する補助金でございます。

3目の財産管理費でございますけれども、11節の需用費に31万2千円計上させていただきました。これは修繕費で、旧下部小学校の高島分校の敷地、桜の木がございまして、石積み等がはらんでおりますので、その修繕費でございます。

4目でございますけれども、12節役務費に52万5千円。広告料ということで、山梨県の山梨放送の開局55周年記念の番組「笑顔がいいね」の身延町の協賛金でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、5万3千円。大和公園の水道加入負担金でございます。

2項の徴税费、1目23節償還金利息及び割引料につきましては、250万円。還付金でございます。町民税や固定資産税の還付金でございます。特に確定申告が予定納税に満たないための還付金が主なものでございます。

次に3項1目11節42万5千円の需用費に、消耗品を計上させていただきました。これは印鑑登録証、それからそれに対するカバー等の消耗品でございます。合併以降、つくってありませんので、今回、つくらせていただきます。

それから、14ページでございます。

4項の選挙費でございます。3目の町議会議員選挙費、13節委託料につきましては、これは衆議院議員も同じでございましたけれども、自書式投票用紙の分類機の設置作業にかかる委託金でございます。国・県からの委託金等がございませんので、総額の中で消耗品費等と組み替えということで計上させていただきました。

5項の2目につきましては、経済センサス等、統計事業の交付決定に伴いまして、各経費を減額したものでございます。

8項1目につきましては、11節需用費13万2千円でございますけれども、諏訪神社の前に町の庁舎が、旧下部町の時代の役場の資料等がしまっている倉庫がございまして、その屋根の修繕費等でございます。

3款1項1目18節備品購入費につきましては、身延福祉センターの浴槽が深いために、鉄心入りの長腰掛を購入し、沈めて座って、安全に入浴していただくための備品を購入するものでございます。

それから28節につきましては、国民健康保険特別会計の繰出金でございます。

3目13節委託料につきましては、飯富ふれあいセンターの特殊建物定期検査の報告業務の

委託料21万4千円。

それから28節繰出金につきましては698万9千円で、介護特別会計への繰出金でございます。

それから5目障害福祉費でございますけども、13節委託料に73万5千円。障害者自立支援法等の改正に伴いますシステムの改修73万5千円と、20節扶助費につきましては、障害者が施設利用をされるためのサービス費として、63万円を計上いたしました。

2項1目児童福祉費総務費でございますけども、ここにつきましては、13節委託料31万5千円。町立保育所の耐震用の強化ガラス・飛散防止事業の委託金でございますけども、これにつきましては、保育所によっては窓ガラス等の施工図がないため、現地調査が必要なために31万5千円。これは6月補正で、経済対策でとった部分でございますが、追加をさせていただきます。

それから、そのほか8節から次のページの14ページまでは、県の補助事業の保育サポート事業に関します経費を計上させていただきました。

それから16ページですが、9目19節負担金補助及び交付金でございますが、先ほどご説明をいたしました子育て応援手当の230人分、3万6千円の部分でございます。

それから需用費、役務費につきましては、それに対する事務費でございます。

4款の衛生費でございますが、1項1目11節の需用費に9万4千円の修繕費でございますけども、そよかせワークハウスのシャワー室を改修するという事で、修繕費を載せてございます。

それから2目予防費でございますが、委託料に62万3千円。高齢者のインフルエンザの予防接種でございますが、当然、当初予算で計上させていただきましたが、数が増えているということで、今回311人分を計上させていただいたものでございます。

それから4目老人保健費の部分につきましては、先ほど女性特有ガン検診の補助金が決定されたということで、それにかかる経費でございますが、13節委託料につきましては、財源の組み替えになっております。

なお、11節、12節につきましては、それに関する事務費、用紙代とか郵送料等になっております。

それから6目保健センター費につきましては、11節需用費19万3千円。修繕費、普通浴槽のガラスルーバー等が壊れたということで、修繕をするものです。

それから委託料に関しましては、14万2千円。すこやかセンターの特殊建物の定期調査報告の業務委託でございます。

3項でございますけども、簡易水道運営費、1目19節6万円につきましては、小規模簡易水道事業補助金ということで、清子の矢口水道組合、滅菌器の取り替え工事ということで、5分の3を補助するものでございまして、6万円の計上でございます。

28節につきましては、繰出金670万円でございますけども、これについては簡易水道特別会計への繰出金でございます。

それから、5款1項1節の13節委託料でございます。これにつきましては、町道の除草作業に69万4千円。2名いる臨時職員のうち1名が一身上の都合で、7月31日をもって退職いたしましたので、その部分をシルバー人材センターのほうへお願いをするということで、69万4千円。それから国の雇用対策の部分であります、ふるさと雇用再生基金と緊急雇用創

出事業臨時特例基金事業ということで、533万4千円。これらにつきましては10分の10、国から交付されるものでございます。

それから6款1項3目農業振興費の11節需用費でございますが、102万4千円。これにつきましては、印刷製本費が65万6千円。農業振興地域の整備計画の印刷代、それから修繕費につきましては、曙の健康増進施設のカーテン取り替えで28万4千円でございます。

次の19節負担金補助及び交付金につきましては、下部の特産品加工組合の修繕費。これにつきましては冷蔵庫が壊れましたので、補助をするものでございまして、27万6千円。これは事業費の2分の1でございます。

それから、やまなし農業総合ルネサンス支援事業補助金ということで、600万円でございます。これにつきましては、歳入でもご説明をいたしましたけども、800万円の事業費のうち県で400万円、それから町が4分の1ということで200万円を出して、600万円を補助するものでございます。手打沢の農事組合に、タケノコやニンニクの生産加工の交流ということで行われる事業でございます。作業所や冷蔵庫、それから真空パック等を整備するものでございます。

それから、2項の2目林業振興費でございます。8節報償費に320万円。特定有害鳥獣の奨励金でございます。当初予算で500万円計上したわけでございますが、今回、さらに足りない部分を、シカ90頭、イノシシ70頭、サル40頭、320万円を補正させていただきます。

それから3目の林業土木費でございますけども、15節工事請負費に3,150万円。これにつきましては、三石山林道の法面の保護工事、大崩になりますけども、それから林道の崩落土応急排土工事ということで、2路線。林道栃代釜額線と、それから林道折八古関線ということで、2つの工事にかかる部分でございます。委託料につきましては、三石山林道の法面の測量設計業務の委託料120万円でございます。

7款商工費でございますが、1項1目11節需用費44万1千円でございますけども、温泉会館の男子浴槽の洗面所の床の修繕をする。また男女の浴槽とも、タイルが一部はがれているということで、修繕をするということで、44万1千円の計上でございます。

2目11節12万円につきましては、先ほど、消費者庁が9月1日からスタートしたということで、消費者行政の機能強化ということで、消費者生活研究会等の学習資機材を購入する費用として、12万円を計上させていただきました。

2項観光費の1目13節委託料につきましては、1,538万円ということでございまして、町民予算の提案事業ということで、さくらの町身延町事業ということで、105万円。これにつきましては、下部温泉郷に整備されている遊歩道に桜ともみじを植栽する。それから、それに併せまして、遊歩道の整備をする事業でございます。105万円でございます。

それから町内の施設イルミネーション事業でございますが、147万3千円。これにつきましては、西嶋和紙と灯りのコラボレーション事業ということで、温泉郷を舞台にイルミネーションの事業を展開していくことで、147万3千円でございます。

それからサインリニューアル整備事業ということでございまして、これにつきましては、6月の補正で、経済対策のほうで工事請負費に1,285万2千円を町内の案内看板を整備するという計上させていただきましたが、委託料に1,285万2千円を組み替えさせていただくということで、今回、お願いをするところでございます。当然、新しく作るところや補修

をるところ、全部で看板が16カ所ございますけれども、それらの企画費も含んだ中で、委託料に組み替えさせていただくものでございます。

続きまして、8款の土木費、2項1目でございます。7節の賃金ですが、69万4千円の減額でございます。先ほど歳入のほうで、ちょっとご説明をいたしましたけども、臨時職員が退職したために、その分の減額でございます。同じ分を労働費のほうへ計上させていただいております。

2目13節委託料でございますが、270万円。町道改良工事協議書の作成業務ということで、本町富山橋線改良工事、国道に接します信号機、あるいは河川協議等の協議書の作成。それから飯富宮根線の改良工事につきましても、県道への接続部分で、河川協議、用地関係の資料の作成、補足資料の作成ということで、計上をさせていただきました。

それから5項1目15節工事請負費ですが、79万2千円。これにつきましては、町有団地相又団地の給水管の切り回しでございます。

それから19節の負担金補助及び交付金24万円につきましては、歳入のほうで説明をいたしましたが、耐震シェルター等の補助金支援事業ということで、家が倒壊をしても部屋にシェルターを設けることで助かるということで、シェルターを造るための補助金でございます。県が3分の1、町が3分の1でございます。

それから6項の1目につきましては、28節繰出金1,260万7千円でございますけども、下水道事業特別会計繰出金と農業集落排水事業等特別会計の繰出金でございます。

9款の消防費でございますけども、1項の1目非常備消防費でございます。11節の需用費につきましては水道施設の整備に伴い、消火栓用の資機材、ホース、管槍、それから格納庫を和田、梅平、門内、波木井等の14カ所に整備をするものでございまして、165万円でございます。

それから18節の備品購入費につきましては、33万1千円。ジェットシューター、これは背負い式の消火水囊でございます。

それから19節の負担金補助及び交付金につきましては18万8千円でございます。山梨県の消防広域化推進協議会の負担金でございます。消防行政を広域化するための準備負担金でございます。

それでは、10款の教育費のほうへまいりたいと思います。

1項1目7節賃金178万円の減額でございますが、これは町単教諭の新規雇用の部分で、賞与等が減額された部分、継続ではなくて新しく採用した皆さんの賞与が余りましたので、減額するものでございます。それから英語指導助手の3人の住民税等の部分で、減額になった部分でございます。合わせて178万円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、新型インフルエンザのために関東甲信越の市町村教育委員会の連合会の総会に欠席をいたしましたので、15万円の減額をいたしました。

次に2項の小学校費でございます。430万円の計上でございますが、この委託料、それから19節の負担金補助及び交付金につきましては、豊岡小学校と身延小学校が統合することに関します経費でございます。30万円につきましては、身延小学校の校舎、それから体育館等の改修事前調査業務ということで、計上させていただきました。

なお、19節の負担金補助及び交付金の400万円につきましては、豊岡小学校の閉校記念式典に対する補助金でございます。式典費、それから記念碑の建立、それから記念誌等の発

行、それから事務費等、合わせて400万円でございます。

それから、ここに小学校費として、3目から12目まで計上させております。ほとんどが備品購入費でございますが、これは身延小学校のシュレッダーを購入する費用が2万円計上させていただきますけれども、そのほかの部分につきましては、今年の4月、教育備品の単価改正がありました。それらの足りない部分を、ここで計上させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

3項の中学校費でございますけれども、4目18節備品購入費でございますけれども、特別支援教室用のストーブ、それから多目的教室用の加湿器等の購入費24万1千円を計上させていただきました。

それから次のページですが、6目身延中学校管理費の需用費につきましては、11万9千円。修繕費ですが、給食用のエレベーターの修繕費でございます。

次に4項1目28節繰出金につきましては、青少年自然の里特別会計への繰出金78万9千円でございます。

それから2目の公民館費でございますけれども、11節修繕費につきましては、中富地区の公民館、静川分館の電灯器具の老朽化により、蛍光灯等、器具の取り替え修繕、13万1千円。それから19節負担金補助及び交付金につきましては、集落公民館の整備の補助金でございます。常葉の五条公民館、玄関の入り口のロフト等を修繕するということで、13万3千円。西嶋の河原町の公民館、玄関入り口、それから手すり等の取り付けということで21万1千円を補助するものでございます。補助率は3分の1でございます。

それから5項2目につきましては、金山博物館のパート職員の賃金の補正、24万4千円の計上。それから、備品の購入費等でございます。

6項4目18節の備品購入費につきましては30万円でございますが、検食保存用の冷蔵庫、これは2週間にわたり保存をしておかなければならないことが決まっておりますけれども、この冷蔵庫が故障したということで、購入費30万円を計上させていただきました。

以上が詳細説明ということで、よろしくご審議をいただき、ご議決くださいますよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

議案の説明の途中ですが、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

近藤議員につきましては、午後から病院に行くため欠席との連絡がありました。

議案第89号から議案第91号までについて、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは議案第89号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分、2節後期高齢者支援金分現年課税分、3節介護納付金分現年課税分についてですが、1節については179万3千円を増額。2節についても、27万円増額するものです。3節については、138万3千円減額するものです。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、2節特別調整交付金については、高額療養費特別支給金分として60万円交付されるもので、今回、増額補正となっております。

2目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、1節介護従事者処遇改善臨時特例交付金については、国より介護報酬改定により介護従事者の処遇改善のため、介護保険料の上昇を抑制するために交付される交付金で、今回、新規に受け入れ科目を設定するもので、交付金の算出根拠として、国の介護納付金3カ年分を分母とし、介護納付金3年分を分子として、その2分の1の138万3千円が平成21年度分として交付されるものです。

3目出産育児一時金補助金、1節出産育児一時補助金についても、国庫が新設されるための補正であり、補正額は6万円を増額するものです。今回、条例改正により出産育児一時金を4万円増額することとなり、この経費の2分の1を国庫補助金、残りについては一般会計よりの繰入金および国保税よりの補てんとなります。

11款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、これについては4節出産育児一時金繰入金、これについては先ほど説明させていただきましたが、一般会計よりの繰入金4万円を減額するものです。

7ページをご覧ください。

2款保険料給付金、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金については歳入で説明させていただきましたが、国庫補助金の歳入に伴う財源組み替えとなっております。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金については、後期高齢者支援金として27万2千円増額するもので、平成21年度分負担金の決定に伴う補正となっております。

次に6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、19節負担金補助及び交付金についても歳入で説明させていただきましたが、国庫補助金の歳入に伴う財源組み替えとなっております。

8ページをお開きください。

8款保健事業費、1項保健事業費、4目健康推進事業費、8節報償費については、生活習慣病予防教室講師謝礼として、運動の実践指導の運動指導士と栄養士の報償費として5万5千円の増額となっております。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料。これについては、平成20年度療養給付費交付金の超過分および平成20年度特定検診等補助金の超過分として、175万8千円を補正とさせていただきます。

4目高額療養費特別支給金、23節償還金利子及び割引料については、やはり新規に目を設定し、還付金として60万円の補正となっております。この高額療養費特別支給金というのは、75歳になる月に限って、国保と後期高齢者医療制度で、それぞれの自己負担限度額を2分の1とし、2つを併せても、今までと自己負担限度額が変わらないようにするため、財源としては国庫補助金となっております。

また対象者は、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの月の初日以外の日に75歳に達したことにより、国民健康保険の被保険者資格を喪失したもの。または、社会保険の被保険者が75歳に達したことにより、国民健康保険の資格を取得した被扶養者が該当となり、対象者については保険者よりお知らせを発送する予定となっております。

次に議案第90号 平成21年度身延町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金については、平成20年度老人医療費給付金の繰越金であり、17万7千円となっております。

7ページをご覧ください。

歳出ですが、3款諸支出金、1項償還金、1目償還金、23節償還金利子及び割引料については、平成20年度県負担金の超過分に伴う還付金となっております、17万7千円を補正するものです。

次に議案第91号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金については92万2千円補正するもので、平成20年度よりの繰越金となっております。

7ページをご覧ください。

歳出ですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金については、補正額は92万2千円で、後期高齢者医療広域連合への平成20年度分保険料の負担金となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(穂坂英勝君)

次に議案第92号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長(赤坂次男君)

それでは議案第92号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入からです。2款分担金負担金、1項1目1節の生活機能評価個人負担金61万5千円の減額は、生活機能評価にかかる個人負担金は、個人から徴収せず需用費の中で行うことになりましたので、減額をさせていただきました。

次に4款国庫支出金、それから5款支払い基金交付金、6款県支出金、それから8款の繰入金。繰入金のうち1項一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金と2目の地域支援事業繰入金の1節の介護予防事業繰入金につきましては、歳入の2款保険給付費と5款の地域支援事業費の9%から30%と、それぞれ定められた交付率による額であります。また、それぞれ2節の過年度分につきましては、平成20年度実績報告による精算分であります。

次に3目のその他一般会計繰入金の1節職員給与費等の繰入金211万5千円は、人件費分の繰入金であります。

2節の事務費繰入金212万9千円は、介護認定審査会費分の繰入金であります。

次に、8ページをお願いいたします。

2項基金繰入金、2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、1節の第1号被保険者保険料減額分等、経費繰入金の376万2千円につきましては、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬の改定に伴う平成21年度および、平成22年度の介護保険料の上昇分を抑制するための国からの交付金で、平成21年3月末に基金を増設し、第4期、平成21年から23年の3年間で取り崩すもので、そのうちの平成21年分の繰入金です。

次に9款繰越金1,634万2千円は、前年度繰越金であります。

次に9ページの、歳出の説明を行います。

1款総務費、1項1目の2節、3節、4節の人件費につきましては、介護保険担当が産休に入り、後任の育児休業が終わりましたことによります人件費分であります。

8節の報償費5万円につきましては、介護保険運営協議会の1回分の開催を計上させていただきました。

次に2項の介護認定審査会費、1目の介護認定審査会費、19節負担金補助及び交付金207万9千円ですが、広域行政組合の負担金で、介護保険認定審査会の運営費であります。訪問調査員分としまして、270件で94万5千円。それから主治医意見書の作成分として、同じく270件で113万4千円、合わせて207万9千円を計上させていただきました。

次に2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費と9目居宅介護サービス計画給付費、それから次の10ページに移りますけども、2項予防介護等諸費の7目介護予防サービス計画給付費の、それぞれ19節負担金補助及び交付金のその他負担金につきましては、介護報酬改定に伴う見直しによります給付費の増であります。

次に3項その他諸費、1目の審査支払い手数料、12節の役務費7万6千円の手数料につきましては、国民健康保険団体連合会への支払い分であります。

次に、5項高額医療合算介護サービス等費であります。1目の高額医療合算介護サービス等費と、次の2目の高額医療合算介護予防サービス費のそれぞれ19節負担金補助及び交付金のその他負担金につきましては、議案第87号の高額医療、それから高額介護合算療養費制度の開始に伴う計上分であります。

次に6項の特定入所者介護サービス等費の3目特定入所者介護サービス費、19節負担金補助及び交付金の35万9千円。その他負担金につきましては、今年度になりまして、介護予防サービスでの負担限度額認証の申請がありましたので、今回、計上させていただきました。

次に4款基金積立金、1項1目の給付準備金積立金、25節積立金につきましては、第3期介護保険料精算によります積立金であります。

次に5項の地域支援事業、1項介護予防事業費の1目介護予防特定高齢者施設事業費と次の2目の介護予防一般高齢者施策事業費の8節報償費と11節につきましては、平成21年度より健康増進担当から包括支援センターのほうに、保健師1名が移りました事業費の増によるものであります。

次に、12ページをお願いしたいと思います。

7款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目の第1号被保険者還付金、23節の償還金利子及び割引料の4万5千円、還付金は平成20年度介護保険料の還付金で10件分の予算額であります。

次に3目の国庫支出金等償還金、23節の償還金利子及び割引料213万2千円につきまし

ては、過年度分の償還金ということでありまして、実績報告に伴います地域支援事業交付金の国庫返還金77万401円と、県返還金38万5,200円と支払い基金返還金の97万6,541円の合計であります。

次に2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節の繰出金352万1千円。一般会計繰出金は、第3期精算に伴う一般会計の繰出金であります。

以上で、議案第92号の説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第93号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは議案第93号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をいたします。

7ページをお開きください。

まず歳入でございますが、4款国庫支出金、1項国庫補助金、1目身延簡易水道国庫補助金ですが、1,033万円の増額をするものであります。これにつきましては、身延中央統合簡易水道、小田船原地区排水機築造に伴う国庫補助金の補正であります。

続きまして、5款繰入金、1項一般会計繰入金、2目身延簡易水道一般会計繰入金ですが、667万円の増額するものであります。これにつきましても身延中央統合簡易水道、小田船原地区排水機築造に伴う一般会計からの繰入金の補正であります。

続きまして、8款町債、1項町債、1目身延水道事業債ですが、2,400万円の増額をするものであります。これにつきましても身延中央統合簡易水道、小田船原地区排水機築造に伴う起債の補正でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出を説明いたします。

2款水道事業費、2項身延簡易水道建設費、1目簡易水道建設費、15節工事請負費4,100万円の増額補正です。歳入でも若干、説明いたしました。身延中央統合簡易水道の小田船原地区へ配水池の築造工事、ならびに機械電気工事を行うものでございます。

以上、身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第95号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

それでは議案第95号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、詳細の説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。特定環境保全公共下水道事業債に560万円の追加をし、限度額を6,470万円とします。さらに公共下水道事業債に3,560万円を追加し、限度額を1億2,240万円とし、合計3億3,280万円に設定するものであります。

続きまして、7ページをお開き願いたいと思います。

歳入であります。3款1項国庫補助金については、1目身延公共下水道事業国庫補助金に3,615万円を追加し、さらに2目下部下水道事業国庫補助金に535万円を追加して、合

計2億2,750万円とするものです。

4款1項一般会計繰入金につきましては、1目から5目の事業費、または維持管理費の補正に伴うもので、合計1,250万円を追加して、合計4億4,291万3千円とするものです。

5款1項繰越金につきましては、前年度繰越金62万9千円を追加して、合計63万円とするものです。

8ページをお願いいたします。

4款1項町債につきましては、2目身延公共下水道事業に3,560万円を追加し、3目下部下水道事業債に560万円を追加して、合計、先ほど歳入で説明したとおり、3億3,280万円とするものです。

それでは、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款2項2目身延下水道事業建設費の13節委託費282万円の減額につきましては、発注を進めてきた結果、精査、推計によるものであります。

15節工事請負費8,310万円の追加につきましては、大野山本遠寺境内の道路工事に併せて下水管の埋設工事、それから県道光子沢大野線の下水管の埋設工事個所の舗装本復旧について、県と協議の結果、工事が少ないことから町施工となったための追加で、この2件の追加と本年度予定した工事の発注を進めてきましたが、予算に不足が生じることが見込まれるためでございます。

次に19節負担金補助及び交付金410万円の追加につきましては、県道身延線、県道市川三郷身延線の舗装本復旧工事の2路線について、県の調定結果による追加計上であります。

3目下部下水道事業建設費の15節工事請負費910万円の追加につきましては、本年度予定した工事の発注を進めてきましたが、予算に不足が生じることが見込まれるためでございます。

次に3項維持管理費、1目中富下水道事業維持管理費の11節需用費228万9千円の追加につきましては、飯沼マンホールポンプの絶縁抵抗が下がっているため、1台分のオーバーホール費用の追加でございます。

2目帯金塩之沢下水道事業維持管理費および10ページに移りまして、4項公債費、1目中富下水道事業元金、5目角打丸滝下水道事業元金は、財源の組み替えであります。

以上、議案第95号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

議案第96号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

議案第96号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第3号）の詳細のご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入ですけれども、4款1項1目1節一般会計の繰入金でございます。78万9千円。これにつきましては、歳出にも計上させていただきましたが、歳出に伴う一般会計からの繰入金でございます。

7ページ。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費90万7千円でございますけれども、これにつきましては、自然の里開設以来23年目ということで、この夏、施設内のあちこちに漏水が見られました。とりあえず応急措置はしてございますけれども、

今後さらに漏水が出てくる見込みではないかという、いろんな調査、それから完全復旧の修理をしたいというもので、90万7千円の計上をさせていただきました。

同じく14節の使用料及び賃借料でございますけども、減額の35万8千円ということで、これは事務機器のリース料でございます。5年リースで行っておりますコピー機等のリース代ですけども、この7月に切り替えということですが、再リースということで、年間の見込み額を再計算しましたところ、思ったよりリース料が安くできたということで、35万8千円の減額をさせていただきました。

同じく27節の公課費でございますけども、24万円の増額でございます。これにつきましては消費税ということで、平成20年度の決算に伴う消費税納付分でございます。

以上、詳細の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（穂坂英勝君）

次に議案第97号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第97号 財産の取得について、詳細説明をいたします。

本議案は平成21年度の国の経済対策、地域活性化・経済危機対策臨時交付金で町営バスの車両を購入し、車両更新事業として町営バスを1台購入するものでございます。老朽化した町営バスの車両をCO₂の排出の少ない車両に更新することで、地球温暖化対策を促進するとともに、ノンステップタイプの車両にすることで、高齢者等が安心して利用できる公共交通の確保を図るものでございます。

次の関係資料をお開き願いたいと思います。

なお、この資料につきましては、本件が車の購入でございまして、非課税品目、登録手数料、リサイクル料金、自賠責保険料、あるいは重量税のように5%でないものがあり、比較が大変難しいため、予定価格および見積もり金額、仮契約金額につきましては消費税、非課税費用等、すべてを含んだ金額で比較してありますので、ご承知をお願いいたします。

見積もり依頼通知日は平成21年8月4日。見積書提出日については平成21年8月20日。予定価格として、2,047万5千円であります。

見積もり業者につきましては、山梨日野自動車株式会社と山梨いすゞ自動車株式会社の2社であり、それぞれ見積もり金額はご覧のとおりであります。

落札者は山梨いすゞ自動車株式会社で、仮契約金額は1,980万7,290円であります。

なお、納入期限は平成21年12月25日まで。

納入場所につきましては、役場本庁舎になります。

以上、よろしくご審議いただき、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

次に発委第1号について、提出議員であります奥村征夫君より趣旨説明をお願いいたします。奥村君。

○13番議員（奥村征夫君）

発委第1号

平成21年9月7日

身延町議会議長 穂坂英勝殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 奥村征夫

身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項および身延町議会会議規則第14条3項の規定により、提出します。

提案理由

身延町議会議員の定数減少に伴い、身延町議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じた。これが、この議案を提出する理由である。

裏面をお願いします。

身延町議会委員会条例の一部を改正する条例

身延町議会委員会条例（平成16年身延町条例第197号）の一部を次のように改正する。

第2条を、次のように改める。

- （1）総務常任委員会5人
- （2）教育厚生常任委員会6人
- （3）産業建設常任委員会5人

附則

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（穂坂英勝君）

これで、提出議案の説明は終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しましたので、これをもちまして散会といたします。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互の礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時40分

平成 2 1 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 8 日

平成21年第3回身延町議会定例会（2日目）

平成21年9月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	伊藤文雄	12番	渡辺文子
13番	奥村征夫	14番	中野恒彦
15番	松木慶光	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	川口福三	20番	穂坂英勝

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	小松文雄
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	柴原信一
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

本日は、大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

今議会は、財産区特別会計歳入歳出決算および財産の取得を除きましては、委員会付託を予定しておりますので、付託予定の議案の質疑は総括的・大綱的な質疑に留め、詳細な質疑については各委員会で行っていただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

認定第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

認定第1号の5ページ、第5.審査の意見、指摘事項の9行目から決算収支状況ということで、昨年も指摘したように、今回も経常収支の比率が高く、財政の硬直化が懸念されているところであるというふうに記載されております。経常収支比率が本年度はいくつだったのか、まず、その数字をお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

本年度、平成20年度ですが、経常収支比率は84.5%でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

17年度からの数字がありました、88.1%、19年度が89.8%ということで、今年度は相当、改善されているというふうに見受けられますけども、今後の見通しとしてはいかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問について、お答えをいたします。

予算面でも一般経常経費の削減を目指し、職員にも予算の説明会等で努力を促すようお願いをしているところでございます。経常に使わなければならない部分でありますので、いっぺんに数字が改善するとは思われませんが、これから、できるだけ努力をして減らしていくように心がけたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

財産区の特別会計につきまして、お尋ねをしたいと思うんですけども、12の特別会計、財産区の特別会計があるわけですけども、この管理運営につきましては、各地区で何か組織体をつくって運営をしているんだろうと思いますけども、このへんの理解でよろしいでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

各地区に財産区管理会を設けまして、委員さんは7名で管理をしているところでございます。以上です。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

そうしますと、町の立場はどんなふうな関わり合いで関わっているんですか。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

財産区につきましては、恩賜林保護組合につきましては、土地は県有林でございます。それから、一般の財産区については、各区で土地は町のものになっております。町有地ということになっております。それらも兼ね合わせ、会計を町で持っているということでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。3回目ですので。

○7番議員（福与三郎君）

そうすると、財産を所有しているのは町というふうな理解でよろしいんですか。それと同時に、例えばこの財産を売買するということが生じたときに、それは町の財産であれば、町のほうへ入るんでしょうけども、そのへんはどうなっているんでしょうかね。ちょっと、お伺いをいたします。

○議長（穂坂英勝君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいま申し上げたとおり、恩賜林の会計につきましては県有林でございます。土地につき

ましては、町のものではありませんので、売買をすれば、県のものという形になります。ただ、そのほかの4財産区につきましては、登記上、西嶋村、あるいは大河内村というような持ち物になっているということでございます。したがって、土地を売買した場合は、旧町につきましては、合併をいたしましたので、旧町の名目になっていますが、新町名目で財産区特別会計のほうへ経費が入ってくるということで考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

町税の徴収実績の推移について、1、2点お伺いいたします。

徴収率を見ますと、平成16年度から20年度にかけて、徴収率、滞納を含めて、大変、改善されているわけですね。ちなみに数字を申し上げますと、平成19年度は滞納繰越分の徴収が6.1%ですけど、平成20年度は、実にその倍を超す14.8%の徴収率が上げられたと。これは大変、私ども議会としても、また町民としても徴収率が上がると、大変ありがたい話で、職員の努力がそこで分かるわけですけども、具体的に、前年度を倍する徴収率が上げられたというのは、具体的な方法がもしあったら教えてほしい、これが第1点であります。

2点目は7,182万8千円、不納欠損をしています。この不納欠損をした、この7千有余の主な理由、この2点についてお伺いします。

○議長（穂坂英勝君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

お答えいたします。

徴収率が上がった理由ということですが、一応、職員と今、3名で滞納にあたっております。その中で、滞納整理の関係に今、努力しております。差し押さえ等、実施しましたので、その関係で徴収率が上がってきていると思っております。

それから不納欠損の関係ですが、これは今まで、徴収にあっていた関係が、通知を出して滞納整理というような形で、ずっときておりました。その通知だけでは効力がないということで、そのために時効という形で、時効になった部分と底落ちといひまして、会社が潰れたというような形で不納欠損したものがあります。それで、合計で大きな金額になっております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

一方で、徴収率を上げるのは大変ありがたい話ですけど、また片方で不納欠損額が増える、これはあんまり、ありがたくない話です。万やむを得ないという事情もあるかと思えますけど、このへんは職員さんの十分な努力によりまして、不納欠損、5年経ったからとか、あるいはいくら通知を出しても納めてくれないということの、やむを得ない事情の中で不納欠損をするように私も思うわけですけど、このへんは重々精査して、不納決算、いわゆる帳簿の見面がいいから不納欠損にする、安易なそういうことがないように、よろしく願います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

奥村君。

○13番議員（奥村征夫君）

歳入のページ、5項の入湯税ですか、これの不納欠損について、ちょっとお伺いしたいと思うんですけど、この入湯税の不納欠損は、私はひとつ、悪例になるような気がするわけでございます。すでにお客さまから預かった税金を滞納という形の中で、5年経過措置というんですか、これによる納税放棄といえますか、この形を許すと、これから追隨をとというような形が、なきにしろあるということを考えるわけでございます。どのようにお考えでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

税務課長。

○税務課長（依田二郎君）

入湯税の関係ですが、88万1,850円。3社、会社が潰れたところと、あと先ほど言いましたように、滞納の差し押さえ等のことをしていなかったために、時効になってしまったという件があります。そういう形ですので、今はちゃんと差し押さえ等の、時効にならないような手立てをしていますので、来年にはそういうものが出てこないようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第82号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

川口君。

○19番議員（川口福三君）

議案第82号 身延町立学校設置条例の一部改正について、お伺いいたします。

この設置条例・・・。

○議長（穂坂英勝君）

発言取り消しですか。

○19番議員（川口福三君）

取り消します。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

82号です。

奥村君。

○13番議員（奥村征夫君）

身延町立学校設置条例の一部改正についてですが、身延小と豊岡小統廃合については、吸収

統合ではなく、対等の関係での統合であると。また両校の関係者、保護者、地域から深い理解を得られたというふうに説明を受けているつもりでございますが、そのような理解でよろしゅうございますか。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

まず1点目のご質問でございますけども、両校の統廃合につきましては、対等の統廃合だということでございます。

それから関係者の理解を得られているかという部分でございますけども、これにつきましては、十数回にわたる関係者への説明、また過日、8月28日には今までの経過をふまえて、今後の予定等について、ご説明をさせていただきます、おおむねの方のご理解をいただいているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第83号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第84号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第85号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第86号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第87号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第88号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

松木君。

○15番議員（松木慶光君）

議案第88号につきまして、3点ほど質問させていただきます。

まず1点につきましては、18ページ。農業振興費のやまなし農業総合ルネサンス支援事業補助金600万円、この事業についてなんです、県が400万円、町が200万円、計600万円という補助金ですが、これは全体でみると、いくらなのか。そして、その事業の内容なんです、どういう内容なのか。その明細な説明をお願いしたいと思います。

次に19ページ。観光費の中のサインリニューアル整備事業1,285万2千円。これについても、事業の内容をちょっと、明細に説明をお願いしたいと思います。

次に22ページ。豊岡小学校記念式典等補助金についてですけども、この400万円は補助金交付要綱か、または補助金交付規定に基づいて支給されるのか。そうだとすると、全体事業でいくらになるのか。それとも時限立法的な対応のものなのか。時限立法的な、特別な補助ということだと全額補助となるわけだが、また、どこの団体に補助するのか。今後のこともあるので、どうか。そしてまた、どこへどういうふうに使われるのかも合わせて、内容を明細に、内訳をお知らせ願いたい、こんなふうにあります。

以上、3点をお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

6款1項3目ですね、農業振興費の中の補助金の項であります、やまなし農業総合ルネサンス支援事業補助金600万円の補助金でございますが、総事業費としますれば、800万円の事業費でございます。

中身としましては、農事組合法人 手打沢組合が今年の3月に設立をされております。ここでは遊休化した農地、特に今回の場合は竹林を整備しまして、タケノコの生産・販売に取り組んでいるところでございます。タケノコの加工施設の整備を行い、年間を通して販売拡大に向けて頑張っていこうと、今、取り組んでいるところであります。

事業費の中身ですけども、そのタケノコの加工所、あるいはタケノコを加工したものを保管しておく冷蔵庫、あるいはタケノコの真空パック、これらの施設整備に要する費用でございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

サインリニューアルの計画の内容ですが、新規の設置が7カ所、それから案内板の張り替えが7カ所、今ある案内板が小さいために、掲示板に変更するというのが2カ所、計16カ所になります。内容といたしましては、観光パンフレットと似たような形で案内板を作ります。そして、その中には今、カーナビで観光案内ができるというような形で、パンフレットには入っておりますが、看板の中に施設名、それから住所、電話番号等を入れまして、1カ所、そこを見ていただければ、次の観光地に行くためには、電話番号とか住所とか番地まで入れれば、次の観光地に行けるとというような案内板になっております。

施設の場所といたしましては16カ所ですが、中富の和紙の里にある、今、看板を張り替え、

内容を全体に張り替えになります。それから中富のJAふじかわにある看板は、1つは掲示板に変更して、そして新規に1基設置します。それから富士川クラフトパークの中に、新規の観光案内板を設置します。それから、総門駐車場に新規の案内板を設置します。門内の中町駐車場の看板は、板面の張り替えをいたします。それから奥の院にのぼる途中ですが、簡易棒のところに新規に設置します。それからゆばの里、ここは今、小さい看板があるんですけど、今あるものを掲示板にして、新規に新しい観光案内板を作ります。それから身延の駅前の今、あるものを新規の看板に張り替えます。それから、大島の農産物直売所に新規の案内板を設置します。それから本栖へのぼる道ですけど、中ノ倉の展望台に今あるものを板の張り替えになります。それから下部の道の駅、ここも板の張り替えになります。あと下部温泉駅の前看板、これが板の張り替えになります。それから下部朝市の広場にある観光案内板も、板の張り替えになります。もう1カ所、最後ですが、湯之奥金山博物館に新規のものを設置します。計16カ所になります。よろしくをお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

22ページの、小学校費の負担金補助及び交付金400万円、この内容についてご説明をさせていただきます。

まず、1点目の何を根拠として交付するのかという部分でございますけども、これにつきましては、町に補助金交付金要綱がございます。補助金交付要綱というものは、個々の事業によって設けられる場合もありますし、状況によっては、それを統括した形の補助金交付要綱、これを適用する場合もあるわけでございます。

内容としましては、予算の範囲の中で補助金を交付できるという内容になっております。今回は、そのトータルの、明確な名称をちょっと忘れてしまって申し訳ないんですけど、町に一般的な補助金交付要綱というものがございます。その内容につきましては、予算の範囲の中で補助金の交付ができるという形になっておりますので、その補助金交付要綱に基づいて、今回を考えてまいりたいと思っております。全体の事業費につきましては、400万円の範囲の中で事業を行いたいと、このように考えております。

団体につきましては、今後、関係条例予算等のご議決をいただき次第、仮称ではございますけども、身延小学校と豊岡小学校統合準備委員会というような組織を立ち上げて、その組織に補助金を交付するような形で考えているところでございます。

それから現在、考えております400万円の内訳でございますけども、これにつきましても、今後、準備委員会の中でご検討をいただくわけでございますけども、現段階で考えております内容といたしましては、記念誌、これを作成するのに200万円程度、これは以前の古関の統廃合をふまえて、200万円というふうに考えております。それから記念碑の建立につきまして、100万円を見込んでおります。それから記念式典につきまして、50万円ほど見込んでおります。それから、あと50万円につきましては事務雑費といいますが、会議とか、いろいろな部分に経費がかかってまいりますので、それらの部分に50万円を充てたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、経費の節減を図る中で、最終的には精算をいたしまして、400万円以内の中で、すべての事業を行いたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただ

きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（穂坂英勝君）

松木君。

○15番議員（松木慶光君）

そうしますと、400万円の事業費全体を補助して、その中でやるということでもいいですよ。今もちょっと、はっきりしないのが、やはり予算を立てる場合は、健全財政的予算を立てるべきだと思うんですね。そして、その中で、やはり計画を立てるであるならば、記念碑がいくらだとか、それをはっきりと、または記念誌、それらについても、もっと計算した中で、はっきりした予算を立てるべきであり、全体の予算の中でなんとかしろという、今からの予算組み立てというものは成り立たないのではないかなと、そんなように考えますが、今後ともそういうことを気をつけてやっていただきたいと思いますが、今後これが、ここばかりではなくて、いくつかありますので、そういうことも、前例ということも出てきますので、ひとつよろしく、その点は含みの上、検討してやっていただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

いろいろおっしゃいますけど、これはやっぱり、町が費用をもちますという、負担金ということになりましようね。父兄から、いくらか出せということではないでしょう。ですから、負担金として処理をすると。町が閉校させることについて負担しましよう、こういうことだと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（穂坂英勝君）

近藤君、関連の質問内容ですか。関連ですね。今の松木君の関連で。分かりました。

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、教育の委員会のほうから説明がありましたとおり、町のほうとしても、これは補助金という形で考えていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（穂坂英勝君）

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

そういうのは補助金ではなくて、実質上は町が負担しますということではないですか。それでいいと思うんですがね、私は。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

そういうように理解をしております。

○議長（穂坂英勝君）

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

負担金補助及び交付金というのは、3つのものをひっくるめてやっているわけでしょう。負

担金もあります、補助金もありますということですから、この場合には負担金ですと、さっぱりとしたほうがいいと、こう私は思っているから聞いてみたわけです。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員さんの考えているとおりでございます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

18ページ、労働諸費でございますけれども、緊急雇用創出事業、この事業の中身についてお聞きすると同時に、これは単年度でもって終了する事業ではなからうかと思うんですけども、そのへんも併せて、お答えを願いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

ふるさと雇用再生事業特別基金事業等、緊急雇用創出事業については、原則は単年度なんですけど、来年度、また雇用の人を変えれば、同じような事業ができるというような事業です。例えば森林組合とか、今、シルバーに委託しておりますが、そのシルバー森林組合の中でも、雇用する人が違う人を採択すれば、またできる内容になっております。

内容ですが、ふるさと雇用再生特別基金事業、これは特用林産の生産事業ということで、森林組合員にお願いするんですけど、シイタケの生産拡充をするため、専従者1人を雇用いたしまして、生産性の安定や販路拡大を図るということで、下山地区に身延町森林組合で圃場管理をいたします。そこで調整、収穫、出荷等の計画を目的としております。できれば、観光客というんですか、利用の一般のお客も、ここで集めた中で体験等をさせていただく計画になっております。一応、雇用期間は10月1日から来年3月31日までの予定です。

それから、もう1点。緊急雇用創出事業臨時特別基金事業ですが、これは観光資源環境保全事業といまして、身延町にはいろいろな観光地、観光資源があります。山関係でも富士箱根伊豆国立公園とか南アルプス県立の自然公園、また山梨100名山の中に入っている山が身延町内に9つあります。それから、あとはホテルの里とか、300のいろは坂、本栖湖、あとは金山周辺、本栖湖のキャンプ場、中富和紙の里等々いろいろありますが、このまわりの下草刈り、またゴミ拾い等を併せまして、観光地をきれいにし、お客さんを呼ぶという、そんな感じの予定をしております。

これは4人くらいの雇用を採用する予定ですが、半年で大体80日間くらいを予定しております。人件費が主なんですけど、軽トラック、車のリースとか、それから草刈り機のリース等も入っています。そんな内容で実施したいと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

そうしますと、雇用創出の基金につきましては、基金の出ようによっては、年度を越して、またがってやるというふうな理解でいいんですか。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

来年も継続で、できると思います。先ほど言いましたように、雇用も人が変わればという危険性もありますけど、事業自体は継続できると思います。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

川口君。

○19番議員（川口福三君）

2点ほど、お伺いいたします。

まず14ページの町議会議員選挙費の中で、委託料20万5千円の自書式投票用紙分類機設定作業、この自書式投票用紙の分類機、これは機械自体はリースなのかどうか。これが1点と、それから18ページの、先ほども同僚議員から質問が出ましたルネサンス支援事業の補助金、このルネサンス支援事業というのは、ほかにも該当するような事業があるのかどうか。その2点について、お伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

14ページの、2款4項3目の町議会議員選挙費の13節自書式投票用紙分類機のほうは町のもので、それに対する当日の設定作業等の委託料です。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

やまなし農業総合ルネサンス支援事業のことについてでございますが、この事業につきましては、直売所の関係が主になります。直売所の関係の中で、直売する施設の販売所を広げるとか、施設に関係する施設整備を拡充するとか、規模を拡大するとか、そういったようなときにこの事業が使われております。今回は、この手打沢の農事組合法人がタケノコの加工施設をするということで、それで、こちらの事業が適用になっております。ということで、このほかには、特には今のところ、町には要望がきておりません。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

川口君。

○19番議員（川口福三君）

この投票用紙の機械の設定作業というのは、言うならば人件費ですね。人件費だと解釈してよろしいですか。それと、もう1点。先ほどルネサンス事業ですが、これはほかにもないという説明でしたが、例えば、そういった組織が町内で、ほかにも出てきた場合、同じような形をもって、こうした交付金が支給されるかどうか。その点、お伺いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

先ほどの説明ですけど、機械自体には自書式投票用紙分類機、氏名読み取り式の設置作業等ですけど、その統一の、町の職員もまだ十分、使いこなしができないということで、その技術指導の委託料と考えております。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

このような、同じような事業が出てきた場合は、また県とも協議する中、対応をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

先ほどの、労働諸費のふるさと雇用再生特別基金、関連で質問したいんですけど、シイタケが10月1日から3月31日の間で、完全に事業的に成り立っていくのか、どういうふうを考えているのか。単年度で、先ほどはするというようなことで、下山の地区に、森林組合に委託するということで、1人雇用すると言っているんですけど、簡単に、シイタケは植えて、すぐに出るものですか。よろしくをお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

今回の、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、先ほど観光課長のほうから説明させていただきましたが、身延町の森林組合におきまして、今年の10月から今回の予算につきましては、来年の3月31日までの人件費についての計上をさせていただいております。

今回、この秋以降につきましては、まず原木、この伐倒、あるいは搬出、そして春先には植菌という格好になるかと思います。すぐにシイタケが出るのかということ为先ほど言われましたが、シイタケが出るには1年半から2年近くはかかるかと思います。その間に、現在もほたばを管理させておりますから、そちらの管理。あるいは、今まで植えたシイタケの菌が、シイタケが発生しておりますから、そちらのほうの販売等も併せてやっっていこうという事業でございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

そのような説明だったら納得いくんですけど、先ほどはもう、すぐに商品化できるというような言い方をしたから、今、質問したわけです。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

18ページの林業費であります。同僚議員が一般質問をしているようですので、簡単に教えてほしいと思います。

節の報償費320万円盛っているわけですけど、ご存じのとおり、猟期というのは11月15日から翌年の2月15日が猟期であります。そこで、当初で500万円を盛ったわけですけど、その上、補正で320万円、盛っているわけですね。そうすると、この猟期、意外に、なんか特別な、猟友会、あるいは檻等、いろんなことの中で、結構、努力して、大変、有害鳥獣を獲ったというようなことが、ここに見受けられるんですけど、そのへんの経緯をもう少し詳しく、答弁を求めます。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

8節の報償費320万円の追加補正でございますが、今、議員さんがおっしゃられたとおり、当初予算には500万円を計上させていただきました。今までに、実績としまして、ちょっと数字を申し上げさせていただきますが、サルが31頭、イノシシが84頭、シカが135頭ということで、たしかにこういった獣害、獣の関係については秋から春にかけて、一般的には許可が下りておりますが、この場合は農林作物への被害があるということで、町長が山梨県のほうへ申請をして、有害鳥獣駆除ということで許可をいただいている。そのようなことが、大きく、これには左右がされております。ということで、今回、当初予算の500万円を使い切るというような見込みが立てられましたので、今回、追加補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

今の答弁でありますと、当該市町が知事に対して許可を出すというようなことの答弁でありましたけども、うちの町ではどのくらい、県知事に対して許可を、言ってみれば、今、言うとおりの2月15日以外は有害鳥獣の許可を出さなければとれませんので、どのくらいの数、回数だけ、許可願を出したのか、そのへんはいかがですか。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

ちょっと、今、私も、年間件数とすれば、ちょっと把握してございません。ただ、1回の許可に対して、約3カ月の許可期間をいただいております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

19ページの観光費、イルミネーション事業147万3千円。これは町内イルミネーション事業と起こしているところは何か所あるのか、ちょっと教えてほしいですけど、お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

このイルミネーション事業、下部の温泉郷を今、予定しております。旅館、土産店等の玄関先に中富和紙を利用したイルミネーションを付けるのが1点。これを今、60戸くらいを予定しております。それとLEDのイルミネーションという、よくクリスマス等に点滅する長い、コードが付いたのがあると思いますが、この25メートルの電飾を15本買う予定ですが、いろいろ行事によって、温泉街にそれを点灯するという、二本立てで予定をしております。場所とすれば、下部の温泉郷を予定しております。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

文化振興費、24ページの6項保健体育費、4目の身延学校給食費ですね。備品購入費で30万円盛っておりますね。検食保存用冷蔵庫と。現在、備品で、この冷蔵庫が余っているところをご存じではないのかなと思って質問するんですけど、備品関係を調べていますか。私の知っている限り、古閑保育園が閉園しているんですけど、そこに1つ、使える機械があるんですけど。それを確認して予算盛りをしているのかどうか、教えてください。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

今のご質問でございますけども、検食用保存冷蔵庫ということで、特殊の冷蔵庫でございます。氷点下24度以下の保冷能力が必要であるということと考えております。これが今回、故障いたしました、買い替えということで、補正予算要求させていただいたものでございます。

ご指摘の冷蔵庫につきましては、状況とすれば確認をさせていただきます。そこらへんにつきましては確認をいたしまして、今後の利用等、できるであれば活用したいと、このように考えています。よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

上田君。

○6番議員（上田孝二君）

特殊な冷蔵庫というか、引き出しが付いている冷蔵庫ですね。給食が1週間、保存できるような引き出し式の冷蔵庫。そうですね。一応、備品のほうを確認してください。備品の関係、あると思いますので。それを調べていただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第 89 号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第 90 号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第 91 号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第 92 号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第 93 号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第 94 号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第 95 号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第 96 号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第 97 号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
発委第 1 号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件については、当該団体とは異なる法人格を持つ地方公共団体であるため、また議案第97号については早期に発注したいため、さらに発委第1号については議員提出案件でありますので、以上14件については、委員会付託を省略して、討論・採択を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件、議案第97号、発委第1号については、委員会付託を省略して討論・採決を行うことに決定いたしました。

続けて、お諮りいたします。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件については、一括して討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件については、一括して討論・採決を行うことに決定いたしました。

議事の途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長(穂坂英勝君)

休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件について、一括討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第97号について、討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

なお、発委第1号については議員提出議案でありますので、討論は省略いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、

認定第1号中、平成20年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町西嶋財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町曙財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町大河内地区財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成20年度身延町下山地区財産区特別会計歳入歳出決算について

以上12件については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第97号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第97号 財産の取得については、原案のとおり可決決定いたしました。

発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布してある議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時30分

平成 2 1 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 9 日

平成21年第3回身延町議会定例会(3日目)

平成21年9月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
5番	芦 澤 健 拓	6番	上 田 孝 二
7番	福 与 三 郎	8番	望 月 寛
9番	日 向 英 明	10番	望 月 広 喜
11番	伊 藤 文 雄	12番	渡 辺 文 子
13番	奥 村 征 夫	14番	中 野 恒 彦
15番	松 木 慶 光	16番	近 藤 康 次
17番	笠 井 万 沱	18番	石 部 典 生
19番	川 口 福 三	20番	穂 坂 英 勝

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄	
政策室長	赤池義明	町民課長	秋山和子	
税務課長	依田二郎	身延支所長	望月和永	
教育委員長	小松文雄	教育長	佐野雅仁	
学校教育課長	近藤正国	生涯学習課長	佐野正美	
福祉保健課長	赤坂次男	子育て支援課長	稲葉義仁	
建設課長	柴原信一	産業課長	串松文雄	
土地対策課長	滝戸文昭	観光課長	熊谷文彦	
環境下水道課長	赤池和希	水道課長	千頭和勝彦	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。
相互の礼で始めたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

本会議の前に欠席の連絡をいたします。
小林英雄下部支所長は、葬儀のため欠席との連絡が入っております。
本日は、大変ご苦労さまです。
出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は4人であります。
まず通告の1番目は、近藤康次君です。
近藤康次君、登壇してください。
近藤康次君。

○16番議員（近藤康次君）

連日、ご苦労さまでございます。
私は至って度胸がないものですから、ここへ立っただけで、そわそわするような状態でございますけども、しばらくお付き合いを願いたいと思います。
設問の第1は下山地内の武田、穴山の遺構に歴史的価値があるならば調査をということでありますけれども、下山は南北朝時代といえますから、西暦1330年代、後醍醐天皇の時代ですかね、建武年間の記録に下山氏云々とありますから、昔は歴史上、重要な場所であったと思われれます。
下山のいわれは、下の盛り場、甲府から見て盛り場ということであったといいますが、下って武田時代の河内、富士川の東西の中心地とあることから、歴史のあった地であります。日蓮という反骨精神旺盛な和尚さんのおかげで、おかしくなってしまったということが現状のようでありますけども、そういうことで、それでも歴史的には価値のある地域だと、私は思っております。
そこで下山地内の武田、穴山の遺構が歴史的価値があるならば調査をということを出したわけですが、現在、下山公民館はぜひ、旧下山小学校跡地への地域の人々の声のようだが、当局は文化財調査の未了を理由に同意しないと聞いております。今後の調査の予定をお聞きしたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、お答えいたします。

ご質問の下山公民館建設事業につきましては、昨年9月の定例会においても、望月秀哉議員の一般質問の中でもご答弁申し上げておりますが、地元の要望地である身延北小跡地から下山小学校駐車場への建設予定場所を変更していただけるようお願いし、協力を求めながら、何回か協議を進めてまいりました。結果としましては、いまだ結論は出ていない状況にあります。

すでに、次に建設が予定されております下部地区の公民館については、検討委員会等の協議において、建設予定場所、施設の内容等を協議しまして、ご理解をいただく中で確認がされております。平成23年度建設の予定となっております。下山公民館分館につきましても、早急に建設に向けて計画を進めていきたいと思っておりますが、本年7月に再度、検討委員会の席に教育長ともども出向きまして、町指定の予定場所へ建設ということをお願いをしてきているところであります。

町としまして、老朽化しました下山分館の建て直しについては、その必要性を十分に感じているところでありますので、今後の建設に向けての準備期間、また財政面等を考えますと、本年度中にぜひ、ご理解のご回答をいただき、町の関係者との協議の中では、下部地区と同時進行になろうと思っておりますが、平成22年度設計委託、それから23年度建設予定ということで、計画を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

当局は、そういうふうな考えでいらっしゃるんですけども、下山の年寄りたちに聞きますと、やっぱり河原まで出向くということは、夜もある、昼間ばかりではないんだよと。それに国道を横切っていくというふうなことを考えると、旧下山小学校の体育館を利用することが、しばらくはベターではないかなと、こういう意見を持っているわけです。あの体育館も屋根を修理すれば、十分、使用に耐え得る。あの中へ事務所を兼務すると、何かの催しについても、わざわざ学校のある河原へ出て行かなくても済むと。屋根の修理だけで済むはずですから、そこらあたりを柔軟に考えてもらわないと、頑なに変わらない変わらないというやり方は、住民の意思に沿うかどうか、ちょっと私も不安に感じますので、そこらあたりはもう少し、住民と話し合いをしたほうがいいと。

年寄り方は、旧下山小学校の跡地あたりを目途として、ぜひやってもらいたいと、こういうことですから。小学校跡地は歴史的なものがあるということで、文化財のほうで故障しているようですけども、あれとても、なかなか問題があるんですね。実際には行政庁があったわけですし、お寺の近所はお城の跡だったと言うけれども、その形跡というものは、もう現在では全然、見てとれることができないわけです。そこらあたりを柔軟に考えてもらわないと、住民の意思に沿うような行政が不可能ということになるかと、私は思っているわけです。そこらあたりを1つ、賢察いただきたいと、こう思っております。

以上です。

次にまいりますが、いいですか。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

ご質問の中では、文化財の調査の未了を理由に同意しないということでもありますけども、旧北小跡地については、下山城跡としての文化財の保護の面はもちろんですけど、町でお願いしている建設予定地、下山小学校駐車場については、将来的に例えば学童保育施設、将来的に希望がありましたら、公民館での学童保育も容易であると。それから、また防災面としましては、災害時の避難場所としての活用、それから隣接の、新しくできました学校施設の活用、それから緊急時のグラウンドのヘリポートとか、体育館の一体的利用が可能であるということ。また、さらには財政面としましては、大型車両等の進入路の確保に必要な道路整備等の費用。それから、そんなふうなものを含めまして、公民館以外の経費においても最小限に納められるではないかというふうな、将来的、利便性の面から見て、総合的に判断した上で、下のほうへということをお願いということでもありますので、ぜひとも、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

今のお話ですけど、地元の人とよく話し合っ、そして、どうしても危険なときに河原まで出向けということは、ちょっとおかしいですよ。実際には、建物が建てれば、余裕があるからいいけれども、実際にぐらぐらときたときに、あそこまで行けということは、ちょっと。

それから学童保育の点についても、あんなところで学童保育をしていたでは、また迎えに行くとかとなってくると、それよりも旧小学校跡地へ公民館的なものを建てて、そして学童保育を兼務すると、そういうふうな形にしたほうが、よっぽど両親は心配しないで済むと、こういうふうには私は思っておりますので、1つ、教育委員会でも鋭意、努力をして、研鑽を積んで、ひとつ地元の人たちの意思を生かすようにしてほしいと、こう思います。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

さて、次の問題ですけれども、クラフトパーク入り口の焰硝倉橋跡地を埋没させてしまった今は、1枚の看板のみ。それも橋のたもとならばともかく、橋の下にある。同じものを橋上に設置してほしい。俗称、山平一帯は地上・地下に無数の遺構があるようだ。また八幡林と呼ぶ丘陵地帯があるが、馬場跡などの地名から推察すると、穴山氏以前の支配者の城跡のようだが、これらも一度、調査してみる必要がありはしないかと思うのであります。

以下、私が承知している件を列記して、今後の参考に供したい。

1つ、寝小屋敷。2．鳥居木さん。3．焰硝倉。4．鶴巻。5．愛宕山。6．北沢川右岸の横穴。これは鳥居木さんに通じている穴ではないかなと、私は推測しております。7．駒取沢川の右岸に横穴跡があるが、息子が言うには、まだ私は未調査ですけども、本国寺方面へ向いているのではないかなと思われ。8．狼煙台。かがり火をたいて、そして危険を知らせる台ですね。それが愛宕山の頂上。そのほか馬場跡とか、千匹平などということが伝わっており

ますけれども、下山町内一の平坦地ですね。将来の需要、そして考えてほしいと思います。その手伝いは、私もふつつかながら努めるつもりでありますけども、これらの保護、また活用について、教育委員会のお考えを尋ねたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の、クラフトパーク入り口の焔硝倉跡ということで、その看板について、同じものを橋の上にも設置してほしいということのご質問ですけども、焔硝倉跡は鉄砲を撃つときに必要な火薬の貯蔵庫の跡といわれておりまして、周知の埋蔵文化財包蔵地として、県の遺跡台帳にも記載されております。遺跡の立地からして、戦国時代の終わりごろに下山一帯を治めていた穴山氏の居城、いわゆる領主が日常住んでいる城に付属する施設と考えています。

ご指摘のとおり、クラフトパークの建設に伴いまして、遺跡の北側半分は埋められてしまっている状況で、現状に復することはできません。山梨県教育委員会の指導により、説明板を設置しております。しかし、遺跡がクラフトパークに続く橋の真下にあるため、遺跡そのものが知られておりません。地域の歴史を十分に生かしていないことも、たしかな事実でございます。

ご質問での橋の上にも同じ看板を設置してほしいとのご要望ですけども、当該地はクラフトパークの一部でもあります。工作物の設置にあたっては、県との協議が必要でありますので、少しでもご要望に沿えるような形で、焔硝倉跡の十分な周知が図られるよう協議しまして、設置に向けて努力していきたいと考えております。

なお、2点目の穴山氏以前の支配者の城跡、これらをもう一度、調査してみる必要があるではないかということでございますけども、下山地域一帯には穴山氏館跡をはじめ、戦国時代の遺跡が多く存在しております。これらの遺跡に、歴史的な価値があるなら調査をしてみてもどうかというご提案と思われそうですが、本格的な発掘調査となると、調査費の財源の確保や適切な調査体制の整備、また調査対象となる地権者の同意取得などの課題も多くありますので、慎重な検討と事前の調査研究が必要かと考えます。事前調査では、小字や伝承地などの情報を収集しまして、歴史的な景観復元の基礎資料とされます。財源、期間等に十分なゆとりができれば、調査していく価値は十分あると考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

焔硝倉、埋めてしまったですね。実は、あれはうちの親戚の所有地だったんですよ。焔硝倉は、そこで、私はその男に、名前だけでもいいから私に譲ってくださいと。そうすれば、完全に修復させて保存しましょうと。ところが、その男は融通のきかない男で、うんと言わないですね。県のほうへ譲ると決めたから、もう駄目だということで、そうかと。これでは話になりませんで、もし、お前に任せると言ってくれば、焔硝倉は必ず保存されていたものと私は思っておりますけれども、残念ながら、そうはいきませんでした。

そこで、残るは狼煙台ですね。愛宕山の頂上ですね。これも、しばらくいったら、クラフトパークで、きれいに削って山を取ってしまったと。山の端っこが残っているだけ。私たちの子

どものころは、ちゃんと土嚢のようになっていまして、柱が立っていたあとであって、狼煙台がちゃんとあったんですよ。ところが今は、もうない。ですから、私はもう、穴山時代の遺構などといったって、もう、さらさら駄目ですということなんです。そのあたりを、教育委員会でも考えて、史跡保護も結構だけれども、もう少し柔軟に考えてほしいなと。そういう時代にきていると。せめて、看板がああやって出ているから、その部分だけでも生かしてほしいなと、こう思っております。

さて、私はそれらについて、私的に調査した結果を図面にして残したいと。ただいま準備中ですが、それらあたりは私ごとですから失礼になりますので、公表はしませんけども、そういうようなことで、下山は昔、こんなふうな土地柄であった、土地であったということ、どんな形でも残したいと思っております。

以上を申し上げまして、この史跡公園に関する点については終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

さて、身延町における高速大容量通信、光ブロードバンドの活用についてですけども、聞くところによると、身延町では未整備地域にあるといえます。国内で整備普及が始まって10年余。全国では100%整備されている県もあるが、身延町は残念ながら空白地帯にあり、これらの活用ができない状況であるようです。

遠隔医療、教育、企業経営、流通、防犯、福祉事業、災害情報、観光、娯楽等、幅広く活用されるようでありまして、現在の状況から欠くことのできないというところかと思うのであります。

先日の8月15日、新聞にも取り上げられていて、現在社会に欠くことのできない位置にあるように思われます。通信会社、国、県の支援を得て、全町域での活用を一日も早く実現されるように努力をお願いしたいと思うのであります。

特に下山地区では、誘致工場もあるのにすべてアウトというような状態だと聞いておりますので、申し添えておきます。これらについては、部分的には使えるところもあるんですけども、押しなべて、身延町は光ブロードバンドは使えないというような状態だと思いますので、これらについて、ひとつ、町の考え方を伺っておきたいと思っております。お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

質問の通告にもありましたが、ブロードバンドとはインターネットに高速大容量でアクセスできる環境だといわれております。

質問にありました光ブロードバンドでございますが、この方式は既存の通信網、いわゆる電話回線とかケーブルテレビなどを利用するのではなくて、新たに光通信網を構築することになりますから、サービスエリアの拡大には、多大な費用がかかるというふうにいわれております。そのために提供されるエリアが、ある程度の人口がある都市部に限定され、人口の少ない町村や離島などでは、電話回線を使ってもADSLも提供されていないというのが現状であるといわれています。現に、この身延町もほとんどの地域が空白域というふうになってござ

います。

近年、インターネットの急速な発展と普及により、総務省がICT、いわゆるインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーという、関連技術を集中的・効果的に活用して、生活利便の向上、安心・安全を実感できるまちづくりを推進するため、1億円を上限として交付金が受けられるユビキタスタウン構想を提唱するなど、制度面の充実を進めてきておられることも事実です。

本町においても、以前、全町に光ファイバーを整備した場合を制定し、試算をいたしました。その結果、総事業はおおよそ25億円というふうなことが積算されました。この25億円を整備するにあたっては、当然、国庫補助の対象にはなりません、補助率は3分の1、おおむね8億円、補助残は17億円となります。また最近では、補助残に国からの交付金を充当し、10分の10で整備ができるとの説明は受けておりますが、交付金にも限度がありまして、例えば経済危機対策臨時交付金も国から示された総額は4億2,600万円ほどで、補助残をすべて賄えるものではございませんでした。また、前段申し上げましたユビキタスタウン構想交付金についても、限度額は先ほど申し上げましたとおり、1億円となっておりますから、仮にその全額を充当したとしても、おおむね残りは11億円というふうなことで、これをすべて町費で賄うということになります。すべてを、これを町費というわけにはまいりませんので、やはり起債に頼らざるを得ないということになります。

本町の財政状況を鑑みると、経常収支比率84.5、実質公債比率16.8、高齢化比率37.94等々を鑑みても、町が事業主体となっています整備の実現性は、かなり厳しいものがあると考えております。

また先ほど、下山の誘致工場のことにつきまして質問がございましたが、下山の誘致工場につきましては、平成19年7月に該当をする企業に対し、インターネット接続に関してのアンケート調査を行い、意向を確認しました結果、株式会社メッツが山梨県情報ハイウェイ接続事業費補助金の交付を受け、整備を済ませているというふうな状況でございます。

なお、このときの整備の補助率は、10分の10ということであったそうでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

聞るところによると、市川三郷町でやるらしいですね。事業の内容は、どこまで考えてのことか分かりませんが、市川三郷でできることなら身延町でもやってほしいというのが、素人の単純な考え方ですけども。これは、あと10年余の計画となりますと、これからの問題ですから、もう少し、電波の活用ということですね、行政の中でも考えていかないと、これからのものについてはできないというようなことになると思うんですね。

羅列しましたけども、現在の企業の経営から遠隔医療から、すべてに活用できるということであれば、職員の数もだいぶ減らすことができると。しかも、それで効果が上がるというようなこともあり得るわけですよ。そういうことを考えていくと、苦勞ばかりする手立てではありません。座っていて、涼しいところにおいて、しかも機械の操作によって、大部分が賄える部分があるということであれば、早速にも計画を立てて、そして実施してほしいと。市川三郷へ行って、現状などを聞いてきて、そして参考にしてほしいと思います。新聞に出ていましたから、

市川三郷の考え方も活用できるかと思っておりますので、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

以上で、とりまとめない質問になりましたけれども、私の質問を終わります。私も今期が最後ですから、ちょっと上ずっておりますけれども、お許しをいただいて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で、近藤康次君の一般質問は終わりました。近藤康次君の一般質問は、終結いたします。

次は通告2番、望月明君。

望月明君、登壇してください。

望月明君。

○4番議員（望月明君）

私は獣害対策につきまして、質問いたします。

この問題につきましては、すでに平成18年9月定例議会で質問しております。しかし、近年、いわゆる鳥獣害、とりわけサル、イノシシ、シカ等による獣害が非常に激しく、また地域住民の怒りと憎しみは高まる一方であります。今年は、また昨年以上にすさまじいのがあって聞いております。地域住民の中には諦めの境地に至り、営農活動をやめるものも多く出ているような現状であります。

そこで私は再度、質問いたしまして、これからの鳥獣対策をどのように進めていったらいいのか。このまま、被害が依然として続く現状から、町の対応について、再度、質問させていただきます。

それでは第1問につきまして、本町の獣害による被害額につきまして、最近の19年、20年、また21年は分かる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

本町の獣害によります被害額についてでございますが、前に山梨県から鳥獣による農林水産業等に関わる被害の防止のために、この被害額の状況が求められておりますので、その被害額をご報告させていただきたいと思っております。

平成19年度につきましては、923万6千円。平成20年度につきましては、915万6千円でございます。

なお、平成21年度につきましては、まだ年度の途中ということもあまして、鳥獣被害等から見て、私たちが推定しますのは昨年並みを、今のところ予想をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

続きまして、第2の質問といたしまして、電気柵ならびに防獣柵につきまして、それぞれの設置件数、それから補助枠はどのくらいか。これも19年、20年、それから21年度現在の

数値を教えていただきたい。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

平成19年につきましては、ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、申し訳ございません。平成20年度につきましては、ご報告させていただきたいと思いますが、平成20年度の電気柵は41件、申請がございました。延長にしますと、9,624メートル。補助金にしますと、453万9千円となっております。防除柵につきましては、37件の申請を受けております。補助額につきましては、337万2千円であります。合わせますと、平成20年度の補助金としますれば、791万1千円でございます。

なお、平成21年度の補助金につきましては、予算上でございますが、820万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

年々、増えているという現状は分かります。

次、3番目といたしまして、捕獲用の檻の件につきまして、質問したいと思います。

現在、町の捕獲、檻の保有数はどのくらいか。また、その利用状況について、教えていただきたい。それではとりあえず、アの項目だけをお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

町が現在保有しております捕獲檻は、31基でございます。利用状況についてでございますが、現在、すべての捕獲檻については、町内へ貸し出しがされております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

保有檻がすべて貸し出し中ということであるわけですが、なかなか申し込んでも、他地域で利用していて、利用できないというのが現状のようであります。この利用についての、例えば何カ月間とか、貸し出しについての条件、それから返還はどのようにということの関係についてどうなっているのか教えていただきたいと同時に、なかなか利用できないということから、もっと町有の檻の数を増やしたらどうかということについて、質問いたします。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

捕獲檻の設置期間というんですか、これにつきましては、今、産業課とすれば、2週間から1カ月ということでは受け付けはしているんですけど、現実はとて、それが短い期間ではなくて、実際、設置すると、やっぱり地元住民とすれば、獲れるまでは置いていただきたいという、

それが実情でございます。今年は予算のほうもいただきまして、今のところ3基を購入する予定であります。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

分かりました。できるだけ多くの檻を設置していただきたいと思います。

次は各地区の区等で購入をしているところもあるわけではありますが、町の補助は3分の1と聞いております。今のような現状から、各地区で購入する場合の補助率をもっとアップできないものか、質問します。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

有害鳥獣の防除用施設につきましては、毎年多くの方々から補助金の交付申請書を受け付け、農作物への被害防止に努めているところでございます。身延町有害鳥獣防除用施設設置補助金につきましては、資機材費で2万円以上を補助の対象といたしまして、資機材購入費の10分の8以内、30万円を限度額として現在、補助をさせていただいております。

ただし、有害鳥獣用箱罠につきましては、集落で購入したものを対象として購入費の3分の1以内を補助しております。これが現状でございます。補助金の有効活用を図る観点からも、現行制度による補助率を、町とすれば継続をさせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

区の購入の補助率がアップできないという現状ということですか。はい、やむを得ないことだと思います。

次、4番目。有害獣の駆除につきまして、質問したいと思います。

まず19年、20年、21年の駆除数はどのくらいか。できれば、種類ごとをお願いしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

有害獣の駆除数でございますが、年度別にお答えいたします。

平成19年度、サルが63頭。イノシシが69頭。シカが86頭。計218頭でございます。平成20年度につきましては、サルが54頭。イノシシが113頭。シカが134頭。クマが2頭。合わせますと303頭でございます。平成21年度につきましては、すでに実績としてつかんでいる数字がございますので、その数字を報告させていただきたいと思います。サルが31頭。イノシシが84頭。シカが135頭。計250頭の駆除が行われております。これから農作物の収穫を迎えることから、昨年を上回ることが予想されております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

サル、イノシシ、シカなどの種類ごとに、増えていく現状が分かるわけですが、次の質問ですけれども、こうした有害獣の被害防止には電気柵、あるいは先ほどの防獣柵、あるいは捕獲檻等々による捕獲がされておるわけですが、あるいは防除の方法があるわけですが、特にサルなどにつきましては、これらの手段による対応では、ほとんど効果がないというような状況を聞いております。そのために、私は前回も強く要望しているわけですが、これらの有害獣の個体数を、絶対数を減らすこと、よりほかに方法がないというようにさえ、考えているところでありませう。

この考え方について、どのように産業課、あるいは町長、お考えか。また、その絶対数を減らすということについて、どのような手段、方法をお考えか、お答え願いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの質問ですけれども、先ほど課長から話したとおり、すでにわが町においては、シカは昨年、一昨年を上回る数の駆除をさせていただいております。したがって、私は駆除することが効果があるだろうと、こういうように考えておりますから、議員さんとは考え方がちょっと違うかもしれませんが、箱罠による捕獲、さらには猟友会の皆さんに駆除をお願いして、絶対数を減らすことがまず第一だろうと考えますので、その方法で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

産業課長も同じ考えということですね。分かりました。

このような方法、今、2つの方法を示されたわけですが、結局、捕獲のためには、やはり猟友会にお願いということだと思っておりますが、猟友会の現在の活動状況は、どのような状況になっているか。現在の活動状況の説明をしていただきたいと思いますと同時に、猟友会の皆さんが十分に活動できるような体制づくりをしておられるかどうか。例えば、猟友会の会員の皆さんの高齢化、それから会員の不足の問題、そのためには、例えば狩猟免許取得の補助等がしっかり行われているかどうか。あるいは、出勤の手当についてはどうかというような問題につきまして、お答えを願いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

猟友会の皆さんにつきましては、通常でしたら11月15日から3月15日まで、これが狩猟の期間ということで認められておりますが、本町のように農林作物に被害が出た場合は町長名で、県のほうへ申請をして、駆除の依頼をさせていただいているというのが、現状でございます。

そのようなことから、猟友会につきましては、年間を通して有害鳥獣の駆除、箱罟の監視など、大変なご苦勞をいただいているところでございます。猟友会の活動に対しての運営費の補助、狩猟免許登録手数料に対しての補助、有害駆除での報償費を町としては予算化しまして、猟友会としての組織の体制強化に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

町の努力に対して、現在、猟友会員等、以前に比べて増えているんでしょうか。活動の状況はどうでしょうかということなんですけども。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

猟友会員そのものは毎年、減少傾向にあります。ちなみに、平成19年度は139名の方がいらっしゃいましたが、平成20年度は123名に減少しているという状況でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

先ほど、いろいろな方法で、猟友会の活動に対して、町が力を注いでいるわけなんですけども、実際の会員が減っているというわけなんですけども、免許の取得の補助等もやっておられるわけなんですけども、こういうような状況で、さらに猟友会の会員の増加による駆除の徹底が図られるように、ひとつ、今後ともぜひ、産業課のほうのご指導、力強いお願いをしたいと思います。

5番目の質問であります。

いろいろな方法があるわけなんですけども、獣害対策としては、ひとつ、有害獣の居どころ等をキャッチするために、発信機等の取り付けを行って対応をするというようなところもあると聞いておりますけども、これについては、町ではどのように考えておりますか。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

お答えいたします。

有害獣の中でも、サルによる農作物等への被害対策に役立てるために、サルの行動範囲を把握し、サルに取り付けた発信機の電波を受信することによりまして、サルが今、どこに向かっているのか。そのような情報をキャッチすることによって、事前に防護を行い、有害獣を本来の住みかである山に追い払うことを目的に、取り組みが行われている自治体もございます。

本町のように、広い範囲にわたっての地区でも効果があるのかどうか、若干、心配にはなっておりますが、実際に行われております市町村の実態等も参考とする中、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ぜひ、いろんな方面での駆除対策を検討していただきたいと思います。

6番目に移ります。

獣害対策につきまして、先ほど来、質問した項目、これに対して長期的なプロジェクトというようなことも考えていかなければならない状況にあると思います。その1つとしては、有害獣の食する樹木等、これを山林に植林することによって、有害獣を里山、この周辺に入らないような、そういう対応も長期的な対応として、考えられているところでありますけども、本町においては、この点につきましてはどのように考えておるか、伺います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

鳥獣害対策の1つとして、実のなる木を植樹すること。このことが獣本来の生態系、すなわち山へ戻す動きに大変、効果があると、こういう話でございますが、まさにそのとおりだろうと思います。

町といたしましても、森林の所有者、関係機関と協議をさせていただく中で、植林に向けて検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

そういうことで、検討していきたいということでございます。予算も大変、かかるところでありますけれども、ぜひ、そういう長期的な展望をお願いしたいと思います。

それから、もう1点は里山周辺の草木等の下刈り、あるいは伐採など、これらの作業を通じて、里山への獣害の被害を防ぐと、こういうような方法もとれるわけですけども、特にこれにつきましては、町にもある程度の実際の実施はしているかとは思いますが、さらにこれを町が積極的に指導することにつきまして、さらに町の補助等によって、一層の推進ができないかということでございます。これについて、お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

お答えいたします。

里山周辺の環境整備としまして、里山エリア再生事業を県の補助金をいただく中、平成18年度から行っております。今までの実績について、ご報告させていただきたいと思いますが、平成18年度は相又、寺沢地区など29ヘクタールが実施されております。19年度は久成、和田地区など、24ヘクタールです。20年度は下山、梅平地区など26ヘクタール。合わせますと、70ヘクタールの里山の再生事業に取り組んできております。この事業は集落周辺の森林を整備し、美しい景観の形成、さらには獣害の軽減を図ることを目指した事業でございます。

里山エリア再生事業は、来年度で完了の事業でございますが、引き続き補助事業として存続していただけますよう、県に要望を行っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

望月明君。

○4番議員（望月明君）

ぜひ、そのような形で、今後とも、その事業を継続していただきたいと、このように思っております。

以上で、私の鳥獣害対策についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で望月明君の一般質問は終わりましたので、望月明君の一般質問は終結いたします。一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（穂坂英勝君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告3番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は2点について、質問をしたいと思います。

まず1点目、小中学校統廃合について質問をいたします。

10年後に、町内の小中学校を1中2小にするという統廃合計画が教育委員会から示されましたが、計画を前期と後期に分けたため、全体像が分かりません。全体として、どう進めていくのかを広く町民に知らせるべきだと思います。前期計画として、22年の4月に統廃合を計画された各地区の人たちも、突然の話でじっくりと考える時間ありません。少人数の学校であることが大きな問題であるかのように言われますが、私には少人数であることが、このほか大きな障害になるとは思いません。小規模な学校には、小さいことのよさがあります。計画の全体像を広く町民に示し、町民の声を聞く中で、時間をかけて進めるべきだと思いますが、教育委員会の考え方を伺います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

ご質問の全体像でございますけど、現計画では隣接校の統合を進める中で、10年後の学校数を最終的に2小と1高、1中とするように考えております。具体的になりますと、校舎をどこに使用するかということは、まだ示しておりません。今後、前期計画の進捗を見て、後期計画について、検討をしたいと思いますと考えております。その際、前期計画との整合性、また調査特別委員会の示される調査結果、また県立高校の再編の行方、町の財政状況等々、学校統合に関する諸問題、また状況変化等を見定めて、処理したいと考えております。

なお、計画がまとまり次第、説明会を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

普通、計画というのはきちんと全体があって、それに対して前期とか後期とか、そういうものが具体的に決まってくるんだと思うんですね。最後の1中2小だけは決まっているけども、全体的にどういうふうになっていくのか、どこがどういうふうになっていくのかということが分からなくて、とりあえず隣同士の学校をくっ付けていって、将来的には1中2小にしようという、私は安易な考え方ではないかなというのを強く思っているんですね。

そうではなくて、きちっとした計画を、本当に1中2小がいいと。子どもたちのためにも、教育条件としていいという結論に達したのであるんだとしたら、それなりにこういうふうな順序で、最終的に1中2小にしますよ、そのために町民の、全域の皆さん、こういうふうな将来的な計画だから、前期はこうです、後期はこうしますということをはっきり示して、私は住民の皆さんのご意見を伺うことが先だと思うんですね。それもしないで、先に全体が分からない前に、前期計画の該当のところに計画を話す、それも来年の4月には統廃合をするという。あまりにも無計画というか、本当に子どもたちのことを考えているのかなということを感じるんですけども、あくまでも全体の、そういうものはいまだになくて、前期を推し進めるということで、それにしても、下部地区の皆さんにはなんの説明もなかったんですね。そういう意味では、私はこの問題というのは、全町的に考えなければいけない問題で、前期計画の該当する地域だけの問題ではないと思っているので、そこのところを考え違いしているのではないかなというふうに思うんですけども、なぜ、いまだに全体像が分からないのか。それと、もっと広く、住民に説明ができなかったのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先ほど申し上げておりますように、後期計画につきましては、再度、検討したいと。それには、いろいろな、先、私が説明したように、もろもろの条件の変化が仮定されます。ですから、今の状態で全体計画をつくると、シビアにつくるということは、あとあとの問題が生ずる可能性が出てきます。したがって、今はまず、前期計画を達成して、その後、それに基づいた後期計画、または中期計画になるかもしれません。住民の皆さんのご意見等を聞きながら進めたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

あとあとの問題があるとおっしゃったけども、そういうことも全部考えて、いろんなことを全部、網羅した中で、そういう重要な問題の計画というのは、立てなければいけないのではないですかね。だから、もちろん計画ですから、それが全部、そのとおりになるとは限らないですよ。だけれども少なくとも、住民の皆さんと話をしながら、こういう順で、こういうふうに町を、統廃合計画を立てますというような、どんな問題が起きても、ちゃんと対処できるような、きちっとした計画を立てて然るべきだと思っているので、さっき、無計画だというふうに

言ったんですね。そういう意味では、きちんとした、あらゆる問題に、例えばこういう問題が起きたらどうしようとか、そういうものを含めた、網羅したものをきちっと立てるべきであって、とりあえず、その隣同士でくっ付けて、将来的に1中2小にしましようということ、そういう発想自体が、私はさっき言ったように、本当に子どものことを思っているのかなというところが疑問なんです。そういう意味では、いまだに全体計画というのはないと判断をしいんでしょか。

さっきの答弁漏れなんですけど、下部地区の方たちには、どうして説明がされなかったのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

まず全体計画のことですが、また同じような答弁になってしまいますけど、いろいろ、さっきも申し上げましたように、いろいろな要素がありすぎまして、今ここで、完全に決めるということは、非常に不安定要素が多いと。要は1つの例をとってみましても、財政的にそれではどうかというと、何年後の財政状況については、大まかな検討はつきますけども、もう増えるという可能性は絶対ないと。財政は非常に厳しくなるばかりだと、私は考えております。

したがいまして、全体像としましては、答申のご意見を尊重するというふうな、今は考えてございます。その状態によって、地域の皆さんの状況、またはその経済状況等に変わりまして、いろいろな変化はあると仮定しております。

もう1点ですけど、下部地区のほうで説明会をしていないというご意見ですけど、要は、下部地区は今回の前期計画には入っておりませんので、説明はいたしませんでした。しかし、下部地区の区長会等でご説明をいたしました。そして、また、広報等でも町民の皆さんに前期計画については、ご報告しているわけでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

2点ありまして、さっきおっしゃった、あとあとの問題がいろんな条件があるから、全体像が示せないとおっしゃったんですけど、それだったら、なぜ1中2小を決めたんですか。これだって、分からないではないですか。この1中2小だけ決めておいて、いろんな社会的要素とか、いろんな問題もあるとおっしゃったんですけど、これ、1中2小にしたって、本当にこれがいいことなのかどうなのかということだって、最終的に、いろんな状況の中から生まれてくるものなんではないですか。それなのに、この結論だけ決まっただけで、その過程が決まっただけで、ということ自体は、私は合併ありきという批判があっても仕方がないんじゃないかなというふうに思うんですね。

それと、もう1点は下部地区が前期計画の対象ではなかったからというふうにありましたけど、新聞やら広報やら、ああいうふうに知りますと、住民の皆さん、本当に不安がいっぱいだし、関心も持っているんですね。だから、私たち特別委員会が開きました意見交換会には、本当にほかの地区と同じくらいの方たちが集まって、なぜ教育委員会は説明をしないんだと、そういう声がありました。

前期計画に載っていないから説明しなくていい、区長会だけ説明したからいいという問題ではないと思うんですね。あくまで、町全体のことなんだという認識が欠けているし、町民全体の問題として考えて、みんなで行きましょうという視点が欠けているのではないかなというふうに思うんですけども。

この3点について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

1中2小については、あくまでも答申に基づいた話でございまして、要は小規模校をなくそうというふうな考えが、答申の中では強く謳ってあります。それで、それが今のところ、それをもって考えております。したがって、後期計画については、住民の皆さんのご意見等もいろいろなことで参考にしながら決めたいと、こんなふうに思っております。

また下部地区につきましては、前期計画に入っていないからと、そういうふうな話ですけど、決して無視しているわけではございません。私たちは当地区が入っていなかったから、広報、または区長会の話では説明したから、区長さんが地元へ帰ってご説明をしていただいているはなかるうかと、そういうふうに仮定しているわけでございます。

そして3点目の町民の全体の意見ということは、たしかにおっしゃるとおりでございます。私たちも一部だけを言っているわけではございませんので、全体計画につきましては、そのような考えを出しまして、頑張りたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

1中2小に決めたのは、小規模校をなくすとおっしゃったんですけど、小規模校のどこが悪いんですかね。みんな小規模校ではないですかね。それだって、住民の皆さんが本当に小規模校では駄目だよと。住民の皆さんがどう考えるか。そこを、審議会の結論がそうであれば、住民の皆さんにそういうふうに考えるけどということで、やっぱり投げかけるべきだったのではないかなというふうに思うんですね。そういう声が多数であれば、また考えなければいけないと思うんですけど、皆さん、やっぱり小規模校のよさ、身にしみて分かっているんですけど、そこで、ただ単に小規模校が駄目だから、将来、1中2小にしますよということだけでは、住民の皆さんは納得できないし、とても「はい、いいですよ」というわけにはいかないと思うんですね。そういう意味では、こういうことに対しても、本当にこれが、子どもにとっていいことなのかどうなのかということを、町民みんなで考えるという姿勢を私は持つべきだというふうに思うんですね。

2点目は区長会に話をしたから、その区長さんがそれぞれ、各集落で話をしてくれると思ったとおっしゃったけども、区長さんだって困ると思いますよ。何がなんだか分からなくて、ただ、1中2小に将来的にはする。下部は、前期計画には入っていない。どう説明するんですかね、町民の皆さんに。それは、私は言い逃れではないかなというふうに思います。きちんと、教育委員会が責任を持って住民の皆さんに話をし、説明をするということが必要だと思います。例え、前期計画に入っていないなくても、全体の中には、もちろん、否が応でも組み込まれますから、それはやっぱり教育委員会の仕事だと思います。それについて、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

小規模校につきましては、6月の議会でもご説明申し上げましたように、父兄の方々のご意見は、非常にその小規模校のメリット、デメリットを私たちが説明を申し上げまして、理解を得ております。また、区長会の説明がうんぬんということですけど、要は私たちが説明する内容は、前期計画を主体として説明を申し上げましたので、下部地区については、その答申のご説明しかないわけですけど、答申は確定したものではありませんので、ご説明しませんでした。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

なんか言っていることが、私にはよく理解できないんですけども、例えば小規模校をなくすというのを保護者に話をしたと言うけど、そうではなくて、全体計画が小規模校をなくすということが目的でやるんだったら、町民全体に小規模校がいいのか悪いのか、町民の皆さんはどう考えますか。そうって、問うて、いろんなやりとりの中で、計画を立てるべきだったんじゃないかなと。要するに町民の皆さんのご意見を聞かないで、こういう計画を立てたことが、私は間違いなんではないかなというふうに思っているんですね。大体の保護者が理解をしたからという問題ではないんですよ、町全体のことだから。そのことについて、どう考えますかということですよ。

今回の計画は、やっぱり、住民の皆さんに全然説明がなくて、一方的に計画を決めて、それを強引に押し進めようとしたところに、私は問題があったと思っているんですけども、その住民の皆さんのご意見をどういうふうに入れていくのか、入れていかないのか、その基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先ほど申し上げましたように、住民のお考えを無視しているわけではございません。計画というのは、あくまでも計画を立てまして、ご説明しないと、住民の方が分からないわけですので、計画を立てましてご意見を賜りたいと、そんなふうに思いまして、私たちは何回となく説明にうかがっているわけでございます。決して、住民を無視して、私たちが進めているわけではございません。あくまでも、町民が主体でございます。

ですけど、ひとつ、やっぱり、統廃合の問題は子どものために、私たちはやらなければならないと。そういうことを考えておりますので、ご理解のほどをお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

計画を立てるときに、住民の皆さんの声を反映する計画を立てるべきだと。だから社会情勢とか、いろんなことを網羅したことを考えて計画を立てるべきではないですか。計画を立ててから、ご意見を伺うのではなくて、そこのところの順序が違うんじゃないですかと思っている

んですけど、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

計画の立て方にも、いろいろな方法があります。ですけど、今回の前期計画につきましては、あくまでも複式学級の解消、また下山中につきましては、学校が木造ということの主観にして、安全性に欠けていることを主観にして、ご説明を申し上げさせていただいているわけでございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

では今後も、例えば対象の地区だけに説明をしていく予定なんですか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

現時点では、下部地区の説明の予定は入っておりません。ですけど、住民の皆さんの要望が多いようでしたら、私たちはあえて惜しまないわけでございます。決して、逃げているわけではございません。ですけども、下部地区につきましては、全体計画もまだ決定しておりません。ですから、前期計画の進捗状況を見ながら進めたいと。そのときには、ぜひともご意見を賜りたいと、このように思っております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

なんか噛み合わなくて、質問をしても、そもそもが違うような気がするんですね。

では、次の質問にいきます。

小中学校の統廃合という問題は、この町の将来に大きく関わる問題です。この町をどのようにしていくべきなのか。将来を見据えたビジョンを持たなければならないと思います。人口減少を食い止めるための有効な方法は、なかなか難しいとは思いますが、全国では人口を増やしている自治体もあります。少なくとも人口減少に拍車がかかることはやるべきではないと思います。10年後には1中2小と決まっている。しかし、計画を前期と後期に分けたために、町民には全体像が示されていません。そのために、当事者である保護者や地域の方たちにも、突然の話で不安や不信が広がっています。町全体で考えていかなければならない問題として、もっと時間をかけて、あるべき姿を求めていかなければならないと考えます。人口を食い止め、町に活気を取り戻すための施策は、あるのでしょうか。町長に伺います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まちづくりを推進する総合的な指針といたしましては、議員もご案内のとおり、第1次身延町総合計画、その中で子育て世代および子どもたちに対応する住宅環境の見直しとか、定住促

進対策等の重点化、さらには新たな定住者の受け入れの環境整備に力を入れていることもご案内のことと思います。

施策やビジョンにつきましては、6月の定例会においても同僚議員から同様の質問がありましたので、答弁をさせていただきます。そのときと今もななら町の考えは変わるものはございません。ございませんけども、せつかくの質問ですから、具体的に項目をふれてみたいと思います。

まず、身延町定住化促進に関する条例によりまして、各種奨励金の支給、子育て世代の負担軽減のための保育料の軽減措置、子育て支援医療費助成金支給条例の制定等、皆さんにご理解をいただく中で進めていることも、ご案内のとおりだろうと思います。また、町の活気を取り戻すためにはどうしたらいい、こういうような問題につきましても、6月定例議会の中で、中部横断自動車道の開通に対する町の対応、あるいは農林業対策、その他につきましても、6月の定例会でお答えをしているとおりでございます。これらの問題につきましても、6月と現在までの考え方に変わりはありません。しかし、あえて言わせていただくならば、全町で進めている行政の、そのほとんどが、町に活気を取り戻すために、住みよい町にするために執行しておりますので、そのことを特に、議員にはご理解をいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

今までの為政者ももちろん、このまま、この町が過疎と高齢化で住民が少なくなっているというのは良しとしなかったと思うんですね。それなりに皆さん、一生懸命頑張ってきたんだと思いますよ。けども、今までの政策や、いろんな施策では乗り越えられない。活性化までいかないというところが、現状ではないんでしょうかね。

そういう今だからこそ、もっと、今までのそういうものをふまえて、もっと違う視点で、町民の皆さんにも協力していただいて、いろんな施策を練る、する必要が、私はあるんじゃないかなというふうに思うんです。今までどおりだと、もちろん、子育て支援にしても中学生まで医療費無料にした、そういういいところもいっぱいありますよね。だけど、そういうよそにならない施策をもっと重ねていかなければ、クリアできないことって、いっぱいあるんじゃないかなというふうに思うんですね。今まで、努力してきたことはもちろん認めますけれども、それ以上になお一層、いろんな知恵とか力を絞って、一步踏み出さなければいけない時期にきているんじゃないかなと思うんですね。各地区の説明会に行ったときに、小規模校だけど、みんな伸び伸びと学校で、生き生きとした学校生活を送っているとおっしゃっていました。できるならば、この学校を存続させたいと、皆さん、本当にそういう思いでいる。それを切実に、本当に感じました。だからこそ、私は町の責任は、もちろん職員や私たち議員の責任は大きいんじゃないかなというふうに思っています。

そういう皆さんに、例えば今回の、10日ではないですけども、本当に、涙が出るほど苦渋の選択をさせる、これから、いろんなところで苦渋の選択が、この計画だと出てくる。それで、行政は本当にいいんですか。皆さんに喜んで、この町に生まれてよかったと思えるような施策をするのが私は仕事だというふうに思うので、苦渋の選択をさせて、不安や不信や、そういうものをいっぱい抱える町民をあちこちにつくるということ、それは私は違うと思うんですね。この町に住んでいてよかった、もっとこの町に住んでいたい。子どもたちもこの町で生まれて育って、この町に帰ってきたいと思えるような、そんな施策が私は今、必要なんじゃないかな

と。今までどおりではなくて、大変だとは思いますが、みんなでここで踏ん張って頑張らないと、私はこの町が、この計画どおりにいったら、大変な町になってしまうのではないかなというふうに危機感を持っています。こんな計画を決めた教育委員会に対して、本当に町民と一緒に怒りを持っています。これを、今まで以上の施策、町民の皆さんと一緒に力を合わせて、考えていかなければいけないというふうに思います。そのことについて、今までどおりではなくてということについて、町長に。いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私は今までどおり進めるなんてことは、一言も言っておりません。いかにしたら、この町が住みよい町になるか、元気の町になるか、このことを町民の皆さんと力を合わせて、いい町をつくるために頑張っていきたいと、こういうふうに言っているところでございまして、議員さんは、私たちには活気を取り戻すまちづくりということで質問をされているようですが、なんか学校の統合と絡んで、私どもに通告をいただいたものと違う話がありますから、その点については、教育委員会の範ちゅうかなと思いますけども、1点だけ申し上げさせていただきます。

先ほど、通告と違う合併の問題を、私のほうの質問に言われましたので、ちょっと、私の考えを申し上げさせていただきます。

まず第1番に、全然、町民の皆さんの理解をいただけていない、おかしいと、こういうようなことが再三再四出てまいりましたけれども、よく議員さんも胸に手を当てて考えていただきたいと。皆さんが任期中の19年3月19日の日に、身延町立小中学校適正配置審議会条例を、この議場で可決をいただきました。そして、そのときの内容を見させていただきますと、20人の委員さん、町内の20人の代表の皆さんにこれからの小中学校をどういうようにしていくということを諮ろうということで、皆さんに可決していただいたわけです。その中に議員さんもお二人、含めなさいと、こういうように書いてあることも事実でございます。そして、その審議委員の皆さんが20年8月22日まで、回数は、もし間違っていたら失礼しますけども、10回以上に及ぶ検討、あるいは現地の調査をする中で、8月22日に答申をいただきました。その答申を教育委員会が受けて、8月22日、当日ですが、町長にその説明をして、町長が了承したと。そして9月3日の日には、全員協議会において審議会の答申について、ご説明を申し上げたと。そして、さらに町内の各校長先生方にも、答申についての説明も、9月11日には申し上げております。

そして答申に基づいて、小中学校の統合前期計画をつくったのが21年1月19日でございます。それらにつきましても、3月2日の日には教育委員会のほうで決定をいたしまして、3月3日の全員協議会において、皆さんにその計画を説明して、そのときに、私はそのときにはもう、町長をしておりますけども、ご理解をいただいたと、こういうことでございます。

したがって、全然、私どもが町民に説明しないと、こういう言い方については、私どもではないですが、教育委員会が一生懸命やっているにもかかわらず、なんか、私は失礼ですけども、議員のとり方自体に問題があるやに思いますが、その点もひとつ、よく反省をしていただいて、もちろん私どもも反省をしますけれども、町がいい方向へ進むような議論にしていただければありがたいと、こんなことを申し上げたいと思います。

終わります。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

反論はありますけども、ここではちょっと違う問題になりますので、さっき、町長は通告と違うとおっしゃったんだけど、私はこれは、人口減少に拍車がかかることだというふうに思っているんですね。いくら、町に活気を取り戻すといったって、学校のないところに若者は、私は住まないと思うんですね。そういう意味で、人口減少に拍車がかかるのではないかなというふうに思っていますけれども、そのことについて、町長はどうお考えですか。学校がないということ。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それは考え方の相違でございますので、学校があるから、子どもはその地域から、よそへ行きますという人もあるということも事実でございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

中には、一部にはそういう方もいらっしゃると思いますけども、全体がそうだというふうには、理解をしているのでしょうか。そこのところの認識が、私は大事だと思っていますので。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員さんのおっしゃるとおり、議員さんがおっしゃることはすべて地域の皆さんが100%というつもりで言っておるのかどうか分かりませんが、その点も、私はそういう人をお聞きして、そういう人があると言っておりますから、全員とは言っておりません。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

水掛け論ですから、ある、ないとかという問題は大きな問題ではないんだけど、私は住民の皆さんも、たぶんそういう意見が多いと思いますけども、学校がないところには、なくなってしまったところには、若者は住まないと思っています。

3番目。今、ある学校は基本的にすべて残す。教育委員会の出すべき結論は、そういうものでなければなりません。学校を存続させるために、地域住民は何をするべきなのか。町として何をしなければならないのかを地域とともに、真剣に考えていかなければならないときなのです。22年4月の統廃合がなぜ、必要なのか。明確な説明がなされていません。お金がないから、またお金がかかるからという理由で、まず学校の統廃合では、住民の合意など得られるはずはありません。今ある学校は、すべて存続させる。この町の再生を果たすためにも、このことを基本に据えて考えていかなければなりません。

想像してみてください。10年後、この広い身延町に中学校が1つ、小学校が2つしかない

ことになるのです。町全体として、10年のうちに小中学校を合わせて3校しかない規模の町になってしまうということです。この計画は、マイナスに向かって突き進もうとしています。正しいこととは思いません。特定の地域の問題として統廃合を進めようとしています。このことは町全体の問題です。この問題を白紙に戻し、住民の皆さんとともに、最初から考えていくべきです。性急すぎる判断は、町の将来を危うくします。性急すぎるという、多くの町民の声を教育委員会は、どう考えていますか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

まずは、前期計画についてのご説明は、先ほどちょっとふれましたけど、要は複式学級の早期解消、それが目的でございます。そして、教育環境の改善、適正規模の早期実現等を重点において、前期計画を策定しております。前期計画に位置づけられた3組の統合計画は、それぞれ喫緊の課題を抱えております。速やかな統合が必要であると、教育委員会では考えて、判断しました。議員さんの発言のとおり、性急すぎるというご意見を多くいただいております。これにこうしたことから、西嶋小、静川小、また下山中、身延中統合計画については、教育委員会が協議した結果、統合期日を1年間先送りし、平成23年4月1日を統合期日とするという、計画変更を決定いたしました。今後においては、計画における統合年月日等、勘案をしながら、十分な説明の時期がとれるよう、できるだけ早い時点で、計画変更説明に入り、関係者のご理解とご協力を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

拙速すぎるという多くの意見をいただいたから、来年を再来年にしようという結論なんですね。皆さん、いろんな意見書や要望書や、本当に皆さんの思いが詰まっている、この文章を私も読ませていただいたけれども、1年遅らせてくれとかという問題ではないんですね。そのところが、私は考え違いをしているのではないかなというふうに思うんです。

そういう時期とかという問題ではなくて、やっぱりみんなで考えていく中で、人数が少ないんだったら、統合も仕方ないかなと。皆さん、そういう苦渋の選択を覚悟していると思うんですね。だけでも、きちんとした、いろんな手順とか話し合いとか、そういうものがきちんとされていなくて、今からやるとおっしゃっているんですけど、それが来年、再来年で解決できるというふうにおっしゃるのか。その性急すぎるという多くの声に、教育委員会は再来年に延ばしたから、それで応えているというふうにお考えなのか。それを再度、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

早急すぎるという言葉は、6月の議会の特別委員会でもお聞きしまして、私たちはそのこともふまえながら、地域の皆さんにご説明をしておるわけでございます。したがって、子どもさんの交流期間がないという声が非常に大きかったものですから、交流期間の期間を置いた

り、また地域のご意見があったり、それをするために1年延ばすという考えでございます。決して、私たちは子どもさんのために、双方の学校の交流が大変だというPTAのご意見がありましたので、そこらへんの意見を尊重しまして決めたわけで、ぜひとも1年延期につきましては、再度、地域に私たちは説明にうかがって、ご理解を得るという考えでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

各地域の説明会に、私たちも行かせていただいたり、特別委員会で皆さんのご意見を伺ったりしました。その中でもやっぱり、性急すぎる、拙速だという意見が多かったんですね。それは、では教育委員会は時期的なものだというふうだけに、捉えているというふう理解するしかないんですけども、もっと住民の皆さんの声を聞いて、住民の皆さんと話をすることで、その計画を立てるという考え方が、そこがすごく重要だったと思うんですね。単なる時期だけの問題ではなくて、皆さんがどういうふうに、その地域が学校と関わってきたかということ、保護者の皆さんが学校と関わってきたか、子どもたちを通して。そういうものが時期的な問題ではなくて、その地域をどうしていこうかという問題にもつながるわけですから、住民の皆さんと十分相談しながら、その時期を決めるべきであると思うんですね。そういう意味では、考え方が最後に1中2小にしてしまったように、経過とかそういうのは全然、住民の声を聞くことなしに、ただ、そのときに決めてしまう。あとから説明すればいいというような考え方だというふう理解してしまうんですけども、その住民の皆さんと一緒に計画をつくっていこうという気持ちは、おありなんではないでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

決して、住民の皆さんを無視して、私たちが計画を立てたわけではございませんし、いろいろな説明をして、父兄の方々が統合という問題は、もうしょうがないではないかというご意見が出ております。ですけど、要は複式学級を早期に解消しないと、子どもさんたちのために非常にマイナス行為が多いものですから、それであえてご説明しております。

後期計画につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、いろいろなご意見を聞きながら、町の全体の計画になりますので、進めたいと考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

複式になるからということで、それを解消したいということで前期計画を立てたというんですけど、そういうものを含めて、やっぱり住民の皆さんと、期限を切ってではなくて、話し合いをしていく中で、期限は出てくる問題ではないかなというふう思うんですね。それを、なぜ先に期限を切ってしまうのか。いくら早くしたいといったって、それを本当に子どものためになるというふうにお考えなんではないでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先ほど申し上げましたように、複式のメリット、デメリットは父兄の方にご説明を申し上げます。したがって、父兄の方にご理解をいただいていると、私たちは仮定しております。

したがって、要は複式の解消ということは、子どもさんたちのための解消でございますので、そこらへんのご理解をいただいて、この時期を決定しました。また10年後の、今年生まれたお子さんの数も確定しております。ですから将来10年間、今からの学校の生徒数は、今の状態では、現在ではほとんど分かっております。そのため、早期にこういうことをしないと、非常にあとでもって後悔するではなからうかというふうに私たちは考え、早期の実現をお願いしているわけでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

この要望書を見るからには、地域の方たちは、再来年でいいよなんて言っていないですよ。やっぱり、地域の皆さんと一緒に、統廃合問題を考えていきたいと、おっしゃっているのではないですかね。この要望書を読んで、そういうふうな結論に達したんでしょうけど、だから地域の方たちは、保護者も含めて、再来年ということで理解、合意は得ているという、さっき、そういうふうに理解しているとおっしゃったけども、本当にそれでいいんですか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先ほど申し上げましたように、それらのことにつきましては、理解しているとは、私は申し上げておりません。ただ、統合しなければ駄目だという考えは、父兄の方は持っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

だから言っているように、いずれは、このまま数が増えなければ統合ということも仕方がない。だけど、再来年ということではないではないですか。そのところを地域の皆さんと保護者の皆さんと一緒に考えていって、あとで日にちは決まるというふうに、普通、考えてそうではないですかね。その努力をすべきではないですか。そこをもう1回、お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

教育委員会としては、複式学級の解消のために、財政当局にお願い申し上げまして、町単の教師を雇っております。したがって、今のところは、その複式学級の解消は、ある程度はなっているんですけど、要は、その子どもさんが集団生活に対する考え方が、非常にマイナス

効果が多いではなかろうかというような、国の調査結果も出ております。したがって、私たちは一刻も早くご理解を得て、統合に向かいたいと、そんなふう考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

小人数教育の弊害で、そういう国の調査結果が出ているとおっしゃったけども、そうではない結果だって出ているではないですかね。小さな町で、人口5千人の町で、小学校が4つとかとあるところは、それなりに工夫をして存続をさせようというふうに努力をしているんですね。そのところが、ただ単に複式学級、自分たちが実際見て、国の調査ではなくて、見てどうなのか。そのところの仕事をするのが、教育委員会ではないかと思うんですね。少人数だけでも素晴らしい、どこも素晴らしい学校環境で頑張っているし、かえって学力については、その少人数のほうが高いという結果も出ていますよね。でも学力だけではなくて、人格的な問題もありますから、一概には言えないのは分かるんですけども、だからあらゆるところを総合しながら、この町に合ったやり方を、私は住民の皆さんとともに考えていくべきだと思うんですね。それが教育委員会の仕事というふうに思っているんです。国でどう言うてからではなくて。そういう点では、久那土小学校なんか全国放送されるほど、モデル校になって素晴らしい教育をやっていましたよね。あれも少人数だからできるのではないかなというふうに、そういう素晴らしいところって、いっぱいあるではないですかね。そういう面もきちっと見ながら、全体的に、ではどうしていいかということを考えるのが、私は教育委員会の仕事だというふうに思っているんですけど、それについて、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

教育委員会の仕事の方向まで、ご指導等いただき、ありがとうございます。

私たちは各学校を訪問して、やっぱり、いろいろな面で、少人数学校につきましても、非常にデメリットのほうが多いだろうという判断をしております。別に国の指導がどうこうではございません。国で、そういうふうな考えもありますということでございます。ですから、私はその少人数学校につきましても、たしかにさっきおっしゃっていただいたように、学力面についてはプラス効果のほうが多いということは、私、教育委員会としても認識しております。しかし、社会に通ずるためにはどうしたらいいかというふうな、今からの当町を背負う、また県を背負う、国を背負うような、素晴らしい広い考えを持つためには、広く皆さんのいろいろな意見を賜って、子ども同士が切磋琢磨してやらなければ、成長していかないだろうというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

やっぱり、これもなかなか噛み合わないの、最後に町長に、これまでの経過を含めて、やりとりを含めて、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

内容が定かではありませんけれども、私は就任以来、審議会の皆さんは、地域の、町の代表の皆さんが、それぞれ専門家の皆さんが1年半以上にわたって検討をしていただいて、そして答申をいただきました。そのことも含めて教育委員会では、それがよかろうと、こういうことで、前任者もそれを了解し、議会の皆さんも了解をしていただいていると、こういうように考えておりますから、就任以来、言っておるとおり、私はこの答申については、真摯に受け止めていきたい。ただし、そのあとは、地域の皆さんと、よく話をしてから進めてください。このことは就任時、今もいささかも変わっておりません。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。質問時間は残り5分です。

○12番議員（渡辺文子君）

時間がないんですけど、あと1点だけ、デイサービスについて、お聞かせいただきたいと思えます。

現在、生きがいデイサービスは介護保険と違って、在宅で、主に一人暮らしの方たちが、なるべく元気でいただくための生きがいデイということで、本町では身延と下部、2つの地域でやっています。それぞれ、だんだん、人数も増えていって、だんだん認識されてきたかなというふうに思っているんですけども、ただ、中富で今までやっていた生きがいデイサービスを、身延へ一緒にしてしまったということで、中には最初、乗っていた人は1時間近くもバスに揺られて、玄関に入ってすぐのイスに座らないと、デイサービスの部屋に行けないというような状況があるということも伺っています。

そういう意味で、今後、どういうふうにしていくおつもりなのかということで、職員の体制なんか、常時1人いて、あと2人、交代で付いているという話なんですけども、やっぱり、相手はお年寄りなので、できたら同じ人がきちっと、いつも一緒にいるというような体制に、私はすべきだなというふうに思っていますので、そういう意味で、今後の方針と、それから職員の体制ですね。それをお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

これからのデイサービスの方針についてであります。生きがいデイサービス事業の目的であります高齢者の生きがいと社会参加を一層推進するために、家に閉じこもりがちな一人暮らし老人や高齢者等に対して、通所による生活指導や日常動作訓練、それから入浴サービスや給食サービス、健康チェック等の各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消や自立生活の助長をし、要介護状態にならないよう、生きがいデイサービス事業を通して介護予防を行ってまいります。合わせて、利用者の増員を図るとともに、より効率的な今後、運用を目指してまいりたいと思えます。

それから職員の体制ですけれども、このことにつきましては、今後、事業の委託先であります

社会福祉協議会と協議を重ねる中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

効率的にというふうにおっしゃったんだけど、やっぱり身近で行きやすいデイサービスがあるということが多くの高齢者の皆さんに、いつまでも元気でいていただけるということにつながると思うんですね。本来の目的である介護予防などの点からも、重要な問題だと思っています。ふれあいプラザや公民館などを利用して、今後、私は今、町内に2カ所なんですけども、それを増やしていくべきだと思うんですけども、それについては、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

本来ならば、それぞれの事業所の利用状況を説明して、そのサービス施設を増やすかどうかについて、お答えすればいいんですけど、身延生きがいデイサービス事業は現在、月曜日を閉所しております。また下部生きがいデイサービス事業も、ともに定員を割っておりますので、今現在で新たに生きがいデイサービス事業を増やす計画は、現在のところ持っておりません。しかし、先ほど申し上げましたように、今後、利用者が増加する状況が続けば、利用者の利便性と、それから利用者の意向を十分お聞きする中で、先ほど申しましたように、社会福祉協議会と十分、検討を重ねて進めてまいりたい、こんなように考えております。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

以上をもって、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。ただいま、11時17分でございます。

お諮りいたします。

このまま一般質問を続けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、このまま一般質問を続けます。

次は通告4番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に基づいて、質問を行います。

先ほどの渡辺議員と重複する質問もいくつかあるようではございますけれども、2人で打ち合わせをしたわけでもなんでもございませんので、通告のとおり質問させていただきたいと思っております。

答弁のほうがもし重なるようでしたら、これは先ほど答弁いたしましたということで結構ですから、よろしくお願いいたします。

現在、議長宛てに下山PTA、静川小学校保護者会、身延町と学校統廃合について考える会から要望書が出ております。それから西嶋区長ほかからは陳情書が提出されております。いずれの要望書、陳情書にも学校統廃合は、いずれは仕方ないが時期尚早であるということが書かれており、教育委員会の進め方に問題があると考えていることは、明らかだと思います。身延町立小中学校の統廃合につきましては、今、最も多くの町民が関心を持っている問題であると考えまして、6月議会に引き続いて、質問させていただきます。

最初に確認しておきますが、先ほど町長のほうからも確認がございましたけれども、この問題について、議会は審議会の設置について、議決をいたしました。その後、審議会からの答申内容、教育委員会の前期計画等について、全員協議会で説明を受けました。しかし、前期計画の進め方等につきましては、議会は一切関知しておらず、教育委員会と学校教育課が独自に進められてこられたものと理解しております。

はじめに、第1次身延町総合計画と教育委員会が作成された身延町立小中学校統廃合前期計画というものの整合性について、質問したいと思います。

第1次身延町総合計画の125ページから127ページには、明日を担う人づくり、学校教育の充実として、小中学校の統廃合、学区の再編に向けた指針を確立していく必要があるというふうに述べられています。しかし、この第1次総合計画の中では、学校教育の充実という項目の中に、行財政改革というふうな文字は一切見当たりません。また、適正配置審議会の答申の中にも行財政改革という表現は見当たりません。しかし、教育委員会が作成した統合計画、前期計画、4ページには学校統合の目的、第5項として、効率的な教育行政の推進という項目で、適正配置を進めることにより維持管理面での節減が図られ、効率的な行財政運営が図れますと、効率と行財政運営という考えが書かれています。

本来、教育の充実と行財政改革というものは相容れないものというふうに私は考えるわけですが、なぜ、あえて、この統合計画前期計画の中にこの文言を加えたのでしょうか。その理由を教育委員長に伺いたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

身延町立小中学校の統合計画前期計画につきましては、小中学校における適正規模・適正配置等に主体を持って考えて作成してございまして、行財政改革の目的ではございません。ただし、統合が実現すれば、二次的な効果として、当該の学校の運営費に関わる経費が減少するわけで、それを記載しておったわけでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

二次的な意味で書かれたということなんですけれども、この統廃合ですね、統合計画というふうに書かれておりますけれども、私はこれは統廃合というふうに書くべきだと思っております。1つの学校を廃校にして統合するということが基本でしょうから、これに関しては、ちょっ

と疑問があります。この統合計画前期計画の中で、効率的な行財政運営ということで書かれているというのは、あくまでも二次的な意味ということで、一応、理解しておきます。

質問がたくさんありますので、次に移りたいと思います。

身延町立小中学校適正配置審議会の答申を見れば、本町の小中学校の多くが小規模校、過小規模校になっておりまして、なんらかの方策をとるべきであるということにつきまして説明されており、これについては、一定の理解を示す町民も多いことと思います。しかし、教育委員会が学校統廃合を行財政改革の一環として、二次的ではあっても、一環として考えているというふうにと考えると、これは方向性が違うというふうには思います。

私たちは、子どもや町の将来について責任があります。子どもに充実した教育を受けさせる責任があるということです。もちろん、教育には金がかかります。平成17年度から21年度までの予算を見ると、教育費の予算全体に占める割合が19%、23%、12%、14%、12%と大きな比率を示していることが分かります。一般会計予算の1割以上を教育にかけているわけです。もちろん、町の財政が逼迫していることは承知しております。しかし、教育に金がかかることを、町全体の共通認識としながら行政を進めていくことが必要であると思います。

私たちの将来、町の将来を託す子どもたちに充実した教育を与えていくということを第一に考えなければならないと思います。そういう意味でも、教育の充実と行財政改革とは相容れないものとするわけですが、先ほど教育委員長は二次的に経費の節減になるというか、行財政改革に結びつくというふうにおっしゃいましたけども、これは1校を廃校にすることで、どれだけの経費節減になるとお考えなのか。この点、お分かりになれば、お聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

統廃合になることによって、経費の増減がついてまいります。例えば、豊岡小学校の平成20年度の決算額および21年度の予算額を検討してみましたが、豊岡小学校に関しては、町に支出していただきました経費の合計は、20年度の決算額につきましては約1,550万円でございます。これは複式学級の解消をするために、町単教員を1名分、約340万円が含まれた経費でございます。

また21年度の予算では、町単教員は2名を配置していただきましたので、費用は倍額の680万円になります。これを考慮すると、21年度決算見込み額はおおむね1,900万円の予測がされております。これに対して、身延小学校は、このことにより統合することによって、あと発生する経費の負担につきましては、児童数が増えることにより教材費、また消耗品費等の増額分が約190万円と予測しております。また新たなスクールバス運行、また、その委託費、車両の購入費については委託費、年間435万円。車両購入費は12年間の減価償却を見込みまして、年43万円となり、合わせて年間480万円の経費が発生いたします。

これらを差し引きまして、平成20年度決算ベースでは約880万円。21年度につきましては、約1,230万円の経費の減少になると思われれます。ただし、その減少分は通常年の経費でございまして、一時的に経費が増える校舎の改修・修繕、または体育館、あるいはグラウンドの改修費等に投資的経費が生ずる場合があります。当該年度において、それが生じた場合は約数千万円から、場合によっては1億円以上の工事費が必要となる可能性も生じてきます。

このようなことから統合せずに、14校の施設維持をする場合と統合により減少した学校数

で施設維持をする場合とでは、そうした工事費等で、非常に大きな経費の開きが生じるわけ
でございます。また豊岡小学校の例をとりますと、現在、山梨県が経費を支出している教職員8名
の人員費は、概算7千万円でございます。これも統合したと過程すると、減少し、あるいは他
に振り返ることも考えられます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、細かい数字を並べていただきましたけども、結局のところ、節減になるというふう
にお考えなんですね。工事等については、増える可能性もあるけれども、廃校によって経費の節
減になるというふうにお考えだというふうに聞いてよろしいのでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

教育委員会としては、この金銭的な試算はいたしておりません。議員さんのご質問にありま
したので、試算をしたわけでございます。別に、これは試算してあったわけではございません。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ちょっとなんか、言っていることに答えていただいていないようですけども、経費節減にな
るのか、経費は膨らむのかということで、お聞きします。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

統合になりますと、さっき数字を示したように、経費の節約にはなります。たしかに、最終
的には突発的な補修等がない場合でも、経費の節約になることはたしかであります。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

一応、経費節減になるというふうにお聞きしておきます。

その次ですけど、身延町は広い地域に住居が点在しておりますので、現在でさえも遠距離通
学の問題がありまして、交通網が十分に整備されていないため、児童生徒の通学における保護
者の負担が大変大きいというふうに感じられます。

下山PTAの要望書の中にも休日も含めたスクールバスの運行、これは部活等に備えてとい
うことだと思います。それから台風、集中豪雨時の登下校の安心・安全の確保等の要望が書か
れております。学校統廃合によりまして、児童生徒と父兄にとって、不安や負担はますます大
きくなるのが予想されます。通学時の安全を確保するためには通学バス、路線バスの利用、
自家用車による送迎負担に対する父兄への援助等、町の経費負担の増加が予想される
ところでありますけども、この点につきましてはどういうふうにお考えになるのでしょうか。教育委員

長に伺います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

安全性を重んずることは第一でございますが、それにつきましてはスクールバス、または通常の路線バスの利用も可能かと考えております。ただし、個人的にマイカーでの通学については、今のところ検討しておりません。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

検討しておりませんというのはちょっと困るんですけども、実際にそういう疑問を父兄からいただいております。非常にやっぱり、ここが重要な点になると思いますけども、そういうふうな不安の解消、そういうこともしっかり考えておいていかないと、この問題はおそらく解決に向かっていかないんじゃないかというふうに思います。先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたけども、そういうコンセンサスをどういうふうにしたら得られるのかということ、まず考えていないということが、この問題の大きな欠点であるように私は思いました。今まで、いろんなところで説明会をお聞きしてきましたけれども、父兄の皆さんからは本当にいろんな不平不満といいますが、非常に大きな問題なんだということを感じました。そういうことを今後ともよくお考えの上で、計画を進めていただきたいと思います。

次に前期計画について、お伺いします。

先般、議会の特別委員会の主催で、身延、中富、下部3地区において意見交換会が実施されました。その中で、先ほど同僚議員の質問にも出ましたけれども、下部地区では教育委員会の説明会が、なぜ行われなかったのかという質問が出されました。これにつきまして、先ほど区長会で説明会を実施したというふうにお伺いしましたが、区長会ではどういう説明をされたのかというのを、1つお聞きしたいと思います。これは、あとでちょっと、まとめてお答えいただきたいと思います。

それから、この問題は特に地域の児童生徒と、その父兄に理解を求める必要がありまして、このような理由で区長会に説明したからということで、下部地区で説明会を行わないというのは理解できません。突然、学校統廃合の説明会が実施されて、各地区で時期尚早であるとか、拙速に過ぎるといった批判が出されているのは、早めにそういうコンセンサスを得る努力をしてこなかったことへの批判であるということがあるのに、なぜ、その下部地区では説明会を実施しないのか。もう一度、この点について、教育委員長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先ほども渡辺議員にご説明を申し上げましたように、区長会では一応、説明をしております。また広報等にも出ておりますので、一般的な全体の答申については、住民の方々にご存じだというふうに、私たちは考えております。

したがって、下部地区で説明会をいたしましても、全体計画の説明会の内容をはっきり

と網羅しているわけではございませんので、下部地区の説明会をしていない理由でございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今のは答弁になっていないように思いますけども、区長会で説明をした、あるいは広報に載せたというので、十分だというふうにお考えなのでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先ほど申し上げましたように、全体計画の後期計画、または中期計画が完全に固まりましたら細かいご説明を申し上げるつもりでございますが、私ども、今現在、下部地区に説明をして、それはあくまでも答申のままというふうな考えでありますので、今のところ、説明する予定はございません。しかし、地区の皆さんがそのことを要望するのを拒んでいるわけではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

はっきり、下部地区では説明をしないというふうなお答えですので、そのように下部地区の皆さま方には、理解をしていただくようにしたいと思います。

先般、身延小と豊岡小の統合に対しての経過報告会が身延総合文化会館で行われました。教育委員会の前期計画によりますと、来年4月を目途に身延小・豊岡小、静川小・西嶋小、下山中・身延中の3つを統廃合することになっていたはずでございます。今回、身延小と豊岡小の統合だけを実施するというにしましたのは、当然、前期計画を変更したということであると思っておりますけども、今、委員長もおっしゃっていましたが、全体計画というのはないというふうにお聞きしたんですけども、私はこの変更後の前期計画を含めた全体計画というものを改めて町民に示す必要があると思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先ほども申し上げましたように、全体計画につきましては、さまざまな因子がありすぎまして、ここで決定して町民にご説明するということは非常に困難なことになると、私たちは思っております。したがって、全体計画を作成したあとには速やかにご説明をいたしたいと、こんなふう考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは豊岡小と身延小の統廃合について、1点、お聞きしたいと思います。

前期計画7ページには、身延小学校の校舎について、校舎は昭和53年に建築され、耐震診

断の結果は基準を満たしているものの、廊下が設置されていない特殊構造を持つ施設のため、使い勝手の悪い施設です。屋内運動場は身延中学校の施設を使用していますが、老朽化が著しい施設ですと書かれています。

説明会で示された計画では、豊岡小学校を廃校し、身延小学校に統合するという計画ということですが、廊下が設置されていない特殊構造を持つ施設のため、使い勝手の悪い施設と表現しており、屋内運動場も中学校と併用しており、老朽化が著しいと認めているような身延小学校を、あえて使用するという理由を明らかにしていただきたいと思います。また今後、校舎の改築は必要ないのか。今後も中学校の屋内運動場を使用していく計画なのかどうかについても、合わせてお聞きしたいと思います。

先日、提案されました議案第88号の小学校費の第13節で、身延小学校校舎体育館改修工事事前調査業務として30万円が計上されていますが、これはこのための補正なのでしょうか。この点についても、お聞きしたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

豊岡小学校、身延小学校の統合、廃校につきましては、統合時における校舎の選定にはハード面とソフト面、多くの要因がございまして、そのさまざまな要因を検討させていただきました。

まず教室の広さでございますけど、両校を比較いたしますと、身延小学校の教室の広さは8メートル掛ける9.5メートルで、約76平方メートルにあたります。豊岡小学校の教室の広さは6.1メートル掛ける8メートルで、48.8平方メートルとなっております。統合すると児童数が増えますので、広い教室が確保できる学校を選定しております。

統合における、児童数が一番多いクラスにつきましては、6年生の34名にあたります。身延小学校の教室でのレイアウトをいたしまして、7列と4列であれば、その程度の利用は可能であるというふうに判断をいたしました。豊岡小学校では面積が35%減少し、窮屈で配置が困難であるという判断で決めました。その他にも両校の児童数の比較等を行い、校舎は身延小学校を使用することをいたしました。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

答弁がちょっと足りないようですけれども、議案第88号に小学校費で、これだけ計上した件に関しては、これは学校教育課のほうですね、お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

今回、補正で30万円をお願いをした、その内容でございます。これにつきましては、今回の身延小学校と豊岡小学校の統廃合を契機に、身延小学校の修繕を、ある程度、大規模な修繕を図っていこうというものでございます。これにつきましては統廃合の有無にかかわらず、内容としては、やっていかなければならないものでございます。

内容といたしましては水道、非常に老朽化しておりまして、配管の中から赤い錆が出てくる。非常に子どもの健康に好ましくないと。水道を10分なり出しっ放しにしておくというような状況もあるわけでございますけども、そういったものの改善、これにつきましては以前から要望があったわけでございますけども、なかなか財政的な状況から、今までできなかったという実態がございます。これと併せまして、校舎の屋根の改修、それから体育館のアリーナ、いわゆる体育館の床です。その改修、あるいは外壁の壊れている部分等々、調査をいたしまして、大規模改修までとはいかないかもしれませんが、合併特例債、これを予定して進めさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

なお、今後どのくらいの各学校の大規模改修とか、あるいは状況によれば新築の必要があるのかという部分のご質問があったわけでございますけども、これにつきましては、財務省令で減価償却に関する耐用年数というものがあります。それで申し上げますと、学校の鉄筋コンクリート造りの校舎につきましては60年、これが耐用年数となっています。体育館につきましては40年、これが耐用年数です。ここらへんを過ぎますと、もう建て替えの検討といいますが、建て替えをしなければならぬ状況になるだろうというふうに考えております。

中間で大規模改修、いわゆる校舎の躯体を残して、ほかの外壁からそっくりきれいにする。それで60年使っていこうという考え方なんですけども、それらを耐用年数から想定して、どのくらいの学校数になるのかという部分を試算したものがございます。

具体的に申し上げますと、平成22年から平成26年の間におきまして、この大規模改修、これが必要な校舎が5校、出てまいります。体育館、非常に老朽化している状況がございます。今回の身延小学校、これも非常に古い建物で、本来であれば建て替えをしたいところでありませうけれども、やはり財政的な事情から、床の改修のみに留めるところだと、そういったことがあるわけでございますけども、それらを含めると、体育館の建て替えにつきましても、この5年間で5棟というような部分が出てまいるということでございます。

以下、各5年ごとにそれぞれまとめてございますけれども、この14校を維持管理していくと。そのハード面で維持管理していくという状況を考えますと、非常に大きな経費がかかってくるという部分は否定できない事項であろうと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、細かいご説明をありがとうございました。これは今、お聞きただけでもかなり、金がかかるんだよということなんですけど、こういうことも含めて、やはり住民には説明をすべきであるというふうに思いますけども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

今後、こういうふうなことも含めまして、細かく説明いたしたいと考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

身延小、豊岡小の関係につきまして、もう1点、お伺いします。

先ほど申し上げました議案第88号の第16節ですか、私、今日、一般質問をする予定でしたので、特に昨日は質問いたしませんけども、第19節の補助金の件です。ここには、豊岡小学校閉校記念式典等補助金というふうにございます。以前、豊岡と身延の統合の説明会をお伺いしたときに、たしか学校教育課長は豊岡と身延は、これは対等の合併というのはおかしいですけども、対等であるというふうにお伺いしました。ということは、身延も閉校、豊岡も閉校で新しい学校を造るというふうには私はそのとき理解したんですけど、その点についてはいかがでしょうか。学校教育課長をお願いします。

○議長（穂坂英勝君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

今回の条例改正案につきましては、豊岡小学校を廃止するという内容でございます。身延小学校につきましては、現状のままのものとございます。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そういうのは、対等というふうには言わないのではないかなと思うんですけども、そういう形で今後も進めていくということであれば、はっきり、そのへんも、この説明会の中で申し上げていただきたいと思います。

それから、次にいきます。

静川小と西嶋小の統廃合についてですが、教育委員会の説明会、特別委員会による意見交換会で時期尚早である、計画を見直すべきであるというふうな意見や要望が多く出されました。陳情書の中にも計画ありきで、意見を聞こうとしない。時期尚早であると書かれており、静川小の要望には、来年4月の統合はあまりに唐突すぎると。統廃合を来年4月に実施することについての批判が出されています。

教育委員会は、これらの点についてどのように受け止め、どのように対処するのか。統廃合の時期について、委員会の方針をよく理解されていない人も多いと思いますので、この場で明らかにしていただきたいのですが、昨日、山日に記事が載りました。これは「統廃合 1年先送り」ということで、西嶋と静川、身延中と下山中については1年先送りであるというふうには、ここに書かれております。

ちょっと、私、疑問に思うんですが、現在、この議会に学校廃止についての議案が、第82号で身延町立学校設置条例の一部を改正する条例についてということ、身延町立豊岡小学校を廃止したいということが出されております。こういうものが出されているというのは、まだ今から、これは審議をして議決をするわけですよ。先ほどの補正予算についてもそうなんですけど、その新聞の記事についても、そういう中の一環で考えると、ちょっとおかしいではないかというふうに思いますけれども、こういうことに関して、教育委員長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

新聞報道につきましては、承知しております。しかし、これは私たち教育委員会として、新聞社に情報を提供したわけではございません。したがって、そこらへんのところはご了承を願いたいと思います。もちろん議会があつてこそ、その議会が最優先でございます。それを、このようなことが出たということは、新聞記者が豊岡小学校の案が出るというふうな説明を聞いたから、そこは完全にというふうなご理解でやったのではなかろうかと、私自身は思っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、取材もなかったんでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

私には、取材はございませんでした。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

特別委員会の委員長のところにも、取材の申し出があつたけれども、これはお断りをしたという話を聞いております。ということは、勝手に山日が書いたということで、よろしいんでしょうね。そういうふうに理解するしかないと思いますけども。

続きまして、この統廃合の時期についてということで、今、確認、記事のとおり理解してよろしいのか。これはたぶん、学校教育課が全員協議会の中で明示された日付と合致しますので、そういうところからこういうものを書いたのかなと思いますけれども、これはだけ、こういうものについては、なんらかのそういう資料がなければ、こういう記事は書けないんでないかなというふうに思いますが、これはとにかく、教育委員会としては一切、あずかり知らないことであるということで、一応、了解しておきたいと思つた。ただ、時期につきましては、こういうことでよろしいんですね。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先ほど申し上げましたように、静川小学校と下山中につきましては、平成23年4月1日に統合を目指すというふうな考えでございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

目指すということですから、今後の状況によっては、いろんな変更があるというふうに理解

しておきます。

この西嶋と静川の統廃合につきましては、当初、どちらに統合するのかもはっきりしていなかったと。それも1つ、紛糾する原因になったと思うんですけども、その後、防災面での安全性を理由に、西嶋小学校に決定するという方針が出されたように理解しておりますけども、静川小学校の父兄から安全性について疑問があると。西嶋のほうが安全性が低いのではないかというふうな疑問が出されたというふうに理解しておりますけれども、この疑問に対して、教育委員会としては、明確な判断と、その根拠を示したのでしょうか。その点を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

統合にあたりまして、どちらの校舎を使用するかは検討しているわけございまして、当初は教室、また面積、部屋の数、延べ床面積、校舎の規模とか建築年度など検討いたしてありましたけど、両校とも比較いたしましたら、比較の大きな開きがなかったころから、校舎の決定が遅れたわけでございます。この決定に対しては、非常に難しいことと判断いたしまして、各地区説明会、保護者の説明会等々、皆さんのご意見をお聞きしながら決めようというふうな、6月議会の説明のとおりでございます。

なお、その地元で説明したかというご意見ですけど、現段階では、現状をまだ、安全性についての意見につきましては、説明会は行っておりません。今後さらに細部を検討し、新しく、その検討内容を保護者にご説明を申し上げたいと思っております。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、静川小学校よりも西嶋小学校のほうが安全性が高いという、その結論は変わらないわけですね。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

結論は変わりません。ただ、保護者の一部の方がご理解をさせていただかなかった方がありますので、もう1回、細かく説明するというところでございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私の理解では、そういうものではなくて、むしろ静川のほうが安全で、西嶋のほうが不安があるというふうに、そういう意見を出されたように記憶しておりますけども、その点はちょっと教育委員長と異なるようですが、この点は、もう一度はしっかり検討していただいて、安全性、本当に静川小学校のほうが安全性について疑問があるのかどうかということ、町民の皆さんの前に明らかにしていただかないと、また紛糾するもとになると思いますので、ぜひとも、この点は明らかにしてください。

6番目については、他の質問内容と重複するので、取り下げます。

次の静川小保護者会の要望書では、統合するなら原小も含めた3校の統合を要望するというふうに書かれています。中富地区の説明会でもあちらこちらで静川、西嶋の2校だけでなく、原小学校も加えた3校の統廃合を同時に考慮すべきではないかという意見が、多く出たように思います。

また小中学校統廃合全体に関しましても、9小5中、すべてについて同時に検討すべきではないかという意見も出されたと思います。小学校に関しましては3地区に1校ずつ残すようにしてほしいという要望・意見等も多く出されていたと思います。

この3点、中富地区の3小学校について統廃合を考えるべきである。小中学校の全校の統廃合を同時に進めるべきである。小学校3地区に1校ずつ残すべきであるという、この3点について、教育委員長のお考えをお聞きます。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

前期計画は複式学級の早期解消と教育環境の改善、適正規模・適正配置等の点から作業を進めております。前期計画に位置づけられている西嶋小、静川小など、3組の統合計画はそれぞれ緊迫した課題があります。速やかな統合が必要であると、教育委員会では判断いたしました。統合の進め方については、いろいろなお意見を頂戴いたしておりますが、私どもは統合の進め方は答申の記述にもありますように、当面、既存の学校校舎を使用しながら、段階的な隣接校の統合を進めるという考えを基本としております。早期に統合できるよう、努力を重ねているところでございます。したがって、3小学校につきましての検討から外れております。よろしく申し上げます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

3小学校の統廃合を考えていないということですけども、小中学校の全校の統廃合を同時に進めるべきであるとか、3地区に1校ずつ残すべきであるという、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

そのご意見も多々、お聞きしております。ですけど、各旧町に対しまして1校ずつ残すということは、今のところ後期計画になりますので、後期計画のときに改めて検討していただきたいと、そんなふう考えております。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

審議会の答申では、10年を目途に第1段階から第3段階という区分で、最終的に1中2小が適正規模・適正配置というふうにご答申しております。これが正しいかどうかということに関しても非常に疑問があるところでありますけども、教育委員会の前期計画は、その一部を実施するもので、前期計画というからには審議会の第1段階から第3段階に対応する中期計画、後

期計画があるものと思っておりましたけれども、教育委員会から全体計画というものが無いというふうに、先ほど答弁がありましたけれども、全体計画がないような統廃合計画を進めていくことには、非常に疑問が多いわけです。この全体計画というのは、いつ示される予定なのか。答申に合わせて第1、第2、第3という段階で進めるべきだというふうにお考えなのか、この点についてお伺いします。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

全体計画につきましては、先ほどご説明したように、工事をするときのような全体計画をつくるわけにもいきません。したがって、もろもろの要因がそろってはじめて、全体計画が進めるわけで、答申を今のところ尊重すると。したがって、答申の内容によっては、また住民の皆さんに不満が出てきたり、いろいろなご意見が出てきて、それによって後期計画を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

もちろん、工事ではないですから、そんな簡単にとというのは理解できますが、審議会の答申を尊重すると言いながら、前期計画だけを今、出されているわけですね。これはちょっと違うんじゃないですかね。これは第1段階から第3段階という区分で答申が出されていて、それを教育委員会は尊重するというふうにおっしゃっているわけですから、答申に応じた計画を立てるべきで、だから全体計画がないので前期計画、後期計画というのも非常におかしいというふうに私なんかは考えるわけですが、その点に関して教育委員長は矛盾のようなものは感じられないのでしょうか。

○議長（穂坂英勝君）

教育委員長。

○教育委員長（小松文雄君）

先ほど申し上げましたように、一般の事業につきましては、たしかに全体計画は必要であって、それに基づいて進捗するわけでございます。しかし、この統廃合につきましては、当町のいろいろな状況、先ほどご説明しましたように、高校の再編までも視野に入れないと、いろいろな、かえってデメリットが出たり、問題点が増えるではなからうかと思っておりますので、私は現段階の、前期計画がベターだと思っております。要は子どもさんたちのために、複式学級を早期に解消しようと、まず、それが先だというふうに私自身は思っております。中期、後期の計画につきましては、どこの校舎を使用するという、いろいろな面で変化が表れるから、そこまでは詳細に検討していないという、ご説明でよろしゅうございますか。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

非常になんか、よく分からないような答弁に聞こえるんですが、私の時間が限られています

ので、それでは、一応、非常に疑問の多い答弁であるというふうに思いますけれども、次に進みたいと思います。

この少子化と若者定住化促進について、どういうふうに考えるかということで、これは私、先ほど、町長からお話がありましたように、6月議会でも質問を行いましたので、これは余計だなということがありましたら、答弁は結構です。

各地における説明会などで、現状の子どもの数では、この統廃合計画も致し方ないというふうに考えて、統廃合やむなしという考えの人も多いかと思います。しかし、第1次身延町総合計画の27ページには、平成28年の人口目標を1万4千人として、なんとか踏ん張ろうということに記載しております。現町長は「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」という、こういう非常に、私たちにとってもいいスローガンで、本町の未来づくりを考えていらっしゃいます。現在、8月1日現在で1万5,547人という人口が、平成28年ころには1万4千人に減るかもしれないけれども、これ以上、減らしていけないということで、身延町総合計画がつけられているということで、非常にこの点は、先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、ここでなんとか踏ん張ろうぜという、そういうことを町も、議会もそれから多くの責任ある大人が、みんなで頑張っ、そういうものを考えていかなければいけないというふうに考えて、質問させていただきましても、町長のおっしゃる「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」というスローガンで考えますと、この住みよいまちづくり、あるいは若者の定住化促進ということに努力することが、先決問題ではないかという意見が出てきています。

その点については、先ほどの町長のお考えをそのままお聞きしたということで、次に若者の定住化促進と子どもを増やすための対策は、現在、どの部署がどのように取り組んでおられるのかという、現状と今後の具体策について、町長にお聞きしたいと思います。

○議長(穂坂英勝君)

町長。

○町長(望月仁司君)

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

その前に、今、現状を申し上げますと、合併時、1万7,210人ありました人口が、9月1日ですと1万5,530人になってしまったというようなことで、すでに1,680人の減少にあることは事実でございます。

したがって、これは私どもの町だけではなくて、それぞれ全国で少子高齢化が進んでいるわけでございます。私どもは全町を挙げて、先ほど議員がおっしゃいました住んでよし、住んでいる人たちがいい町だな、ここに住みたいと思う町にするためには、1つの部署で、先ほどの渡辺議員の質問にもお話をしたとおり、1つの部署のみで対応できる問題ではございません。すべての部署で、すべての職員が全力を挙げて、町民の皆さん、あるいは議会の皆さんも含めて、町民全員で取り組んでいく問題だろうと、こういうふうに考えておりますので、それぞれの予算が示してあります各部署でやるんではございません。すべてを総合して、そして役場の全組織を挙げて、そして議員さんのお力を借りて、そして町民の皆さんと一緒に進んでいく問題だろうと、こういうふうに考えておりますので、今後ご理解をいただければ、ありがたいと思います。

○議長(穂坂英勝君)

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

町長のお考えはよく分かりましたけれども、何かその問題を解決しようというからには、どこかが窓口になって、あるいはどこかが推進力になって進めていく必要があるんじゃないかなと思いますけども、町長部局にそういう、言ってみればプロジェクトチームみたいなものをつくるというお考えはありませんか。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

今、あえてどこを中心にするかということでございますが、新しくつくるというのではなくて、政策室がでございます。将来のまちづくり等を考えている部署でございますから、そこを中心に他の部局とも連携をとる中で頑張っていきたい、こういうように今現在、考えております。今後、検討の余地はあろうかとも思います。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

よく分かりました。政策室長はぜひ、頑張ってください。

このたびの衆議院総選挙で、民主党が308議席という、多くの議席をとって第1党になり、政権交代が実現されました。民主党は選挙のマニフェストで、子ども手当年間31万2千円、これを中学卒業まで。出産一時金55万円助成、これを掲げていました。本町として、この政策に呼応するような少子化対策について、何かお考えかどうか、町長にお聞きしたいと思えます。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

子ども手当、それからご案内のように、出産の一時金につきましては、今後、国会で法案が上程され、当然、賛成多数でございますから執行されることになるだろうと、こういうように予想されますので、そのときには、速やかに対処していきたいというようにも考えております。

なお、子ども手当の呼応する施策につきましては、親の負担を軽減する少子化対策として、この4月からご案内のとおり、医療の無料化を6歳から15歳までにさせていただいて、実施をさせていただいているところでございます。

また、出産一時金につきましては、国民健康保険法等の改正に伴いまして、過日も説明をさせていただきましたが、今回の議会に現行35万円から4万円の増額条例を提出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

よく分かりました。

次に、新政権は農林水産業の再生についても新しい政策を実施することが予想されますけど

も、本町でも耕作放棄地の復活、樹木の干ばつ等による里山の復活などの新規事業が導入されています。先ほどの産業課長の答弁にもございましたけども、こういう事業が導入されているようですけれども、こういうふうなことで雇用を創出して、新たな農林業の担い手を育て、若者の定住化に役立つような方策を考えておられることと思いますが、先ほど同僚議員から有害鳥獣対策として、捕獲、それから電柵の設置などについて質問があり、答弁があったわけですが、里山の復活ということで、有害鳥獣対策になるということは考えられることだと思います。今後、新政権の政策の中で、このような対策に役立つような予算が得られれば、すぐに実施に踏み切るようなお考えがあるかどうか、この点について、町長にお聞きしておきます。

○議長（穂坂英勝君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ご案内のとおり、新政権が誕生するだろうと思いますし、新政権を担うであろう衆議院の先生方もそれぞれおっしゃっておりますので、農林水産業、私どもの地方の再生に向けての実施方針が示されるだろうと、こういうことで私も大きな期待を寄せているところでもございますし、議員おっしゃるとおり、その方針が示されたならば積極的に取り組んでいきたいと、こういうふうにも考えておるところでございます。

町内では農事組合法人で、ご案内のとおり手打沢の組合が耕作放棄地の再生を行っております。来年度からはタケノコだけではなくて、耕作放棄地をお借りして、ニンニクの生産等もやっていきたいと、こういうような計画もございます。さらには、身延の森林組合では、私どもの町にいくらでもあるといったら失礼ですが、非常にたくさんあるところの原木を利用した森林整備を図りながら、シイタケの栽培等々も考えているというような形の中で、それぞれ町内に素晴らしい組合等々の芽が出てまいっております。これも、これから、なお積極的に取り組むことによって、あるいは若者の定住の一翼を担えるのかなと、こういうふうに思いますので、努力をしまっている所存でございますので、ご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（穂坂英勝君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問は終結いたします。通告されました一般質問は、すべて終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして散会いたします。ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時20分

平成 2 1 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 6 日

平成21年第3回身延町議会定例会（4日目）

平成21年9月16日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 身延町立小中学校統廃合調査検討特別委員会委員長報告、並びに質疑
- 日程第2 付託議案に対する委員長報告、並びに質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査

2. 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	伊藤文雄	12番	渡辺文子
13番	奥村征夫	14番	中野恒彦
15番	松木慶光	17番	笠井万汎
18番	石部典生	19番	川口福三
20番	穂坂英勝		

3. 欠席議員は次のとおりである。

16番 近藤康次

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	小松文雄
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課長	柴原信一
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時10分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（穂坂英勝君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

欠席の連絡をいたします。

近藤康次議員は病院に行くため、欠席との届け出がなされております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第4号により執り行います。

日程第1 身延町立小中学校統廃合調査検討特別委員会委員長報告、並びに質疑を行います。

身延町立小中学校統廃合調査検討特別委員会委員長、日向英明君。

○身延町立小中学校統廃合調査検討特別委員長（日向英明君）

それでは、特別委員会の委員長報告をいたします。

平成21年9月16日

身延町議会議長 穂坂英勝殿

身延町議会身延町立小中学校統廃合調査検討特別委員会委員長 日向英明

身延町議会身延町立小中学校統廃合調査検討特別委員会報告書

本特別委員会は平成21年6月定例会において設置されて以来、身延町立小中学校統廃合計画・前期計画の答申に関する課題と今後の方向性について、どのようにやるべきか探るため、統廃合の諸課題を整理し、調査検討を行った。

また町民の理解を得て、納得のいく統廃合を進めるために、町民との意見交換会を併せて実施した。

具体的には、下記項目について調査検討を行い、次のとおり調査結果をまとめましたので、報告する。

1．設置の経過

平成21年6月19日の本会議において本特別委員会が設置され、次の8人の委員が選出された。

敬称は、略させていただきます。

松木慶光、近藤康次、日向英明、望月秀哉、上田孝二、渡辺文子、川口福三、笠井万汎。

同日開催された委員会において、委員長、副委員長を互選した結果、委員長 日向英明、副委員長 川口福三。

2．調査検討事項

（1）身延町立小中学校の現状と課題の調査検討

(2) 身延町立小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方および具体的な方策についての調査検討

3. 委員会の開催状況であります。

第1回 7月3日。第2回 7月9日。第3回 8月5日。第4回 8月6日。第5回 8月21日。第6回 8月25日。第7回 8月28日。合計7回を数えました。

4. 委員会の意見交換会の開催状況

7月28日、身延地区、身延町総合文化会館、参加者100人。

7月29日、中富地区、中富総合会館、参加者70人。

7月30日、下部地区、下部開発センター、参加者60人。

なお、この3会場、身延はアンケートをとらなかったわけですが、中富地区、下部地区についてはアンケートをとりまして、アンケートに書き込んだ方は75人います。

5. 意見交換会での意見については、そこに1から16までありますので、ご一読ください。

6. 調査検討結果

1. 現状と課題の調査検討

どこの学校も小規模であるが、一人ひとり目が行き届いた教育がされている。また、豊かな自然の中で、伸び伸びとした学校生活を過ごしていると思われる。

子どもを主体とした統合計画とすべきである。

時間をかけて父兄、住民が納得のいく対応をし、また学校間の交流をする中で、児童生徒の不安をなくすようにすべきである。

廃校舎の有効利用等についても地域住民と協議し、計画を立て説明すべきである。

近年の少子化に児童生徒の数が減少し、大半の学校で小規模化が進み、学校間格差が広がり、教育条件の不均衡化が進んでいる。これらを含め、現状については、答申に述べられているが、前期計画の平成22年4月の統合計画では、住民からの理解は得られない。少なくとも理解が得られる準備期間を置くべきである。

複式学級が発生したとき、統合するか、町単教員の配置によって存続するか、将来に向けての教育指針を明確にすべきである。

2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方および具体的な方策についての調査検討

子どもの数が少ないから統廃合するという数合わせでなく、それぞれの地域の実情に併せて学校の配置が地域の中で、子どもが育ち、学校では一人ひとりの子どもに目が行き届いて、先生と子ども的人間的に温かい関係が生まれる。

適正規模は基本的には、児童生徒が多くなったときのものであり、少数であっても教育効果はある。

適正配置は、学校の歴史や施設、地域性を生かしながら児童生徒、保護者、地域住民の期待に応えられる配置をすべきである。

10年で2小1中にするのを適正規模、適正配置とした考えは、まさに児童生徒の数合わせで理解できない。併せて地域性、通学の負担増等、教育環境に鑑み、将来のまちづくりを再考すべきである。

6. 結び

平成19年3月定例会で、身延町立小中学校適正配置審議会条例制定についての条例が提案され、可決された。この可決に伴い、審議会が設置され、平成19年5月25日付けで身延町

立小中学校の適正規模・適正配置等について諮問がされ、8回の審議会を経て平成20年8月22日に答申がされ、これを受けて平成21年2月に前期計画が示され、統廃合に向けてスタートが切られた。

これだけの長い期間があったにもかかわらず、住民に対しての説明を怠り、今年の4月に入ってから説明するなど、住民に対して困惑を招いたことは明白であり、平成22年4月実施の前期計画は拙速である。

今後の統廃合に向けては、地域住民の意見を十分聞く中で、長期展望に立って取り組み、なお10年後の2小1中については白紙に戻すべきである。

同時に統廃合だけを目的とした計画ではなく、限界集落の解消や若者の定着など、人口増の施策も真剣に取り組むべきである。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

特別委員会委員長の報告は、終わりました。

日向特別委員会委員長は、その場でお待ちください。

次に、特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、以上で特別委員会委員長報告は終結いたします。

日向特別委員会委員長、自席にお戻りください。

日程第2 付託議案に対する委員長報告、並びに質疑を行います。

まず、総務常任委員会委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長、望月広喜君。

○総務常任委員長（望月広喜君）

平成21年9月、第3回定例会総務常任委員会審査結果報告書の報告をいたします。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（穂坂英勝君）

総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

望月総務常任委員長は、その場でお待ちください。

続いて、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

望月総務常任委員長、自席にお戻りください。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告を求めます。

なお、教育厚生常任委員会委員長が欠席でありますので、日向教育厚生常任副委員長により報告を求めます。

日向英明君。

○教育厚生常任副委員長（日向英明君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査結果報告書を朗読します。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(穂坂英勝君)

教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

日向教育厚生常任副委員長、その場でお待ちください。

続いて、教育厚生常任副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

石部君。

○18番議員(石部典生君)

82号について、お伺いします。

私は民意の尊重、民意の反映ということをよく耳にします。去る8月28日に行われました、この議案に対する説明会に、私も出席をいたしました。関係者の真摯な声を聞いたときに、今、私が置かれている立場、議会での議決権を行使できるという立場を考えたときに、責任の重大さというものを強く感じました。よって、どのような審議がされ、どのような表決がされたのか、まず伺います。

○議長(穂坂英勝君)

日向教育厚生常任副委員長。

○教育厚生常任副委員長(日向英明君)

石部議員の質問にお答えします。

委員会報告書の13ページをご覧ください。13ページに議案第82号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、82号に対して出席委員の質疑および発言を求めるということで、特に質疑応答という形ではなかったわけですが、委員のほうから、そこに記載のとおり、それぞれ6人の委員から、そういうような意見が出ましたので、そこに参考のために記載をしておきました。

以上です。

○議長(穂坂英勝君)

石部君。

○18番議員(石部典生君)

先ほども申しましたけども、表決の内容についても説明をお願いします。

○議長(穂坂英勝君)

日向教育厚生常任副委員長。

○教育厚生常任副委員長(日向英明君)

表決の内容は、そこに記載のとおり賛成3、反対3でございましたので、規則により委員長の採決によって否決いたしました。

以上でございます。

○議長(穂坂英勝君)

石部君。

○18番議員(石部典生君)

私は民意の尊重という意味からも、速やかな採決を求め、質問を終わります。

○議長(穂坂英勝君)

ほかに。

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

豊岡小学校の廃校につきましては、地域住民、そしてまた保護者、あるいは児童が統合を求めまして、町ならびに教育委員会に対しまして、来年度、4月1日の統合を目指して、それを推進してほしいというふうな要望書が提出をされている中での、この否決でございますけども、これに対しまして、町長といたしましては、それらの要望を受け、的確な判断をされ、この82号の議案を提出されたものと思います。

私はこの否決に対して、容認することはできないというふうな立場でございますけども、今、石部議員のほうから経過を説明しろということがありましたけども、もう少し詳細に、その経過を説明してほしいと思います。

○議長（穂坂英勝君）

日向教育厚生常任副委員長。

○教育厚生常任副委員長（日向英明君）

そこに記載のとおり、賛成3、反対3というのはそれぞれの委員、私も含めて、それぞれの考えがそういうふうな賛成3、反対3というふうな形に、福与議員のほうからの質問のとおり、教育厚生常任委員会の委員の方もそれぞれの考えの中で、そういうふうな結果だと思っています。片方に一方的に傾くというのではなくて、それぞれの委員がそういうふうな、いわば、あい拮抗するような、そういうふうな数字が出たということは、それを物語っている。今、福与議員がおっしゃったものが、十分に各委員の中にあつたと思います。それで賛成3、反対3というような、そういうふうな形になって表れた結果だと思っています。

○議長（穂坂英勝君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

そもそも特別委員会の意見の中心というのは、地域住民あるいは保護者、PTA、児童ですね。統合につきましては、これらの理解を得て納得した上での統合を図るべきだというふうな流れが、特別委員会の中心の意見だというふうに思っています。

このたびの豊岡小の問題につきましては、その流れが合致しているのではないかと、特別委員会の中心の意見に合致しているのではないかとというふうに思うわけでございますね。それなのに否決というふうな決定は、何か町民の民意を尊重していないというふうな感じも受けるわけですけども、いずれ採決によって決するものだと思いますけども、われわれ議員といたしましては、町の将来の形とか、そういうふうな大きな広い意味を考えながら、この採決に臨まなければならないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日向教育厚生常任副委員長、自席へお戻りください。

次に、産業建設常任委員会委員長報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、伊藤文雄君。

○産業建設常任委員長（伊藤文雄君）

産業建設常任委員会の審査結果報告をいたします。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（穂坂英勝君）

産業建設常任委員長の報告は終わりました。

伊藤産業建設常任委員長は、その場でお待ちください。

続いて、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

伊藤産業建設常任委員長、自席にお戻りください。

各常任委員会委員長の報告、ならびに質疑は終わりました。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

まず、総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

認定第1号 平成20年度身延町一般会計歳入歳出決算、歳出、第3款民生費について、反対討論をいたします。

心身障害児、福祉手当の支給をなくしたり、敬老祝金の減額の決算です。障害児を持つ親への手当や長い間、町のため、地域のためと働いてきたお年寄りへの祝金は削るべきではないと考えます。

平成20年度身延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、反対討論いたします。

多くの町民の方から国民健康保険税が高くて払うのが大変、払いきれないという声を聞いています。一般被保険者172件、退職被保険者7件で、合計約1,790万円の不納欠損が出ました。75歳以上の方たちが後期高齢者医療に移っても、約8,580万円の収入未済額があります。2,797世帯のうち138世帯に保険証が未発行です。滞納問題の根底には高すぎる保険料の問題、そして急速な生活の悪化や貧困の広がりがあることは明らかです。国庫負担率の抜本的な引き上げによって、誰もが払える水準に保険税を引き下げることが必要ですが、町でも予防に力を入れることが大切です。

健康に不安があるから、心配があるから病院に行くのです。町の保健師さんたちも町内を駆け回ってくれているのは理解していますが、もっと早い段階で気軽に相談できるような体制が必要だと思います。保健事業費など予防に関わる予算が減額補正してある決算ですが、有効に執行すべきです。

平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対討論いたします。

85歳以上の国民を後期高齢者と呼んで独立した医療制度をつくり、収入のない人も含め保険料を設定、しかもほとんどの人が年金から天引き徴収される本制度は、平成20年度から実施されました。75歳以上は、診療報酬も別立てとされました。制度を否定した法律には、医療費の総合的適正化、いわゆる医療費の抑制という目的が明記されていて、安上がりの差別医療となり兼ねません。また保険料が高齢者人口の増加に応じて引き上がる仕組みは、高齢化の責任を高齢者にとらせるようなもので、こんな制度は認めるわけにはいきません。

議案第91号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、具体化ですので反対をいたします。

平成20年度介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対討論をいたします。

2000年4月から始まった介護保険制度は、2005年の制度改革、三度にわたる介護報酬の改定などの見直しをしたものの、制度のあり方を根本的に問われ続けてきた10年でした。骨太方針により社会保障費が大幅に削減され、介護現場は労働条件の悪化と人材不足が深刻になりました。また、特養ホームなどの施設が不足して、待機者は全国で40万人に達します。本町でも312人の待機者がいます。在宅介護を充実させることにより、お金のかかる施設に入らなくても済むようにすることが重要ですが、老老介護や家族で支えきれなくて施設に入らざるを得ない場合も多くなっていますが、なかなか入れないのが現状です。

保険料を払っても、利用できないということになります。保険料・利用料の負担が重く、必要なサービスでなく、お金のあるなしでサービスを決めているという話も聞いています。誰でも安心して介護を受けられるための努力をすべきです。

議案第85号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

合併のとき、5年を目途として町内の水道料金を統一するということですが、町民の生活が大変厳しくなっている今、3段階に分けたとはいえ、多くの家庭が値上げになる改定に賛成するわけにはいきません。

議案第86号 身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する条例については、85号の関連ですので反対いたします。

○議長(穂坂英勝君)

ほかにございませんか。

日向君。

○9番議員(日向英明君)

認定第1号 平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の討論をいたします。

本特別会計決算は75歳以上の被保険者を対象とし、平成20年度より始まった制度であります。さまざまな改善がなされ、医療保険料、保健事業費および後期高齢者医療広域連合への納付金等については、原案に賛成いたします。

○議長(穂坂英勝君)

ほかにございませんか。

望月君。

○8番議員(望月寛君)

82号の教育厚生常任副委員長の報告に対して、反対討論をいたします。

僕も、あの学校には何年か厄介になりまして、この学校が統合というときには、本当に寂しく感じました。僕は学校というのは、車でいえば、バッテリーだと思っています。まだ、どんな小さい学校でも置いてもらいたいということは、これは嘸隠しもない考えです。だけど、教育委員会が説明に歩いているところを目にしたとき、僕は個人的に父兄というのはどうしているのかというところで、何回か出席させていただきました。それも聞き、また生徒の外での授業、体操ですね、それを何回か隠れるようにして見に行きました。そうすると生徒が少ない。そしてまた、その生徒が全部来れば、まだいいけども、1人休んだといえ、本当に1対1とか1対2というような授業で、これではかわいそうかなと思ったけど、僕には子どももいませんから、賛成、反対できずに、見学だけさせてもらっていました。

そうしたら、あるおばあさん、子どもの姑さんから電話がありまして、ある試合があったというときに、今の親はみんな父兄がビデオを持っていくらしいですよ。それでビデオを撮ってきて、それを夜、子どもが見ていたら泣いていると。なんだといたら、試合に負けて悔しいと。どういうことかといったら、6年生ではただ一人でもって、あとの学校は6年生でチームを組んでいる。そうしたらどうだといったら、3年生から全部行って、ようやく人数に達したと。それでは負けるのは当たり前だと、おばあさんは言ったけど、その子は絶対、悔しいといったら、6年の子がその晩一晩、おばあさんと寝たらしいですよ。そうしたら、そのおばあさんが電話をよこして、おばあさんが、私が言ったということは内緒にしてくれと。望月さん、だけど私は孫のためを思って、なんとか統合してやってくれと。だけど父兄がなんというか、おばあさん、分からないから、私は、今は賛成も反対も言えませんよと。父兄の意見をよく聞いてから、僕はしますと。

それで、あるとき、僕はPTAの会長に電話しました。僕は賛成していいのか、反対していいのか、棄権をしていいのか、父兄の意見を聞きたいといったら、ちょうど明日の晩、行政の関係ではなく、父兄だけで話し合いをしますよというから、それでは私、口をきかないから行かせてくれるかなといったら、僕の一存ではいけないから、望月さん、5分待ってくれというから待っていました。そうしたら、PTAの会長からノーという、誰も、外野はいけないと。うちだけで話をさせてくれということで、では、その結果を教えてくれといったら、その晩、PTAの会長、副会長は一晩中、教育委員会へ持っていくお願い書、それを作成して、そして教育委員会へ持って行って、どうでも来年の4月1日にはやってくれと。もし、やってくれなかったら、私たちはもう、行政に厄介にならないよと。自分自分で送り迎えをしますということが出たら、来年1年にあがる子どもさんが誰もいなくなってしまう。

そういうことでは困るから、ぜひ、これは説明のように、来年4月1日を目途に努力してまいりたいと思います。いろいろと要望も出ていますけども、無理なところもあると思います。だけど、そのところはよく検討して、父兄とうまい話し合いをして、統合してやってもらいたいと思っています。今朝も僕に、3人の父兄から電話がありました。望月さん、頑張ってくれと。今日はと。ぜひ、お願いします。

○議長（穂坂英勝君）

望月君、委員長報告に対する反対の討論ですね。

○8番議員（望月寛君）

そうです。さっきの教育厚生常任副委員長の報告に対しては、僕は反対です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

議案第82号 身延町立学校設置条例の一部改正について、いくつかの視点から賛成をいたします。

私は議員になって、この10月で8年を経過しようとしています。当初より、今日に至るまで、私の一貫している政治に対する信条は、個人であれ、議会という組織であれ、そこに住み暮らしている人々に対して、今現状はどうなっているか。また、これから行おうとすることが、将来に向けて最善の方法であるかどうかであります。

提案理由で、平成22年3月31日をもって、身延町立豊岡小学校を廃止する一部条例改正ですが、平成21年2月20日より、前期計画について豊岡小保護者、住民への説明会および協議が10回を数えています。そのような経過を経て、平成21年8月11日に豊岡小PTAより、統廃合計画について賛成の意見書が提出された。

私が先に述べたとおり、そこに住んでいる人々は、豊岡地区全体の将来を考えての苦渋の決断であったことは、私の理解するところであります。しかし前期計画第1段階、小学校2校を減じ7校とし、中学校を1校減じ4校とする答申内容とは、大きくかけ離れたものといえます。

今回の条例改正は豊岡小・身延小の統合という部分的なものであり、また変更後の前期計画に関わる部分の説明が町民、父兄にされていない。したがって、前期計画全般に整合性のない議案第82号について、委員長報告に賛成をいたします。

以上であります。

○議長（穂坂英勝君）

望月君。

○3番議員（望月秀哉君）

ただいまの副委員長の報告について、反対をいたします。

私も教育厚生常任委員会の委員であります。特別委員会にも所属しておりました。その中の、いろいろなやりとりを通じて感ずることですけれども、やはりわれわれが議員としてやらなければならないことは、先ほどの質問の中にも出ましたけれども、民意の尊重ということです。

地域の子どもたちも、学校も、PTAも、地域の皆さんがぜひ統合を進めていただきたいということでもって陳情がきています。先ほど日向副委員長は、いわゆる答申に基づく教育委員会の前期計画についてふれましたけれども、今回、提案されている82号、ならびに88号の議案は、その前期計画とは関係ないと。私はあえて、そういうふうに断ずるわけです。

いったん答申をもとに立てた計画ですけれども、いろいろの経過の中で、民意に沿った行政の施策というものが、これが一番大事ですから、ということで教育委員会が、日向さんはその一部をとったといいますけれども、考えようによっては、前期計画と別に豊岡小・身延小の統合を議案として提案されたという解釈をしておりますので、教育厚生常任委員会の4対3という否決には、私は反対いたします。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

渡辺君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第82号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり賛成の討論をいたします。

私は基本的に、今ある学校は残すべきだと思っています。学校統廃合の問題は、保護者や地域の人たちにとって、そして町にとっても、とても重要で大切な問題です。その方たちに無理な選択、苦渋の選択を迫るものです。長い歴史のある学校が廃校になる。1年足らずの時間の中で、そのことが決定されることに、どうしても納得がいきません。もっと時間をかけるべきです。身延町の住民は、10年後に1つの中学校、2つの小学校になることを望んでいるでしょうか。学校のあるべき姿に関する問題は時間をかけ、保護者を含めた地域住民と十分、話し合っていくべきだと思います。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

川口君。

○19番議員（川口福三君）

先ほど、日向副委員長のほうから特別委員会の結果について報告されました。私も特別委員会の副委員長という立場の中で、委員会で論議を交わしたわけでございます。しかしながら、審議会からの答申は第1段階、第2段階という、いわゆる町全体の計画のもとに、来年4月を目途にという説明があったわけでございます。というのは西嶋小学校・静川小学校の統合、それから身延中と下山中の統合、併せて身延小と豊岡小の統合も第1段階としての計画の説明がなされました。

こうした計画からしますと、やはり地域においては地域差、温度差があるわけでございます。子どもの数合わせも当然のことながら、やはり地域の声を反映するのも、われわれ議会議員の務めであると。いくら離れた地域であろうとも、その地域の説明会において、大多数の住民・父兄が賛成、来年の4月、ぜひ統合してくれという意見が多い状況において、議会議員として反対する立場はとれないというのが、私の考えでございます。

ですから特別委員会においても、そのような意見のもとに賛成の立場で、私は挙手をいたしました。

以上です。

○議長（穂坂英勝君）

ほかにございますか。

（ な し ）

賛成・反対同数の方の討論がございましたものですから、以上で討論がないと認め、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案に対する採決を行います。

認定第1号について、委員長報告のとおり原案認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、認定第 1 号 平成 2 0 年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり可決認定いたしました。

議案第 8 2 号に対する教育厚生常任委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案に対して採決いたします。

議案第 8 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数であります。

よって、議案第 8 2 号 身延町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に議案第 8 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 8 3 号 身延町公民館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 8 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 8 4 号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 8 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第 8 5 号 身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 8 6 号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第 8 6 号 身延町営農飲雑用水施設給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第 8 7 号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第 8 7 号 身延町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例につ

いては、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第88号中、第10款教育費中、2項1目19節の負担金補助及び交付金に対する教育厚生常任委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

議案第88号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第88号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第89号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第89号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第90号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第90号 平成21年度身延町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第91号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、議案第91号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第92号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第92号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第93号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第93号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第94号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第94号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第95号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第95号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第96号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第96号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上5委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長(望月仁司君)

大変、ご苦労さまでございました。

平成21年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は去る9月7日に開催をされ、本日までの10日間、穂坂議長のもとで、私どもの提案に関わる諸議案につきましてご熱心に、しかも真摯に審議をいただき、ただいますべての議案につきまして、原案のとおり認定、ご承認、ご議決、ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員各位のご協力に心から敬意を表し、お礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見・ご要望につきましては、これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきようしますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいる所存でありますので、今後ともご指導をお願い申し上げます。

さて、町議会も特に緊急案件のない限り、この姿でお付き合いは、本日が任期最終の議会となると思われますので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ときの流れは早いもので、議員各位にはもう4年が経ってしまったという感じだろうと思います。私とのお付き合いは1年でありましたが、あっという間の1年でございました。この間、議員各位にはデマンド交通で、交通弱者の足の確保や子育て支援医療費助成の中で、対象年齢を6歳から15歳まで引き上げていただくなど、県下でも先達の施策の執行にご賛同・ご協力をいただきました。

その他、新町合併の難しいスタートが無事、素晴らしい方向で切れたことも議員各位のご尽力の賜物でありますし、特に議員自身が行革の名の下、議員定数2割カットという大ナタも振るっていただいたところがございます。さらには議会改革の中で、町民への各地区での議会報告会を開催するなど、町内はもとより広く身延町議会の名を高めていただきましたご功績に、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

いよいよ任期も余すところ、少なくなりました。聞き及ぶところによりますと、多くの議員各位が引き続き町政に対し、お力を貸していただけるとのことでございますが、今任期を最後にご勇退なされる議員さんもおられるやに伺っております。ご勇退なされる議員さんには、それぞれ多くの素晴らしい実績を残されての勇退でございます。勇退をなされましても、尊い経験を生かされまして、今まで同様、町政に対してご指導をいただけますことを伏してお願いを申し上げます。本当にご苦労さまでございました。

また再度、町議選に挑戦をなされます皆さんには、10月25日には全員が見事当選をされて、またこの議場に帰ってきていただけますことを、神かげご祈念を申し上げたいと存じます。

秋とは申せ、まだまだ暑い日が続いております。議員の皆さんにはお体に十分お気をつけていただいて、ますますご活躍をいただけますことをお願いし、閉会のあいさつといたします。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（穂坂英勝君）

町長のあいさつが終わりました。

さて、今議会が私たちにとりまして、最後の議会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

このように、議場において皆さまと顔を合わせるのも本日をもって最後になると思いますが、この4年間、本町議会の運営が円満に本日までまいりましたことは、議員各位のご理解・ご協力の賜物と厚く感謝申し上げます。

また、議案等の審議に対しましても終始極めて真剣に取り組んでいただき、それぞれ適正妥当な結論を得ましたことにつきまして、心より厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、地方分権の進展に伴い、地方自治体の意思決定、情報の公開、執行機関のチェック等、あらゆる面で従前にも増して、自治体みずからの責任と自立性が求められ、議会の役割はますます大きくなってきております。

こうした背景の中で、本町議会も議会の活性化に努めるとともに、住民に見える議会、開か

れた議会を目指して、議員一同、力を合わせて住民の期待に応えてきたところであります。

来たるべき10月31日をもって任期が満了するのでありますが、今定例会をもって議会活動を退く方もあるかと思いますが、これまでにたくさんご支援・ご厚情をいただき、そして本日ここに任期最後の定例会を終了できましたことに対しまして、議員ならびに町長をはじめ執行部の皆さんに心から厚く御礼を申し上げます。

さらに、今回の町議選に際して再出馬を予定されている各位におかれましては、来たる10月25日の選挙において、議員定数が今の20人から4人減の、定数が16人になりますが、全員が当選の栄位を得られ、再びこの議場に全員顔を合わせるよう格段の努力、ご奮闘をお祈り申し上げる次第でございます。

どうか皆さまには健康に留意されまして、ご活躍くださいますようお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、今定例会に提出されました議案は、すべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、今定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

会期10日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

これをもちまして、平成21年第3回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

○議会事務局長(遠藤守君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時00分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上